

新型コロナウイルス感染症対策 に関する取組み（振り返り）

令和 6 年 3 月
愛 媛 県

目次

1. 感染症対策本部等の体制

- (1) 新型コロナウイルス感染症の初動対応 1
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策本部等の設置・運営 2

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

- (1) 海外発生期～県内発生前（令和元年12月～令和2年3月） 7
- (2) 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月） 9
- (3) 感染第3波（令和2年11月～令和3年3月） 13
- (4) 感染第4波（令和3年3月～令和3年6月） 15
- (5) 感染第5波（令和3年7月～令和4年1月） 18
- (6) 感染第6波（令和4年1月～令和4年6月） 21
- (7) 感染第7波（令和4年6月～令和4年10月） 24
- (8) 感染第8波（令和4年10月～令和5年5月） 27

3. 相談・検査体制等の整備

- (1) 相談・受診体制 33
- (2) 衛生環境研究所等における検査体制の確立 36
- (3) 臨時PCR検査センターの設置 38
- (4) モニタリングキット配布ステーションの設置 46
- (5) 無料検査の実施 50
- (6) 高齢者施設職員一斉検査の実施 54
- (7) 集中的検査の実施 60
- (8) 疫学調査体制 67
- (9) クラスタ対策 69

4. 医療提供体制の確保

- (1) 病床の確保等 76
- (2) 宿泊療養施設 85
- (3) 搬送調整 88

目次

(4) 患者搬送体制	95
(5) 診療・検査医療機関の拡充	96
(6) 入院・外来等の設備整備	97
(7) 施設内療養者に対する医療提供	100
(8) 後方支援医療機関	101
(9) 医療機関等への衛生資材等の確保	102
(10) 自宅療養者への支援	105
(11) 慰労金事業	113
(12) 支援金事業	114
(13) 医療従事者応援手当金	115

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

(1) 感染状況等に応じた警戒レベルの設定	117
(2) 飲食店への営業時間の短縮要請、まん延防止等重点措置	136

6. ワクチン接種の推進

(1) 円滑なワクチン接種に向けた取組みの概要	142
(2) ワクチン接種状況	143
(3) ワクチン年代別接種状況	145
(4) コールセンターの設置	147
(5) ワクチン接種体制の拡充	148
(6) 職域接種等の実施	149
(7) 集団接種の実施	151
(8) 小児接種に係る財政支援の実施	157
(9) 個別接種促進支援事業の実施	158
(10) ワクチン接種の啓発	159

目 次

7. 保健所の機能強化

- (1) 保健師等の応援派遣 161
- (2) 保健所業務の重点化 163

8. 経済対策

- (1) 営業時間の短縮要請、まん延防止等重点措置 166
- (2) 事業継続支援 173
- (3) 需要の維持 208
- (4) 雇用の維持確保 209
- (5) 働き方改革・能力開発支援 217
- (6) テレワークの推進 219
- (7) 愛顔の安心飲食店認証制度 222

9. 生活支援等

- (1) 生活困窮者等への支援 225
- (2) 人権への配慮 227

10. 学校における対策

- (1) 学校における感染対策等 235

11. 県民等に向けた広報・情報発信

- (1) 記者会見による感染状況等の情報発信 241
- (2) 県民・事業者への呼び掛け 242
- (3) 県ホームページによる広報・情報発信 243

1. 感染症対策本部等の体制

1. 感染症対策本部等の体制

(1) 新型コロナウイルス感染症の初動対応（県内での陽性者の初確認まで）

令和2年

1月28日 新型コロナウイルス感染症への対応に係る庁内連絡会議を開催

- ＜目的＞ 庁内の対応状況と連絡体制について情報を共有するとともに、今後県内で患者が発生したときの庁内の体制、対応を確認
- ＜構成員＞ 保健福祉課、医療対策課、健康増進課（事務局）、薬務衛生課、衛生環境研究所、消防防災安全課、循環型社会推進課、産業政策課、産業人材室、国際交流課、県立病院課
- ＜議事内容＞
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況について
 - ・ 松山空港における定期航空便の状況、県内への外国人観光客の入国状況について
 - ・ 県内で陽性者が確認された場合の対応について
 - ・ 関係課の対応状況について情報共有

1月31日 感染症指定医療機関連絡会議の開催

- ＜参加者＞ 県内感染症指定医療機関の医師及び看護師、保健所・消防等の担当者等
- ＜議事内容＞
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する各病院の対応等の情報共有
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する意見交換

2月10日 第1回感染症対策本部会議を開催（県感染症対応マニュアルに基づき本部を設置）

- ＜目的＞ 保健所での相談体制の強化（帰国者・接触者相談センターの設置）に合わせて、本県で患者が発生した場合に備えた体制を設置し、庁内の対応状況と連絡体制について情報共有
- ＜構成員＞ 【本部長】保健福祉部長 【副本部長】健康衛生局長
（__は本部長指名） 【本部員】保健福祉課長、医療対策課長、健康増進課長、薬務衛生課長、衛生環境研究所長、交通対策課長、消防防災安全課長、循環型社会推進課長、産業政策課長、産業人材室長、国際交流課長、港湾海岸課長、県立病院課長、保健体育課長
- ＜議事内容＞
 - ・ 現在の感染状況等について
 - ・ 「帰国者・接触者相談センター」の設置及び患者発生時の対応について

1. 感染症対策本部等の体制

(2) 新型コロナウイルス感染症対策本部等の設置・運営

令和2年

3月2日 県内での陽性者の初確認
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（要綱）
⇒以降、松山市との合同会議（1回）を含め本部会議を4回開催

3月26日 新型インフルエンザ等特別措置法第22条の規定に基づく
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
⇒以降、令和5年4月26日まで、市町との合同会議（22回）を含め
本部会議を86回開催

【特措法に基づく対策本部会議の各年度の開催状況】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3回	24回（14回）	43回（6回）	15回（2回）	1回

※（ ）内は市町との合同会議の開催数

- 対策本部においては、感染状況に応じた対策など県の対応方針を決定。
- 市町との合同会議は、「まん延防止等重点措置」適用要請や県独自の警戒レベルの引き上げなどの節目において開催し、県と市町が情報を共有して、新型コロナに対応していくことを確認。

1. 感染症対策本部等の体制

○愛媛県・20市町合同新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(令和4年1月6日開催(※市町はオンライン参加))



《参考》新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

【都道府県対策本部の設置】

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

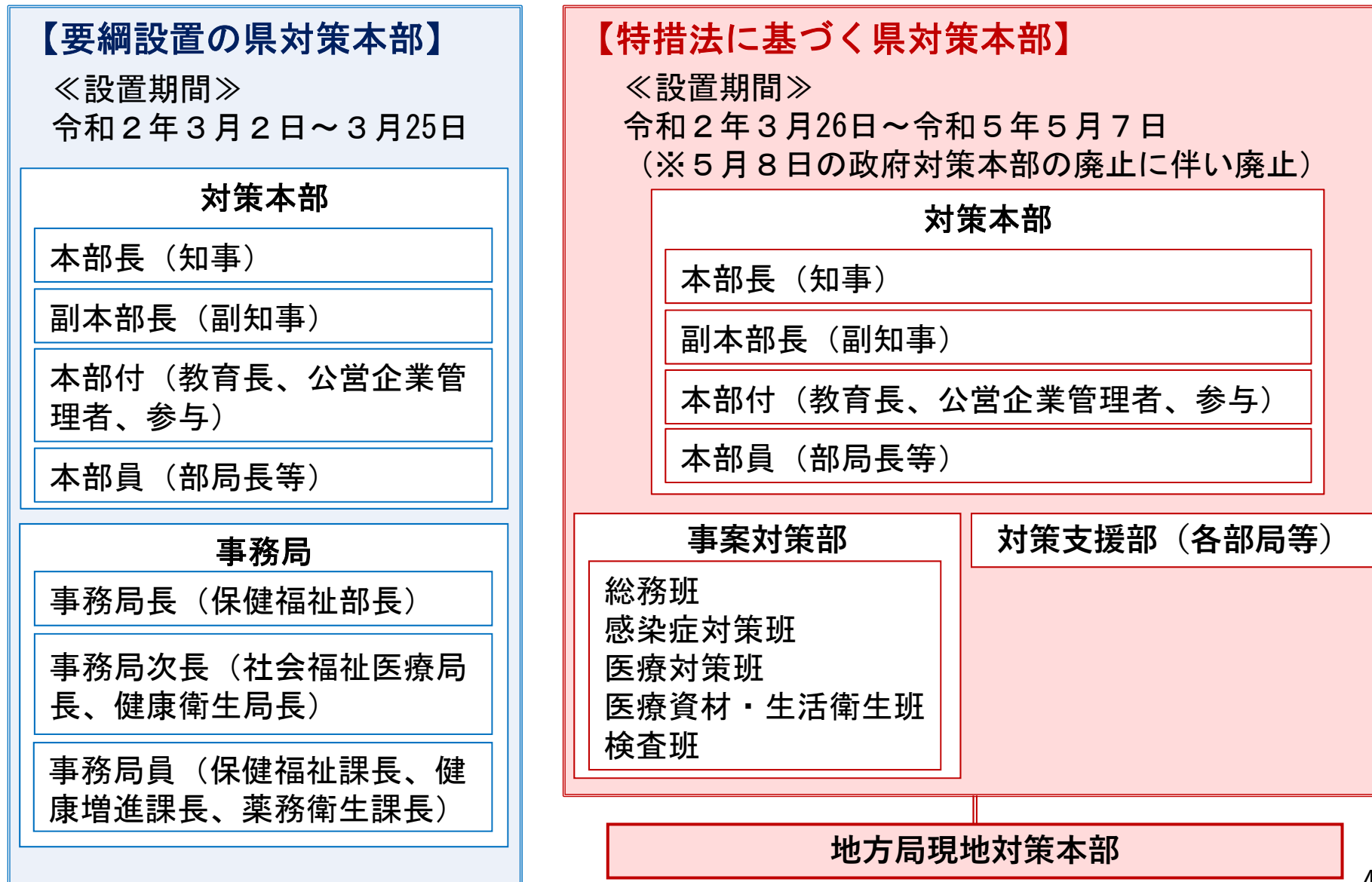
2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

【都道府県対策本部の廃止】

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

1. 感染症対策本部等の体制

○愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部組織図



1. 感染症対策本部等の体制

○新型コロナウイルス感染症対策支援班の設置

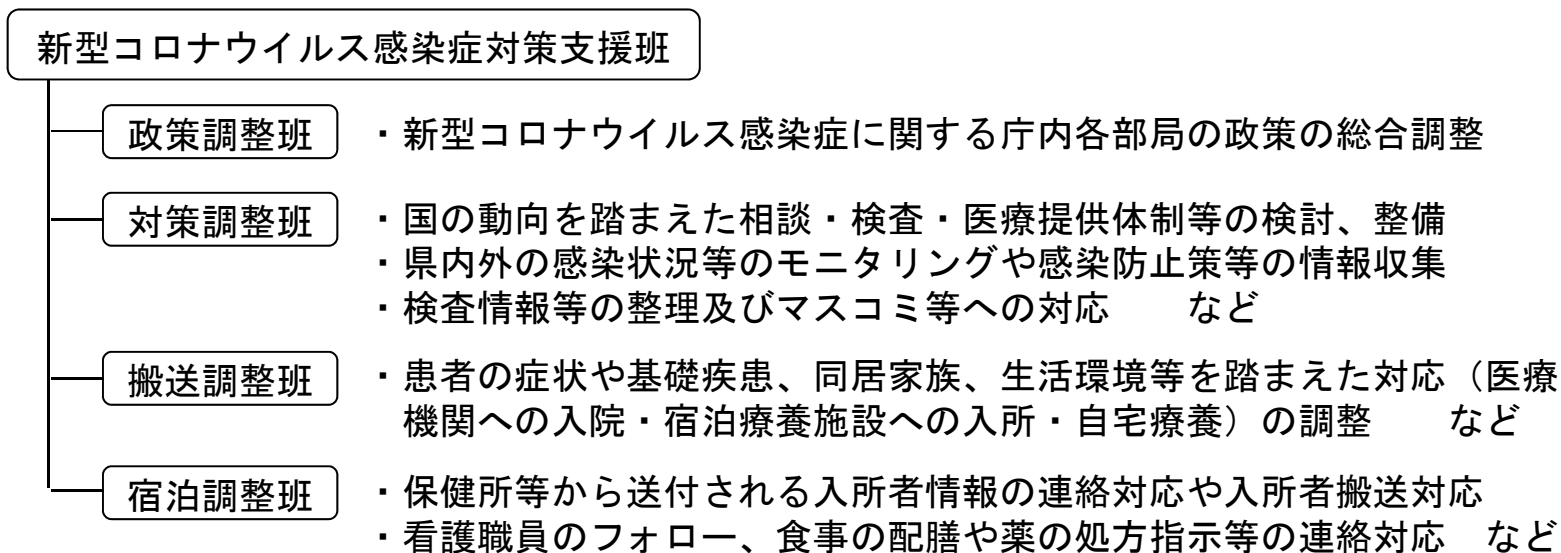
【設置根拠】 新型コロナウイルス感染症対策支援班設置要領（令和2年4月1日施行）

【任務】

- ① 新型コロナウイルスに係る検査、疫学調査等の実施の調整に関する事
- ② 新型コロナウイルス感染症対策本部の会議の運営に関する事
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療用資材の確保に関する事
- ④ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施の調整に関する事
（令和2年4月13日・要領改正により追加）
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者等の医療機関等への搬送調整に関する事
（令和2年6月1日・要領改正により追加）
- ⑥ 前各号の事項に係る保健所、市町、国その他の関係機関との連携調整に関する事
- ⑦ その他新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の支援に関する事

【庶務】 保健福祉部社会福祉医療局 保健福祉課
医療対策課（④及び⑤の事務に限る。）

【運営体制】



1. 感染症対策本部等の体制

○ 新型コロナウイルス感染症対策事業推進班の設置

【設置根拠】 新型コロナウイルス感染症対策事業推進班設置要領（令和2年7月1日施行）

- 【任務】
- ① 慰労金・支援金事業の迅速かつ円滑な事業の執行に関する事
 - ② 慰労金・支援金に関する関係機関のほか、医療従事者等、介護・障害サービス施設従事者や関係施設職員等への周知啓発に関する事
 - ③ その他慰労金・支援金事業の推進に関し必要な事項

【庶務】 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

○ 新型コロナウイルスワクチン接種推進班の設置

【設置根拠】 新型コロナウイルスワクチン接種推進班設置要領（令和3年1月14日施行）

- 【任務】
- ① 新型コロナウイルスワクチンの流通に関する地域の卸売業者との調整に関する事
 - ② 新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町事務に係る調整に関する事
 - ③ 新型コロナウイルスワクチンの優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整に関する事
 - ④ 新型コロナウイルスワクチンに関する専門的相談対応に関する事
 - ⑤ その他新型コロナウイルスワクチンの接種推進に関する事

【庶務】 保健福祉部健康衛生局健康増進課

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(1) 海外発生期～県内発生前（令和元年12月～令和2年3月）

- ・ 令和元年12月末、中国武漢市で原因不明の肺炎の集団発生が確認され、翌1月には当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定された。
その後、世界各国に感染が拡大、国内でも1月16日に初の感染者が確認された。
- ・ 本県においては、1月28日に新型コロナウイルス感染症対応に係る庁内連絡会議を開催し、庁内各部局と情報共有を行うとともに、1月31日に感染症指定医療機関連携会議を開催し、県内の感染症指定医療機関及び保健所、消防機関、検疫所等関係機関との間の連携体制を確認した。
- ・ また、県内での患者発生に備えて、2月10日に保健福祉部長を本部長とする感染症対策本部を立ち上げるとともに、衛生環境研究所におけるPCR検査体制の整備、感染症指定医療機関等における患者受入体制の構築、帰国者・接触者外来及び相談センターの開設等の整備を進めた。
- ・ 2月下旬には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客のうち、陰性が確認され船内待機を終えた方が下船・貴県したことに伴い、県内関係者に対して保健所が健康状態の確認などのフォローアップを実施した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(1) 海外発生期～県内発生前（令和元年12月～令和2年3月）

国内の動き	本県の対応
R1.12 中国湖北省で原因不明の肺炎の集団発生を確認	
R2.1.16 国内1例目の感染者確認公表 R2.1.17 積極的疫学調査実施要領を策定 R2.1.下旬 中国武漢市から邦人帰国	R2.1.28 新型コロナウイルス感染症対応に係る庁内連絡会議を開催
R2.1.30 政府対策本部を設置	R2.1.31 感染症指定医療機関連携会議を開催
R2.2.1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定 各都道府県に対して、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置を要請	R2.2 衛生環境研究所におけるPCR検査体制整備
R2.2 クルーズ船・ダイヤモンドプリンセス号対応	R2.2.10 県感染症対策本部を設置 （要綱設置、本部長：保健福祉部長）
R2.2.25 政府新型コロナ対策基本方針を策定	R2.2.10 帰国者・接触者外来（20か所）及び相談センター（各保健所）を設置
R2.2.27 学校の臨時休業の要請を決定 （3月2日から）	R2.2.23 ダイヤモンドプリンセス号下船者のフォローアップ対応開始

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(2) 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月）

- ・ 3月2日、県内で初の感染者が確認されたことを受けて、直ちに知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染拡大を防止するとともに、県民の生活や経済への影響を最小限とするための方針を確認した。
- ・ 3月26日、新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定を受けて、本県においても同特措法に基づく対策本部を設置した。また、本県の新型コロナ対策の立案を円滑に行うため、4月1日に保健福祉部内に専担チームを設置、また、新型コロナ患者の入院調整を円滑に行うため、保健福祉部内に医療調整本部及び患者搬送コーディネーターを設置した。
- ・ 3月31日には、県内初の集団感染が確認されたが、保健所の疫学調査による濃厚接触者の囲い込み・封じ込めにより感染拡大の阻止に当たった。
- ・ 全国的な感染拡大を受けて、政府は4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発令、4月16日には全都道府県に拡大され、本県も緊急事態宣言を発令し、県民に対して不要不急の外出を自粛するなど行動制限を要請した。さらに、5月8日には、県独自の警戒レベル（感染縮小期、感染警戒期、感染対策期）を定め、県民に対して感染動向に応じた注意喚起を行うこととした。
- ・ 5月14日には、精神科病院で大規模クラスターが発生し、感染拡大を阻止するため、政府クラスター対策班やDMAT・DPAT等の応援を要請、県内関係機関等の支援により約1か月で封じ込めを完了した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(2) 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月）

国内の動き	本県の対応
	R2.3.2 本県1例目の陽性者確認 県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（要綱設置、本部長：知事）
	R2.3.4 県内の学校休業措置開始
	R2.3.7 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）の開設
	R2.3.12 衛生環境研究所の検査体制強化（PCR検査機器1台増設）
R2.3.14 新型インフルエンザ等特措法の改正	
R2.3.26 特措法に基づく政府対策本部の設置 基本的対処方針の決定 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の導入	R2.3.26 特措法に基づく県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（本部長：知事）
R2.3.30 東京オリンピック・パラリンピック2020の開催1年延期を決定	
	R2.3.31 県内初の集団感染（4人）事例発生
	R2.4.1 コロナ対策専任チーム（コロナ班）を設置
R2.4.7 7都府県を対象に緊急事態宣言を発令	R2.4 医療調整本部及び患者搬送コーディネーターを設置
R2.4.16 緊急事態宣言を全都道府県に拡大	R2.4.16 緊急事態宣言発令（5/14まで）
	R2.4.23 「対新型コロナ防衛戦略」を策定
	R2.4.23 宿泊療養施設の開設（奥道後「壺湯の守」別館）

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(2) 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月）

国内の動き	本県の対応
	R2.4.24 遊興施設・遊技施設に対する休業協力要請
	R2.4.27 医療従事者応援手当金の創設
	R2.4.27 酒造組合における高濃度アルコールの製造供給（5月上旬から）
	R2.4.30 「新型コロナウイルス感染症こころのホットライン」の開設
R2.5.7 コロナ治療薬（レムデシビル）特例承認	R2.5.8 「感染第二波への対処戦略」を策定 県独自の感染警戒レベル（感染縮小期、感染警戒期、感染対策期）を設定し、5/11から「感染警戒期」に位置付け
R2.5.15 HER-SYS（感染者等情報把握システム）の試行導入（5/29～全都道府県に展開）	R2.5.14 精神科病院で大規模クラスター発生 R2.5.15 政府クラスター対策班の派遣を要請 県内関係機関等の支援により約1か月で封じ込め
R2.5.25 緊急事態措置解除	
R2.6.9 接触確認アプリ（COCOA）の導入	R2.6 検査体制の強化 （衛環研にPCR検査機器2台増設、県内中核病院に自動PCR装置配備） R2.6.12 えひめクラスター対策班の創設に着手 R2.6.19 「感染第二波への対処戦略」の改訂、「感染縮小期」に移行

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(2) 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月）

国内の動き	本県の対応
R2.7.10 イベント開催制限の緩和	R2.7.10 えひめコロナお知らせネットの開設 (LINEを活用した接触確認システム) R2.7.14 今後の患者推計及び病床確保計画の策定 R2.7.26 えひめ福祉支援ネットワーク（E-WELネット）の構築
R2.7.22 GoToトラベル事業の開始	
R2.9.4 インフルエンザ流行期に備え、各都道府県に診療・検査医療機関の体制整備を要請	
R2.9 GoToEatキャンペーン事業の開始	R2.11.16 診療・検査医療機関（発熱外来）の整備

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(3) 感染第3波（令和2年11月～令和3年3月）

- ・ 11月18日、県と松山市以外の19市町との間で「感染症健康危機発生時における職員の併任に関する協定」を締結。協定に基づき、市町保健師を県保健所へ派遣。
- ・ 県内で日常生活における感染リスクの高まりを受け、11月20日に警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げ、県民への注意喚起を行うとともに、日常での感染対策の徹底を呼び掛けた。翌21日には、接待を伴う飲食店におけるクラスターの発生に伴い、対象店舗を公表のうえ利用者等に対して注意喚起を実施。
- ・ 令和3年1月7日、政府は首都圏の4都県を対象に緊急事態宣言を発出。緊急事態措置の期間延長や区域変更等により、一時は11都府県まで拡大。（措置期間：令和3年1月8日から3月21日）
- ・ 1月8日、本県で過去最多となる38名/日の陽性を確認するなど、陽性数・陽性率が上昇傾向にあり、松山市以外でも感染拡大の兆候が認められたことから、同日から警戒レベルを「感染警戒期」における「特別警戒期間」に引き上げ、対策の強化を図った。
- ・ 1月13日から、特措法第24条第9項の規定に基づき、松山市内に所在する酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮（5～20時・酒類提供は19時まで）を要請した。＜2月7日まで＞

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(3) 感染第3波（令和2年11月～令和3年3月）

国内の動き	本県の対応
<p>R3. 1. 7 4都県を対象に緊急事態宣言を発令（2回目）</p> <p>R3. 2. 13 特措法改正、まん延防止等重点措置の創設指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更</p> <p>R3. 2. 17 医療従事者等へのワクチン先行・優先接種開始（本県は3/5から開始）</p> <p>R3. 3. 21 緊急事態措置終了</p>	<p>R2. 11. 18 19市町と「感染症健康危機発生時における職員の併任に関する協定」を締結</p> <p>R2. 11. 19 えひめ看護職員応援ネットワーク（E-ナースネット）の立ち上げ</p> <p>R2. 11. 20 「感染警戒期」に引き上げ</p> <p>R2. 11. 21 接待を伴う飲食店におけるクラスター発生</p> <p>R2. 11. 23 軽症・無症状者に対する自宅療養の導入 自宅療養者へのフォローアップ体制整備（パルスオキシメーター貸与、配食サービス等）</p> <p>R3. 1. 4 宿泊療養施設の開設【追加】 （ホテルたいよう農園・古三津）</p> <p>R3. 1. 8 「特別警戒期間」に引き上げ</p> <p>R3. 1. 13 松山市内の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮要請（2/7まで）</p> <p>R3. 3. 2 「感染警戒期」に移行</p>

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(4) 感染第4波（令和3年3月～令和3年6月）

- ・ 3月下旬、松山市の繁華街において感染力の強い変異株（アルファ株）による感染が水面下で拡大し、3月23日には「繁華街クラスター」として認定、対象店舗を公表のうえ利用者等に対して注意喚起を行った。当クラスターは、二次感染等を含めて203名もの陽性者が確認される大規模かつ広域的なクラスターとなった。
- ・ 3月25日には、過去最多となる59名/日の陽性者を確認。医療機関への負荷が急激に増大していたことから、同日から警戒レベルを「特別警戒期間」に引き上げた。しかしながら、3、4月の人の移動のほか、家庭や職場、生活上の接触などにより地域に感染が広がり、感染リスクや医療負荷が深刻な状況となったため、4月8日には、初めて感染対策を最優先とする警戒レベル「感染対策期」に引き上げた。
- ・ 4月1日から、特措法第24条第9項の規定に基づき、松山市内の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮を要請した。
- ・ 4月25日から、国の「まん延防止等重点措置」が適用され、重点措置を講じるべき区域（措置区域）として松山市を指定した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(4) 感染第4波（令和3年3月～令和3年6月）

国内の動き	本県の対応
	R3.3.下旬 松山市繁華街で大規模クラスター発生 （二次感染者を含め200名以上）
	R3.3.25 「特別警戒期間」に引き上げ
	R3.3.30 松山市繁華街対象の臨時PCR検査センター 開設（4/9まで）
	R3.4.1 松山市内の酒類を提供する飲食店に対する 営業時間短縮要請（4/21まで）
R3.4.5 3府県をまん延防止等重点措置区域として 公示	R3.4.8 「感染対策期」に引き上げ
R3.4.12 高齢者に対するワクチン優先接種開始 （本県は5/8から開始）	R3.4.9 県公式Twitterによる陽性者数速報の開始
R3.4.23 4都府県を対象に緊急事態宣言を発令 （3回目）	R3.4.14 東京オリンピック・パラリンピック2020 松山市内の聖火リレー中止を決定
R3.4.25 愛媛県をまん延防止等重点措置区域に指定 （5/22まで）	R3.4.25 重点措置を講じるべき区域（措置区域）と して松山市を指定
	R3.4.27 宿泊療養施設の開設【追加】 （ホテル泰平・別館）
	R3.5.18 営業時間短縮要請に応じない飲食店 （2店舗）に対して、営業時間短縮命令 ※命令に応じない1店舗に対して、5/26に 過料通知

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(4) 感染第4波（令和3年3月～令和3年6月）

国内の動き	本県の対応
	R3.5.24 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設（5/28まで）
	R3.6.1 「特別警戒期間」に移行
	R3.6.14 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設（2回目・6/18まで）
R3.6.20 緊急事態宣言 沖縄県を除いて解除	R3.6.22 「感染警戒期」に移行

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(5) 感染第5波（令和3年7月～令和4年1月）

- ・ 感染力が強いデルタ株の影響により、首都圏や関西圏では感染が急速に拡大。本県においても7月中旬以降陽性者が急激に増加し、過去最多を大幅に更新した。
- ・ 7月29日には、警戒レベルを「特別警戒期間」へ引き上げ、より強い注意喚起を行ったが、8月11日には過去最多となる85名/日の陽性者を確認したことから、即日、警戒レベルを「感染対策期」に引き上げた。その後も感染は拡大し、8月19日には102名/日の陽性者を確認した。
- ・ 8月16日には、特措法第31条の6第1項の規定に基づき、飲食店の営業時間の短縮要請及び酒類提供の自粛（日中を含め終日）要請等を行った。
- ・ 8月20日には国の「まん延防止等重点措置」が適用され（2回目）、重点措置を講じるべき区域（措置区域）として松山市を指定した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(5) 感染第5波（令和3年7月～令和4年1月）

国内の動き	本県の対応
R3.7.12 緊急事態措置 東京都を再度追加	R3.7.21 宿泊療養施設の開設【追加】 (ホテル新居浜ヒルズ)
R3.7.19 コロナ治療薬（ロナプリーブ）特例承認	
R3.7 東京オリンピック・パラリンピック2020を 無観客で開催	R3.7.28 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設（3回目・8/3まで） R3.7.29 「特別警戒期間」に引き上げ R3.8.10 松山市に臨時PCR検査センターを開設（8/13まで） R3.8.11 「感染対策期」に引き上げ
R3.8.20 愛媛県をまん延防止等重点措置区域に指定 (2回目) (9/12まで)	R3.8.16 松山市の飲食店に対する営業時間短縮要請 R3.8.20 重点措置を講じるべき区域（措置区域）として松山市を指定 R3.8.24 新居浜市・西条市に臨時PCR検査センターを開設（8/26まで）
R3.8.30 コロナ治療薬（エバシエルド）特例承認	R3.9.13 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設（4回目・9/16まで）
R3.9.27 コロナ治療薬（ゼビュディ）特例承認	
R3.9.30 すべての緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域を解除	

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(5) 感染第5波（令和3年7月～令和4年1月）

国内の動き	本県の対応
	R3.10.1 「感染警戒期」に移行
	R3.10.6 新居浜市に臨時PCR検査センターを開設 (10/8まで)
	R3.10.8 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設（5回目・10/13まで）
	R3.10.20 「感染縮小期」に移行

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(6) 感染第6波（令和4年1月～令和4年6月）

- ・10月20日以降、警戒レベルを「感染縮小期」に引き下げたうえで、感染回避行動の徹底を日常化しつつ、社会経済活動を展開していたが、令和4年1月4日に感染力が強いオミクロン株疑い陽性者を、翌5日にはオミクロン株陽性者を県内で初確認。以降、同株が主流となる第6波に突入した。
- ・1月8日には、警戒レベルを「特別警戒期」へ引き上げたが、これまでにないスピードで感染が拡大し、医療体制や保健所業務への深刻な影響が危惧されたため、同月12日に「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」に引き上げ、県民に対し、県外との不要不急の出張・往来自粛など日々の具体的な行動変容を要請した。
- ・1月25日には、過去最多の367名/日の陽性者を確認。入院を要する患者数は第5波と同水準（第5波の最多入院数123名/日に対し、第6波の最多入院者数は107名/日）であったが、2月5日には自宅療養者数が2,556名/日と、第5波の最多自宅療養者数（540名/日）を大幅に上回った。
- ・陽性者及び自宅療養者の急増に伴い、保健所業務が急激にひっ迫したことから、感染力が高いオミクロン株の特性や地域ごとの感染状況等を踏まえ、保健所業務の重点化を行った。

【主な重点化の内容】陽性者の聞き取り調査の期間短縮、濃厚接触者へのPCR検査の範囲縮小、保健所による健康観察対象者の限定、濃厚接触者の健康観察はセルフチェックへ移行 など

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(6) 感染第6波（令和4年1月～令和4年6月）

国内の動き	本県の対応
R3.11.8 新たなレベル分類の考え方を決定	R3.11.11 「この冬を乗り越える！愛顔の応援パッケージ2021」を策定
R3.11.19 基本的対処方針の全面改訂 イベント開催制限の緩和 ワクチン・検査パッケージ制度の導入	
R3.11.26 WHOがオミクロン株を「懸念すべき変異株」に指定	
R3.11.30 国内でオミクロン株初確認	
R3.12.1 ワクチン3回目接種の開始	
R3.12.3 オミクロン株濃厚接触者に対して宿泊施設待機を要請	
R3.12.23 一般検査事業（無料検査）の開始	
R3.12.24 コロナ治療薬（ラゲブリオ）特例承認	
R4.1.7 3県をまん延防止等重点措置区域に指定以後、段階的に34都府県に拡大	R4.1.4 県内で40日ぶりに陽性者確認 R4.1.6 「感染第6波への対処準備期間」に位置付け R4.1.8 「感染警戒期」に引き上げ R4.1.12 「オミクロン株感染拡大・特別警戒期間」に引き上げ (本県はまん延防止等重点措置を申請せず) R4.1.14 宇和島市に臨時PCR検査センターを開設(1/17まで)

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(6) 感染第6波（令和4年1月～令和4年6月）

国内の動き	本県の対応
<p>R4. 2. 10 コロナ治療薬（パキロビッドパック）特例承認</p> <p>R4. 2. 21 5～11歳までの小児へのワクチン接種開始</p> <p>R4. 3. 1 水際対策の段階的緩和（待機期間の短縮等）</p> <p>R4. 3. 16 濃厚接触者の待機期間の短縮</p> <p>R4. 3. 21 18都道府県のまん延防止等重点措置終了</p>	<p>R4. 1. 17 保健所業務の重点化（疫学調査、濃厚接触者の特定・検査、健康観察等の限定）</p> <p>R4. 1. 19 松山市に臨時PCR検査センターを開設（1/23まで）</p> <p>R4. 1. 22 濃厚接触者の健康観察をセルフチェックに切り替え</p> <p>R4. 1. 24 新居浜市、西条市に臨時PCR検査センターを開設（1/27まで）</p> <p>R4. 2. 4 保健所業務の更なる重点化（松山市・西条保健所）</p> <p>R4. 3. 3 新たな宿泊療養施設の確保（ホテル泰平本館）</p> <p>R4. 4. 1 「感染警戒期」に移行</p> <p>R4. 4. 1 保健所業務の重点化を県下全区域に拡大</p> <p>R4. 4. 28 松山空港に無料検査所を開設</p> <p>R4. 5. 19 マスク着用の考え方提示</p> <p>R4. 5. 25 ワクチン4回目接種開始</p>

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(7) 感染第7波（令和4年6月～令和4年10月）

- ・ 6月下旬以降、オミクロン株BA.5系統の影響で全国的に感染が急拡大する中、7月上旬には県内でも初めて確認された。その後、全国平均を上回るペースで陽性者数が急増し、入院患者の急増により一般診療への影響も懸念されたことから、7月12日には「特別警戒期間」に引き上げた。
- ・ BA.5系統への置き換わりが進んだ影響もあり、7月中旬以降、全年代の陽性者数が急増。病床使用率が50%を超える状況が続いたため、8月9日に「愛媛県BA.5対策強化宣言」を発出した。その後、同月18日には過去最多の3,515名/日の陽性者を確認し、病床使用率も70%を超えるなど医療体制が危機的状況にあったことから、同月23日に「愛媛県BA.5医療危機宣言」を発出し、県民に対して行動制限等を要請した。
- ・ 8月1日には、自宅療養中に症状が悪化した方等のため、医師等による医療相談やオンライン診療で24時間対応する「自宅療養者医療相談センター」を設置したほか、同月26日には、自己検査や無料検査で陽性となった方が、外来受診しなくても確定診断を受けて自宅療養に移行できる仕組みとして「陽性者登録センター」を設置した。
- ・ 陽性者の急増に伴い、保健所業務の重点化をさらに進め、8月9日にはファーストタッチの対象者を重症化リスクの高い方に絞る運用としたほか、9月26日からは発生届対象者を65歳以上や入院を要する方などに限定し、陽性者数のみの把握に切り替えた。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(7) 感染第7波（令和4年6月～令和4年10月）

国内の動き	本県の対応
R4. 7. 22 濃厚接触者の自宅待機期間の短縮	R4. 7. 12 「特別警戒期間」に引き上げ
R4. 7. 29 「BA. 5対策強化地域」を新設 (8/24までに27道府県を指定、9/30までに解除)	R4. 7. 20 保健所業務の更なる重点化 (疫学調査の省力化)
R4. 8. 25 自治体の緊急避難措置として全数届出を見直し	R4. 8. 1 自宅療養者医療相談センターの開設
R4. 9. 6 全国一律対応として全数届出見直しを表明 (9/26から)	R4. 8. 9 「BA. 5対策強化宣言」発令
R4. 9. 7 陽性者の自宅療養期間の見直し	R4. 8 受診相談センター（コールセンター）の 体制拡充（期間限定でオペレータを増員）
R4. 9. 7 水際対策の緩和 (ワクチン3回接種者の陰性証明不要等)	R4. 8. 23 「BA. 5医療危機宣言」発令
R4. 9. 下旬 オミクロン株対応ワクチンの接種開始	R4. 8. 26 陽性者登録センターの開設
	R4. 9 日曜祝日に診療を行う医療機関への協力金 制度
	R4. 9. 17 「BA. 5医療危機宣言」の終了 (「特別警戒期間」を継続)
	R4. 9. 26 コロナ患者の把握方法の変更 (発生届の対象者を高齢者等に限定し、 陽性者数のみの把握に切り替え)

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(7) 感染第7波（令和4年6月～令和4年10月）

国内の動き	本県の対応
R4.10.11 水際対策の緩和 （入国者総数上限の撤廃等） R4.10.13 新型コロナ・インフル同時流行タスク フォース立ち上げ R4.10 生後6か月から4歳までの乳幼児へのワクチン接種開始	R4.10.27 「感染警戒期」に移行 （新居浜西条圏域は「特別警戒期間」継続）

2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(8) 感染第8波（令和4年10月～令和5年5月）

- ・ 9月中旬以降「特別警戒期間」を継続していたが、10月29日には、感染回避行動の徹底の継続等を前提として「感染警戒期」に切替え。ただし、新居浜・西条圏域については、感染リスクが高い状況にあると判断し「特別警戒期間」を継続し、他の圏域よりも慎重な行動を呼び掛けた。
- ・ その後、県内全域で増加傾向で推移し、12月5日には県内全域を「特別警戒期間」に引き上げたものの、感染者の増加の勢いは衰えず、医療や救急の負荷が増大していたことから、同月15日には「医療ひっ迫宣言」を発出し、小さな子どもや高齢者の医療アクセスを優先するため、陽性者登録センターの活用などへの協力を呼び掛ける一方で、同月27日には、最大確保病床数を520床まで拡充した。
- ・ しかしながら、感染状況は翌年1月に入っても拡大し続け、同月5日には過去最多となる5,219名/日の陽性者を確認したほか、同月10日には入院患者数も過去最多の389名/日となり、病床使用率は86.3%まで上昇した。
- ・ 1月上旬をピークに陽性者数は減少に転じ、2月中旬には入院患者は3分の1程度まで減少し、病床使用率も30%以下に低下したことなどにより「医療ひっ迫宣言」を終了し、「特別警戒期間」へ移行。その後も減少傾向で推移し、3月20日には「感染警戒期」へ切り替えた。

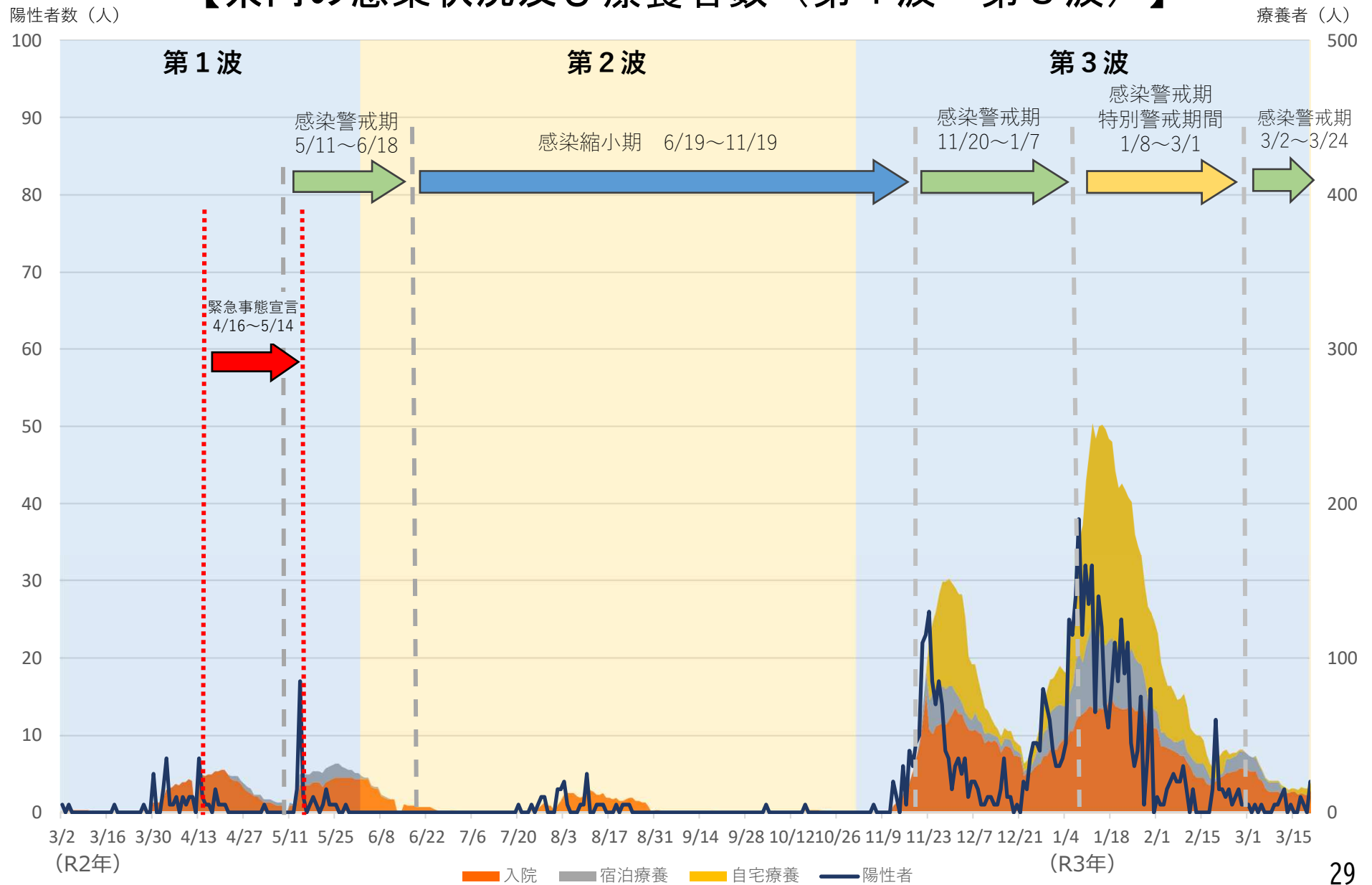
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

(8) 感染第8波（令和4年10月～令和5年5月）

国内の動き	本県の対応
R4.11.22 コロナ治療薬（ゾコーバ）特例承認	R4.12.5 県下全域を「特別警戒期間」に引き上げ R4.12.15 「医療ひっ迫警戒宣言」発令 R4.12.24 陽性者登録センターの体制拡充 （1日300人から500人へ、2/14まで） R4.12 年末年始の診療等に対応する医療機関・薬局 への協力金制度 R5.1.4 1日の陽性者が5,219名確認（過去最多）
R5.1.27 5/8から5類感染症に移行する方針を発表	
R5.2.10 マスクの着用の考え方見直しを発表 （3/13から）	R5.2.15 「医療ひっ迫警戒宣言」の終了 （「特別警戒期間」の継続） R5.3.13 事業所における陽性者発生時の対応周知 （マスクの着用の考え方見直し関連） R5.3.20 「感染警戒期」に移行
R5.4.27 基本的対処方針の廃止を発表（5/8付）	R5.4.26 5類感染症移行後の本県の新型コロナ対応 を公表
R5.4.28 特措法に基づく新型コロナ対策推進本部の 廃止を決定（5/8付）	
R5.5.8 感染症法上の分類を5類感染症に変更	R5.5.8 宿泊療養施設、陽性者登録センター、自宅 療養者医療相談センターの運用終了 R5.5.19 5類移行後初回の感染状況の公表

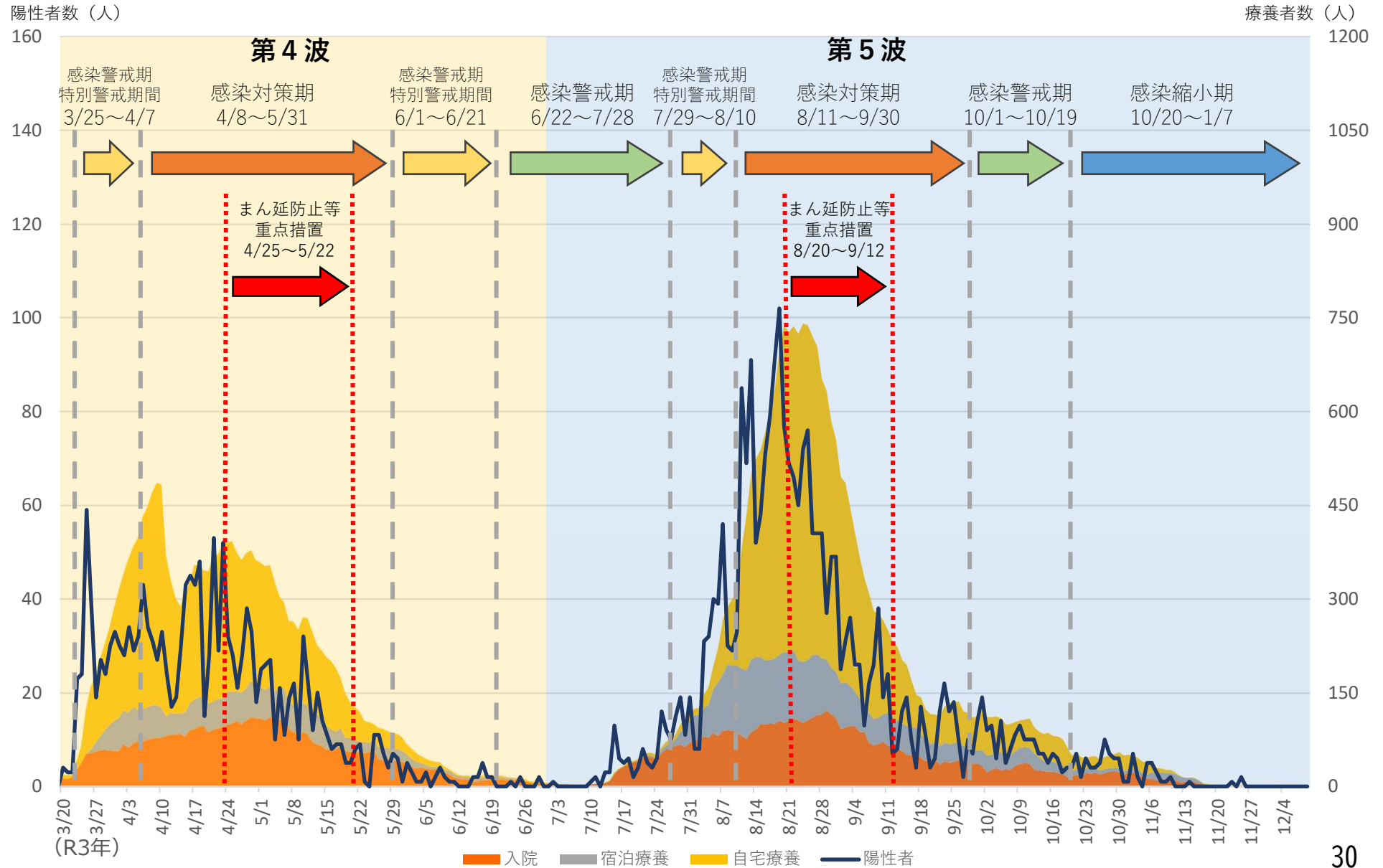
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

【県内の感染状況及び療養者数（第1波～第3波）】



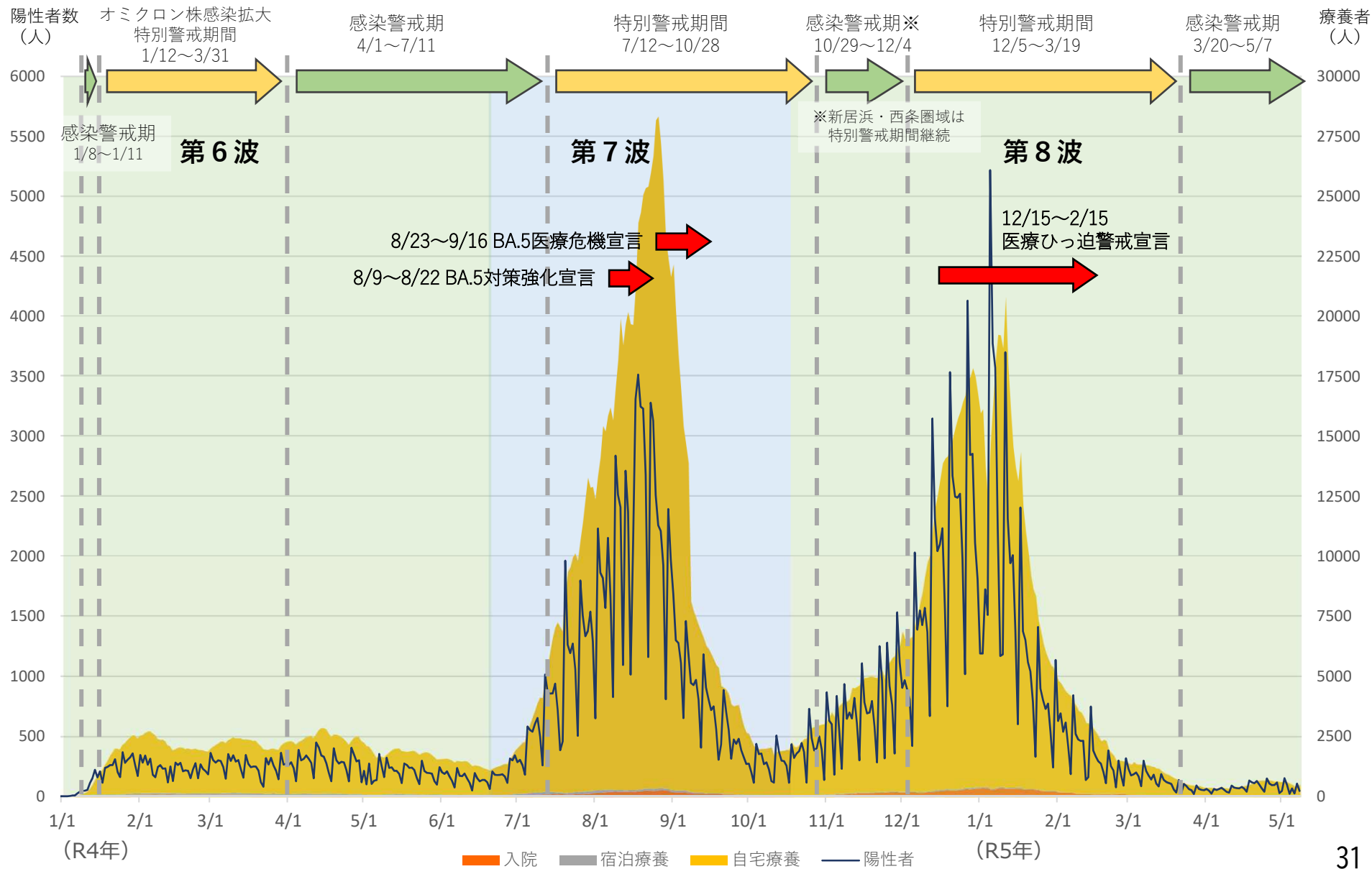
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

【県内の感染状況及び療養者数（第4波、第5波）】



2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

【県内の感染状況及び療養者数（第6波以降）】



2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要

【県内の感染状況（第1波～第8波）】

区分	第1波～第3波 従来株	第4波 アルファ株	第5波 デルタ株	第6波 オミクロン株 (BA.1、BA.2)	第7波 オミクロン株 (BA.2、BA.5)	第8波 オミクロン株 (BA.5)
期間	383日間 (R2.3.2～R3.3.19)	103日間 (R3.3.20～R3.6.30)	187日間 (R3.7.1～R4.1.3)	166日間 (R4.1.4～R4.6.18)	121日間 (R4.6.19～R4.10.17)	203日間 (R4.10.18～R5.5.8)
陽性者数（事例数）	1,077名（332事例）	1,677名（486事例）	2,658名（918事例）	36,958名	124,546名	152,376名
うちクラスター関係	465名（30事例）	655名（25事例）	591名（40事例）	－ ※1	－	－
最多陽性者数/日	38名 (R3.1.8)	59名 (R3.4.6)	102名 (R3.8.19)	449名 (R4.4.12)	3,515名 (R4.8.18)	5,219名 (R5.1.5)
検査数	36,331件	59,123件	79,638件	203,459件	272,215件	381,469件
陽性率	3.0%	2.8%	3.3%	18.2%	－ ※2	－
感染経路不明率	18.4%	24.0%	26.6%	34.7%	61.7% (R4.6.19～R4.9.24)	－
最多療養・入院患者数/日	252名 (R3.1.12)	486名 (R3.4.9)	740名 (R3.8.24)	2,855名 (R4.4.13,14)	28,325名 (R4.8.26)	20,814名 (R5.1.10)
最多入院患者数/日	73名 (R3.1.18)	112名 (R3.4.29)	123名 (R3.8.29)	107名 (R4.2.13)	296名 (R4.8.27)	389名 (R5.1.9)
最多入所者数/日	54名 (R3.1.12)	58名 (R3.4.29)	116名 (R3.8.13)	116名 (R4.4.19)	111名 (R4.7.9)	61名 (R4.12.28)
最多自宅療養者数/日	142名 (R3.1.15)	357名 (R3.4.10)	540名 (R3.8.24)	2,716名 (R4.4.13)	27,965名 (R4.8.26)	20,440名 (R5.1.10)
死亡者数	24名 (2.23%)	51名 (3.04%)	7名 (0.26%)	58名 (0.16%)	149名 (0.12%)	412名 (0.27%)
重症者数（最多/日）	26名（6名） (2.41%)	37名（13名） (2.21%)	21名（7名） (0.79%)	20名（2名） (0.05%)	26名（6名） (0.02%)	39名（8名） (0.03%)

※1 R4.7.15～クラスター公表を医療・福祉関係クラスターに限定

※2 第7波以降、保健所業務の重点化により保健所が関与する検査の範囲を縮小。第6波以前との算出方法の一貫性がないため、非表示とする。

3. 相談・検査体制等の整備

3. 相談・検査体制等の整備

(1) 相談・受診体制

新型コロナウイルス感染症の発生初期において、帰国者及び陽性者との接触者への相談に対応するため、R2.2月に各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を開設するとともに、県内各医療圏域に「帰国者・接触者外来」を設置し、感染が疑われる患者の相談及び外来受診に対応した。

(R2.2) 20医療機関 ⇒ (R2.8) 25医療機関に拡大

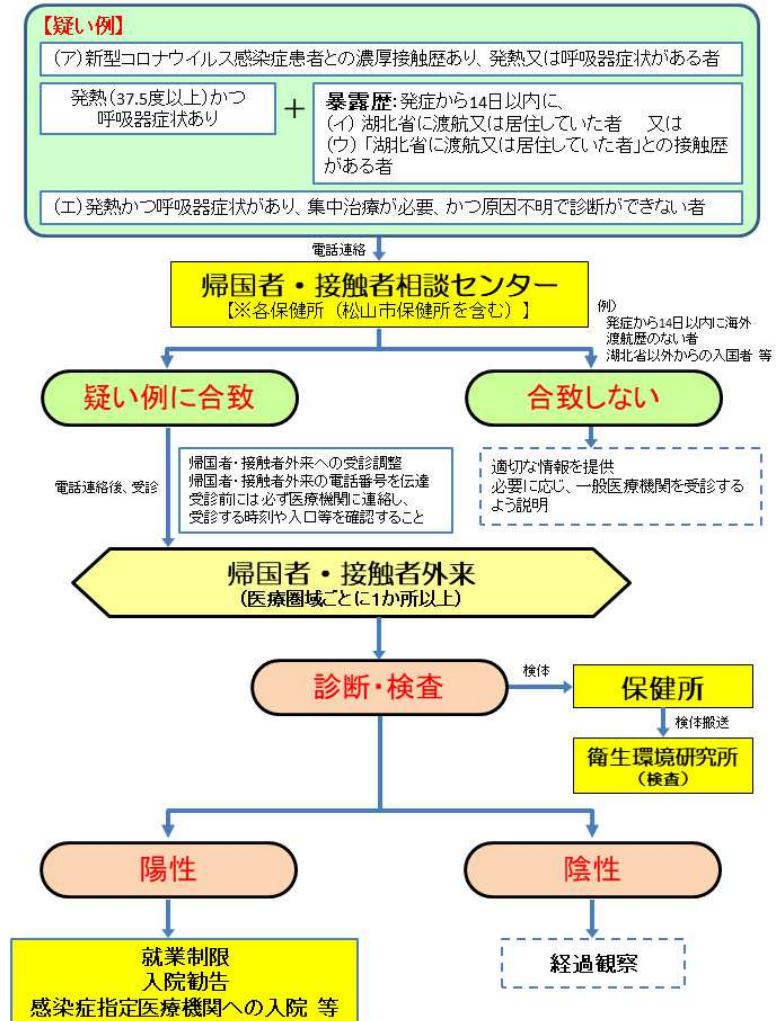
令和2年3月7日には、新型コロナに係る一般相談窓口及び帰国者・接触者からの相談に対応するコールセンターを開設し、24時間体制で県民からの相談に対応した。

さらに、令和2年夏季の新型コロナ流行を踏まえ、季節性インフルエンザ流行期に備えた受診・相談体制として、県医師会の協力を得て、同年11月に発熱等の症状のある患者の診療を担当する「診療・検査医療機関」制度を開始するとともに、帰国者・接触者相談センターを「受診相談センター」に改称し、体制の強化を図った。

【国内発生初期（R2.2月）の対応フロー】

新型コロナウイルス感染症の医療体制について

○対応フロー（R2.2.3 健感発0203第2号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）



3. 相談・検査体制等の整備

○受診相談センター相談実績 (R5. 5. 7時点)

令和元年度	3月	合計
一般相談	2,527	2,527
受診相談	861	861
合計	3,388	3,388

※ 3/7～相談開始

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談	7,259	2,909	1,407	2,243	2,663	1,245	1,152	2,163	1,761	2,752	992	2,480	29,026
受診相談	2,293	1,012	507	915	1,198	607	519	1,914	2,582	3,719	1,700	2,218	19,184
合計	9,552	3,921	1,914	3,158	3,861	1,852	1,671	4,077	4,343	6,471	2,692	4,698	48,210

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談	3,321	2,470	1,308	1,913	4,518	2,771	1,472	662	476	4,230	3,109	3,177	29,427
受診相談	3,488	4,048	1,997	2,018	4,413	2,555	1,564	1,295	913	6,857	6,688	6,583	42,419
合計	6,809	6,518	3,305	3,931	8,931	5,326	3,036	1,957	1,389	11,087	9,797	9,760	71,846

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般相談	3,213	2,350	1,763	4,162	7,555	5,858	3,165	4,296	7,282	6,431	1,734	934	48,743
受診相談	7,234	6,278	4,412	12,107	19,132	7,546	4,463	6,438	12,221	11,570	2,532	1,790	95,723
合計	10,447	8,628	6,175	16,269	26,687	13,404	7,628	10,734	19,503	18,001	4,266	2,724	144,466

令和5年度	4月	5月	合計
一般相談	1,122	310	1,432
受診相談	1,212	421	1,633
合計	2,334	731	3,065

※ ~5/7まで

＜令和2年3月7日～令和5年5月7日＞
合計：207,975件

※ 一般相談は令和5年5月7日で終了。受診相談については、5月8日以降も引き続き対応。

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 県民からの相談を受けるコールセンターを立ち上げることによって、24時間体制で県民からの相談に応じるとともに、保健所の負担軽減を図ることができた。
- ・ コールセンターを松山市との共同運営とすることにより、県下一律で相談対応に当たることができた。
- ・ 一方、第7波の患者急増時には非常に多くの入電があり、一時的に電話がつかない状況が発生した。
- ・ 診療・検査医療機関の体制については、医師会の協力を得て、R2年11月の制度開始当初から多くの医療機関に対応いただくことができた。
(人口当たりの診療・検査医療機関数は全国第5位 (R4年10月時点))

【今後の課題等】

- ・ 相談体制のコールセンター化が非常に効果的であったことから、次の新興感染症発生時においても相談機能の外部委託はできる限り早期に検討する必要がある。
- ・ 新興感染症の国内発生初期において、発熱患者の外来受診体制を構築するためには、医療機関における感染対策への支援を講じるとともに、医師会と連携を図り患者の受入れに対する不安の解消に努めることが重要である。

3. 相談・検査体制等の整備

(2) 衛生環境研究所等における検査体制の確立

新型コロナウイルス感染症の検査に対応するため、令和2年2月に県衛生環境研究所でPCR検査体制を確立した。（その後、感染拡大に対応できるようPCR検査機器の拡充を図り、5台体制とした。）

また、検査人員については、庁内他機関からの応援職員のほか、松山市及び愛媛大学の協力を得て検査数の増大に対応できる体制を構築した。

その他、令和2年11月には医療機関及び地域外来・検査センター等における検査体制を構築し、広く検査を行う体制を確立した。

経過

- R2. 2. 3 県衛生環境研究所（衛環研）でPCR検査開始
（R2. 3月1台増設、6月2台増設、R3. 3月自動PCR装置導入（合計5台））
- R2. 5. 13 抗原検査キットが薬事承認、保険適用
- R2. 9以降 二次医療圏及び松山市の主要な医療機関（8か所）に自動PCR検査装置を
配備（R2. 6補正対応）
- R2. 11以降 各医療圏域に地域外来・検査センターを設置（PCR検査の委託契約を締結）
（R2. 9補正対応）
- R2. 11. 16 診療・検査医療機関における診療・検査対応開始
- R3. 2. 16 衛環研で変異株PCR検査（N501Y：アルファ株のスクリーニング検査）開始
（※L452Rが主流となったため、N501Y検査は8月上旬で終了）
- R3. 6. 8 衛環研で変異株PCR検査（L452R：デルタ株のスクリーニング検査）開始
- R3. 7. 14 衛環研で遺伝子ゲノム解析開始

3. 相談・検査体制等の整備

検査可能件数の推移

(1日最大検査可能数 ※診療・検査医療機関は抗原検査を含む。)

検査機関	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.6月	R2.11月	R3.4月	R3.10月	R4.4月	R4.11月
県衛生環境研究所	40件/日	80件/日	96件/日	192件/日	216件/日	264件/日	304件/日	432件/日	432件/日
民間検査機関					100件/日	1,500件/日	1,500件/日	3,000件/日	3,000件/日
診療・検査医療機関					5,482件/日	5,820件/日	5,834件/日	9,130件/日	11,570件/日

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 国立感染症研究所においてウイルスのPCR検査方法が確立したのち、迅速に（約10日間で）県衛生環境研究所における検査体制を構築することができた。
- ・ 県衛生環境研究所のみでは検査可能数に限界があったが、1日に大量の検査が可能な民間検査機関の協力を得ることにより、高齢者施設等において陽性者が確認された際の一斉検査等に対応することができた。

【今後の課題等】

- ・ 次の感染症危機に備えて、検査体制をどのように維持していくか（検査技術の継承、検査人員・自動機器の確保、機器の維持管理等）検討しておく必要がある。

3. 相談・検査体制等の整備

(3) 臨時PCR検査センターの設置

【第1回】

松山市繁華街クラスターの感染状況の確認を目的として、飲食店の従業員等を対象に「臨時PCR検査センター」を設置

- 実施主体 愛媛県、松山市、民間検査機関（愛媛県総合保健協会）
- 開設期間 第1次実施 令和3年3月30日～4月2日
第2次実施 令和3年4月5日～4月9日
- 対象者 松山市繁華街の「接待を伴う飲食店・深夜営業を行う飲食店」の従業員のうち無症状の方
- 検査費用 無料（自己負担なし）

【臨時PCR検査センター運営実績】

期 間		検査件数	陽性者数	陽性率
第1期	R3. 3. 30～R3. 4. 2	482	8	1.66%
第2期	R3. 4. 5～R4. 4. 9	669	4	0.60%
合 計		1,151	12	1.04%

3. 相談・検査体制等の整備

臨時PCR検査センターの開設

《感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施について》

積極的なPCR検査の受診をお願いします。

松山市の繁華街クラスターの感染状況の確認及び早期の収束を目的として、**飲食店の従業員で無症状の方々**を対象に、「臨時PCR検査センター」を設置します。

▼実施場所 松山市 市営二番町駐車場跡地(松山市役所別館北側)

▼実施主体 愛媛県・松山市・愛媛県総合保健協会

▼対象者 **松山市繁華街(一番町～三番町、花園町 等)の飲食店の従業員**
(無症状の方に限る) ※平日(月～金)に開設

第一弾

○期間：3/30(火)～4/5(月) 18:00～20:00

○対象：「接待を伴う飲食店(※1)」、「深夜営業(午前零時以降)を行う飲食店(※2)」の従業員のうち無症状の方

※1 接待を伴う飲食店:キャバクラ、ナイトクラブ、スナック、ガールズバー、ホストクラブなど

※2 深夜営業を行う飲食店:バー、居酒屋など

第二弾

○期間：4/6(火)～4/9(金) 16:00～20:00

○対象：「第一弾の対象者を含む、営業時間短縮を要請する飲食店」の従業員のうち無症状の方

▼検査方法 自己採取方式によるPCR検査

▼来場方法 歩いてお越しください。(検査結果は後日連絡)

▼検査費用 **無料(自己負担なし)**

▼申込方法 直接、会場にお越しください。

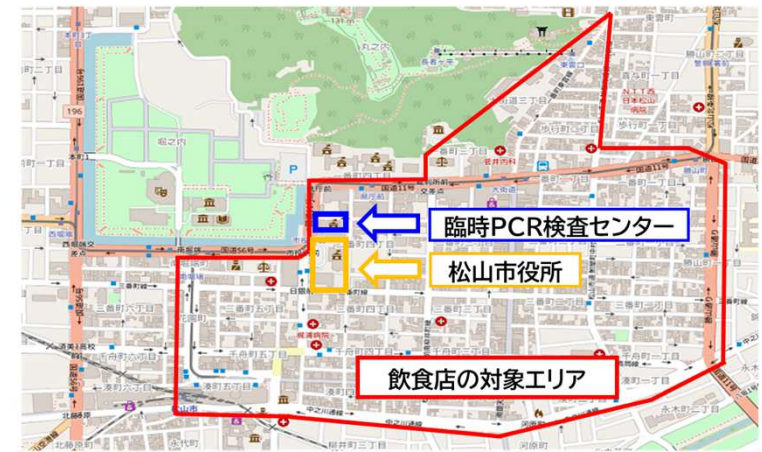
▼問い合わせ先 **コールセンター(一般相談窓口) 089-909-3468**

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、愛媛県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>



臨時PCR検査センターの所在地



©OpenStreetMap contributors

《 来場に当たっての注意事項 》

- ① 無症状の方が対象です。発熱や咳等の症状がある方は、検査できません。医療機関を受診してください。
- ② 必ずマスクの着用をお願いします。
- ③ 会場内にはトイレや喫煙所はありません。
- ④ 検査は自己採取方式になります。綿棒を少し鼻に入れる「鼻腔」から検体を取ります。
- ⑤ 専用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場を利用してください。
- ⑥ 密な環境を避けるため、整理券を配布して時間調整をさせていただきます。なお、当日検査ができない場合は、翌日以降、改めて会場にお越しください。
- ⑦ 今回の検査の結果は、検体採取時点のものとなります。その後、症状が現れ、陽性となることもありますので、健康管理と感染回避行動の徹底をお願いします。
- ⑧ 検査結果の証明書は発行しません。

3. 相談・検査体制等の整備

【第2回①】

- ◆実施主体 愛媛県、松山市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布：令和3年8月10日～12日 <3日間>
 - ・検体回収：令和3年8月10日～13日 <4日間>
- ◆対象者
 - ・7月下旬以降に、松山市の繁華街で開催されたライブイベントや周年イベント等に参加した方（開催した店舗の従業員を含む。）
 - ・松山市繁華街の「接客を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の従業員
 - ・8月以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と会食等した方で、感染に不安を感じている方
※ 全て無症状の方に限る。
- ◆検査方法 ステーションで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆開設場所 県庁西駐車場

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
松山会場	1,618	10	0.62%

3. 相談・検査体制等の整備

【第2回②】

- ◆実施主体 愛媛県、新居浜市、西条市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布：令和3年8月24日、25日 <2日間>
 - ・検体回収：令和3年8月24日～26日 <3日間>
- ◆対象者 新居浜市及び西条市にお住まいの方（市内の事業所に通勤している方を含む。）方で、次に該当する方【無症状の方に限る】
 - ・21時以降、酒類の提供を行う飲食店の従業員
 - ・8月中旬以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と会食等した方で、感染に不安を感じている方
- ◆検査方法 ステーションで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆開設場所 新居浜市消防防災合同庁舎南駐車場、西条市総合体育館入口前

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
新居浜会場	1,105	1	0.09%
西条会場	820	0	0.00%

3. 相談・検査体制等の整備

【第3回】

- ◆実施主体 愛媛県、新居浜市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布 令和3年10月6日、7日 <2日間>
 - ・検体回収 令和3年10月6日～8日 <3日間>
- ◆対象者 新居浜市にお住まいの方で次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所に通勤している方を含む。無症状の方に限る。)
 - ・9月中旬以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間又は大人数での会食を行った方
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
- ◆検査方法 ステーションで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料(自己負担なし)
- ◆開設場所 新居浜市消防防災合同庁舎南駐車場

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
新居浜会場	1,894	2	0.11%

3. 相談・検査体制等の整備

【第4回①】

- ◆実施主体 愛媛県、宇和島市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布 令和4年1月14日～16日 <3日間>
 - ・検体回収 令和4年1月14日～17日 <4日間>
- ◆対象者 宇和島市にお住まいの方で次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所や学校に通勤・通学している方を含む。無症状者に限る。)
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
 - ・年明け以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間又は大人数での会食を行った方
 - ・その他、感染に不安を感じている方
- ◆検査方法 センターで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆開設場所 宇和島市総合体育館駐車場

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
宇和島会場	1,626	1	0.06%

3. 相談・検査体制等の整備

【第4回②】

- ◆実施主体 愛媛県、松山市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布 令和4年1月19日～22日 <4日間>
 - ・検体回収 令和4年1月19日～23日 <5日間>
- ◆対象者 松山市にお住まいの方で次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所や学校に通勤・通学している方を含む。無症状者に限る。)
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
 - ・成人の日以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間又は大人数での会食を行った方
 - ・その他、感染に不安を感じている方
- ◆検査方法 センターで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆開設場所 松山市城山公園内

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
松山会場	4,365	55	1.26%

3. 相談・検査体制等の整備

【第4回③】

- ◆実施主体 愛媛県、新居浜市、西条市、愛媛県総合保健協会
- ◆開設期間
 - ・キット配布 令和4年1月24日～26日 <3日間>
 - ・検体回収 令和4年1月24日～27日 <4日間>
- ◆対象者 新居浜市及び西条市にお住まいの方で次に該当し、感染に不安を感じている方（市内の事業所や学校に通勤・通学している方を含む。無症状者に限る。）
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
 - ・1月中旬以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間又は大人数での会食を行った方
 - ・その他、感染に不安を感じている方
- ◆検査方法 センターで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆開設場所 新居浜市役所（旧上下水道局庁舎1階）
西条市総合福祉センター（アクアホール）

【臨時PCR検査センター運営実績】

会場	検査件数	陽性者数	陽性率
新居浜会場	2,141	25	1.17%
西条会場	2,221	28	1.26%

3. 相談・検査体制等の整備

(4) モニタリングキット配布ステーションの設置

新型コロナウイルスのウイルスの存在を水面下の段階で探知し、早期に感染の広がりを抑え込むため、県、松山市、愛媛県総合保健協会が主体となって「モニタリングキット配布ステーション」を開設。主に松山市繁華街の飲食店従業員の方々（無症状者に限る。）を対象に、集中的検査を実施した。

【第1回～第3回】

- ◆開設期間 (第1回) 令和3年5月24日～28日
(第2回) 令和3年6月14日～18日
(第3回) 令和3年7月28日～8月3日
- ◆対象者 松山市繁華街の接待を伴う飲食店や深夜営業を行うバーの従業員（アルバイトを含む。）のうち無症状の方
※ キャバクラ、ホストクラブ、ラウンジ、スナック、バー、ガールズバーなど
- ◆検査費用 無料（自己負担なし）
- ◆申込方法 原則、店舗単位で申込み
- ◆開設場所 (第1回) 松山市 市営二番町駐車場跡地
(第2・3回) 県庁西駐車場
- ◆検査方法 ステーションで検査キットを配布し、店舗や自宅で自己採取した検体を同所で回収
- ◆検査実績

	検査件数	陽性者数	陽性率
第1回	512	2	0.39%
第2回	259	0	0.00%
第3回	417	0	0.00%

3. 相談・検査体制等の整備

新型コロナ・モニタリングキット 配布ステーションの開設

《 感染の早期探知のための集中的な検査の実施 》

積極的な受検(PCR検査)をお願いします。

松山市繁華街での感染の芽を早期に探知し、感染の広がりを阻止することを目的として、

「モニタリングキット配布ステーション」を開設します。

- ▼開設場所 松山市 市営二番町駐車場跡地(松山市役所別館北側)
- ▼対象者 松山市繁華街の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の従業員(アルバイトを含む)のうち無症状の方
※キャバクラ、ホストクラブ、ラウンジ、スナック、バー、ガールズバーなど
- ▼検査費用 無料(自己負担なし)
- ▼申込方法 原則、店舗単位で申込み



開設期間

- キット配布 : 5/24(月) ~ 26(水) : 3日間
- 検体回収 : 5/25(火) ~ 28(金) : 4日間
- 開設時間 : 15:00 ~ 17:00 [1日2時間]

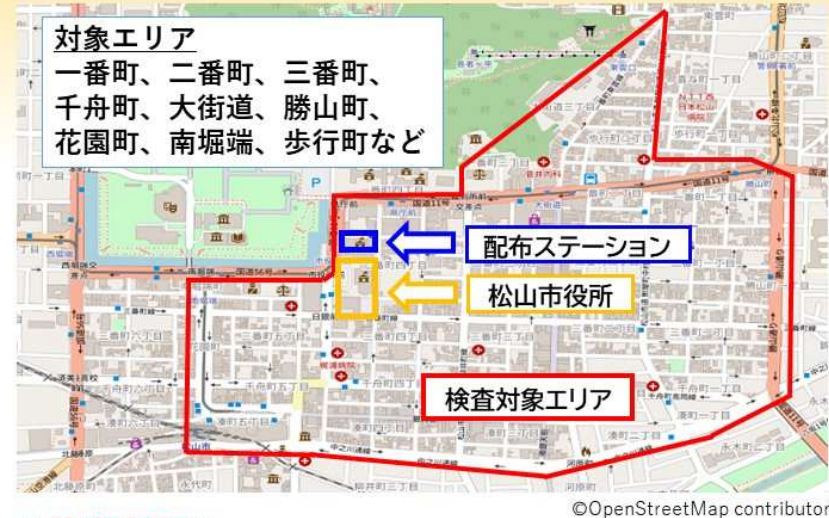
- ▼検査方法 ステーションで検査キットを配布し、店舗や自宅で自己採取した検体を同所で回収
※検体採取方法は説明書を配布するほか、You Tube上で説明動画を配信
- ▼来場方法 歩いてお越しください
- ▼問い合わせ先 コールセンター(一般相談窓口) 089-909-3468
- ▼実施主体 愛媛県・松山市・愛媛県総合保健協会

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、愛媛県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>



モニタリングキット配布ステーションの場所及び対象エリア



《 注意事項 》

- ① 無症状の方が対象です。発熱や咳等の症状がある方は、検査できません。医療機関を受診してください。
- ② 原則、**店舗単位での申込み**とし、店舗の代表者が従業員分の検査キットを受取り、採取した検体を提出してください。
- ③ 来場の際には、必ず**マスクの着用**をお願いします。
- ④ **専用の駐車場はありません**。近隣の有料駐車場を利用してください。
- ⑤ 今回の検査の結果は、**検体採取時点のもの**となります。その後、症状が現れ、陽性となることもありますので、**健康管理と感染回避行動の徹底**をお願いします。

《 検査結果の連絡について 》

- 検査の結果は、申込書に書かれた店舗責任者に一括して連絡します。(各個人への個別連絡は行いません。)
※ 個人で申し込みをされた場合は、**結果が陽性の場合のみ連絡**します。
※ 今回の検査の実施状況は、後日、愛媛県ホームページでお知らせします。
- 検査結果に関する証明書等の発行は行いません。

3. 相談・検査体制等の整備

【第4回】

◆開設期間

令和3年9月13日～16日

◆対象者

- ・松山市内の種類を提供する飲食店の従業員（アルバイトを含む。）
 - ・9月以降、営業時間短縮の要請に応じていない飲食店を利用した方
- ※ いずれも無症状の方に限る。

◆検査費用

無料（自己負担なし）

◆開設場所

県庁西駐車場

◆検査方法

ステーションで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収

◆検査実績

	検査件数	陽性者数	陽性率
第4回	371	0	0.00%

【第5回】

◆開設期間

令和3年10月8日～13日

◆対象者

松山市にお住いの方で、次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所に通勤している方を含み、無症状の方に限る。)

- ・松山市内の酒類を提供する飲食店の従業員（アルバイトを含む。）
- ・9月下旬以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
- ・長時間または大人数での会食を行った方

◆検査費用

無料（自己負担なし）

◆開設場所

県庁西駐車場

◆検査方法

ステーションで検査キットを配布し、自宅等で自己採取した検体を同所で回収

◆検査実績

	検査件数	陽性者数	陽性率
第5回	339	0	0.00%

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- 臨時PCR検査センターを設置し、繁華街でのクラスター発生時など感染拡大時に集中的に検査を実施することで、感染状況の確認や早期の収束を図ることができた。
- モニタリングキット配布ステーションの設置により、松山市の繁華街における感染の芽を早期に探知し、感染拡大の抑制を図ることができた。
- 繁華街の飲食店従業員だけでなく、県外からの帰省者（臨時PCRセンター）や県外との往来があった方や県外から来県した方と接触した方（モニタリングキット配布ステーション）等を対象に広げたことで、県外由来の陽性者による感染拡大についても抑制することができた。

【今後の課題等】

- 地域の感染状況等を踏まえ、対象地域や対象者を勘案して、適切な時期に検査を実施する必要がある、日頃から医療機関や市町等の関係機関と連携し、感染状況等の把握やセンター等の設置タイミングについて認識を合わせておく必要がある。

3. 相談・検査体制等の整備

(5) 無料検査の実施

○新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業の実施

＜ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業＞

社会経済活動を行うに当たり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する
地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

- ・対象 : 社会経済活動で陰性の検査結果が必要な無症状の方
- ・実施期間 : 令和3年12月21日～令和4年8月31日
令和4年12月24日～令和5年1月12日
- ・検査所数 : 140か所 (令和5年1月31日時点)
- ・検査人数 : 延べ34,680人
- ・陽性者数 : 延べ765人

＜感染拡大傾向時の一般検査事業＞

知事が、特措法第24条第9項等に基づき不安を感じる無症状者に検査を受けることを要請し、当該要請に応じていただくことにより、陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

- ・対象 : 無症状で感染の不安がある県民の方
(愛媛県に在住している方に限る。)
- ・実施期間 : 令和3年12月21日～令和5年1月31日
- ・検査所数 : 140か所 (令和5年1月31日時点)
- ・検査人数 : 延べ381,617人
- ・陽性者数 : 延べ14,508人

新型コロナウイルス 無料検査実施中

検査対象者
ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために検査の受検が必要な**無症状かつ次のいずれかに該当**する方

①基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
②12歳未満の子供

無料検査の活用例 ※他者からの求めに応じて検査を受ける必要がある場合に活用可能
・帰省のため、親族等からの求めがあって検査を行う場合
・高齢者施設等の面会のため、施設側から検査を求められる場合
・飲食店の割引サービスを利用するために検査が求められる場合
・宿泊旅行割引の適用条件として検査を行う場合

実施場所・開設時間
下記QRコードから御確認ください
※インターネットにアクセスできない方はコールセンターに御連絡ください

実施期間
令和4年3月31日(木)まで

持ち物
氏名や住所が確認できる身分証明書
(マイナンバーカード、免許証、健康保険証等)

注意事項
・検査実施の流れは、検査を実施する事業者によって異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。
・検査結果が陽性の場合は、事業者の指示に従い医療機関を受診してください。
・検査結果が陰性であっても、感染を完全に否定できるものではないため、引き続き十分な感染対策を徹底してください。

お問い合わせ先
愛媛県検査無料化支援事業コールセンター
080-0080-7893

愛媛県
愛媛県

3. 相談・検査体制等の整備

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱い(概要)

事業 項目	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業				感染拡大傾向時の 一般検査事業
	ワクチン検査パッケージの活用		対象者全員検査の活用		
	民間の自主的 な取組	ワクチン検査パッケージ 制度適用	民間の自主的 な取組	対象者全員検査適用	
無料検査の 対象者	ワクチン接種に関係なく、経済社会活動を行うに当たり検査の必要がある無症状者(県外在住も可)				ワクチン接種に関係なく、感染不安を感じる無症状者(県内在住に限る)
活用の 場面	他者からの求めに応じて受検する場合	知事が、行動制限緩和のために、VTP制度を適用した場合	他者からの求めに応じて受検する場合	知事が、行動制限緩和のために、全員検査を適用した場合	知事が、特措法24条9項に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査3を受ける」ことを要請した場合
費用 負担	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金				検査促進枠 単独分
	検査促進枠 国10/10				
県への 登録	不要	飲食店、イベント等の事業者は登録が必要	不要	飲食店、イベント等の事業者は登録が必要	不要

3. 相談・検査体制等の整備

【ワクチン検査パッケージ（VTP）・全員検査活用による行動制限緩和の考え方】

	認証店	認証のないカラオケ店	イベント	移動
平時	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：なし ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：なし ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> ※感染防止安全計画の活用 ○次の人数上限及び収容率を満たすこと 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 収容率：100%以内 ※チェックリストの作成・提出が必要 ○ただし、感染防止安全計画を策定する場合（5,000人超かつ収容率50%超） 人数上限：収容定員まで 収容率：100%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止策を徹底
感染拡大傾向時	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 →なし ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> 《R5.1.27変更》 基本的感染対策をしていれば、100%以内 	
まん延防止重点措置	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 →なし ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 ○カラオケ設備：提供可 	<ul style="list-style-type: none"> 《R4.3.17変更》 ※感染防止安全計画の活用 →収容定員まで その他は上記（平時）と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○県を跨ぐ移動 ワクチン検査パッケージ制度・全員検査の利用により、国として自粛要請の対象に含めない。 ○外出 感染リスクの高い場所を除き、ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。
緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 →なし ○カラオケ設備：禁止 →収容上限を50%とした上で、カラオケ設備を提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数制限：1テーブル4人以下 ○カラオケ設備：禁止 →収容上限を50%とした上で、カラオケ設備を提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限：10,000人 →収容定員まで ※感染防止安全計画の活用 その他は上記（平時）と同様 	

※ R4.1.19以降、VTP制度は、原則として当面適用しない。

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- 無料で検査を実施することにより、多くの県民の感染不安を払拭するとともに、陽性者の早期発見・感染拡大の防止に寄与した。
- 無料検査の実施により、感染拡大時などにおいても日常生活や社会経済活動における感染リスクを引き下げることができ、感染症対策と日常生活の両立を図った。
- 申請書類の作成など事務手続きを簡素化するなどにより、事業者が当事業に取り組みやすい制度としたことで、県民の受検の機会を広く提供できた。

【今後の課題等】

- オミクロン株が主流となって以降、重症化リスクは低下する一方で感染力が強く感染者数が増加する傾向が見られたことなどから、無料検査の実施によりどれだけ感染拡大を防止できるか見極めは難しく、国による感染動向の分析や科学的な根拠をもとにした判断が必要。
- 交付申請書類の審査等において確認が必要な場合は、別途事業者書類の提出を求める必要があり、想定以上に審査に時間が掛かる事案があった。また、全国的にも不適正な申請等が発生しており、制度設計の際には事業の実施だけでなく、その後の実績確認、補助金の交付等を踏まえた検討が必要。

3. 相談・検査体制等の整備

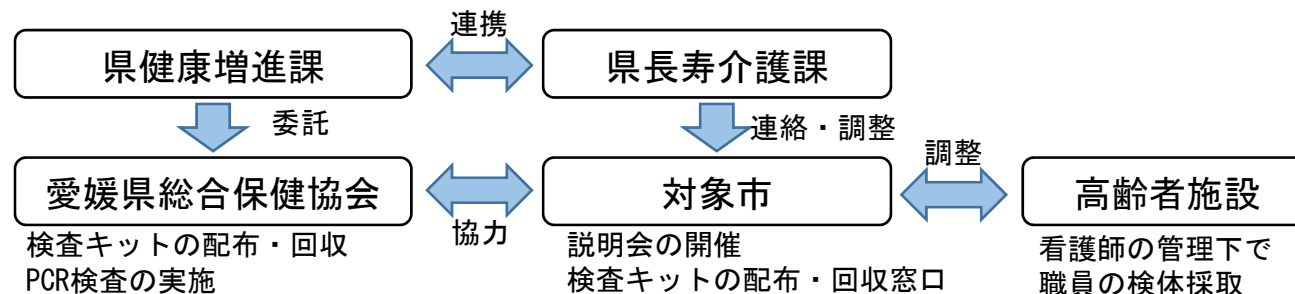
(6) 高齢者施設職員一斉検査の実施

【目的・概要】

- 重症患者の発生リスクが高い高齢者施設等に対して、感染拡大防止に必要な自主検査費用の一部を補助してきたが、松山市や東予地域、宇和島市における感染の拡大が懸念されるため、スクリーニング検査（行政検査）を実施
- 市中感染が拡大して家庭に入り、職員を経由して最終的に高齢者施設に持ち込まれる状況を踏まえ、施設内での感染を早期に把握し迅速な対応につなげる。

【令和3年4月実施分】

- 対象地域 松山市、新居浜市、西条市、今治市、宇和島市
※ クラスタが発生した市の高齢者施設に対し、段階的に実施
- 対象者 感染状況や利用者の状況等を踏まえ、個別に指定した施設の職員
〔第1段階〕 特別養護老人ホーム
〔第2段階〕 認知症高齢者グループホーム
〔第3段階〕 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム
- 実施期間 令和3年4月12日（月）～6月1日（火）
- 検査方法 県が委託する民間検査機関でPCR検査を実施
- 検査頻度 期間中に1回
- 実施体制



3. 相談・検査体制等の整備

【検査結果】

① 令和3年4月実施〔第1段階〕

＜対象：特別養護老人ホーム＞

市町名	対象施設数 (実施施設数)	検査期間 (検査結果判明日まで)	検査件数	陽性確認施設数 (陽性職員数)	備考
松山市	47	① 4/12-4/22 ② 4/30-5/10 ③ 5/14-5/27	① 2,101 ② 2,106 ③ 2,024	① 2施設 (3名) ② - ③ 1施設 (1名)	② まん防頻回検査2回目 ③ まん防頻回検査3回目
新居浜市	16	4/12-4/20	828	-	
西条市	12	4/12-4/20	695	2施設 (2名)	
宇和島市	9	4/19-4/27	454	-	
今治市	14	5/10-5/18	887	2施設 (3名)	
合計	98		9,095	6施設 (9名)	

② 令和3年4月実施〔第2段階〕

＜対象：認知症高齢者グループホーム＞

市町名	対象施設数 (実施施設数)	検査期間 (検査結果判明日まで)	検査件数	陽性確認施設数 (陽性職員数)	備考
松山市	126	4/26-5/13	2,007	1施設 (1名)	
新居浜市	31	4/26-4/30 5/17-5/22	516	-	
西条市	19	4/26-4/30 5/10-5/18	350	1施設 (1名)	
宇和島市	14	5/7-5/15	240	-	
今治市	29	5/17-5/22	561	1施設 (1名)	
合計	219		3,674	3施設 (3名)	

3. 相談・検査体制等の整備

③ 令和3年4月実施〔第3段階〕

＜対象：軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム＞

市町名	対象施設数 (実施施設数)	検査期間 (検査結果判明日まで)	検査件数	陽性確認施設数 (陽性職員数)	備考
松山市	51	5/17-5/29	1,566	—	
新居浜市	6	5/25-6/1	322	—	
西条市	10	5/24-6/1	493	—	
宇和島市	8	5/25-6/1	281	—	
今治市	18	5/24-6/1	659	—	
合計	93		3,321	—	

3. 相談・検査体制等の整備

【令和4年1月実施分】

県内の急激な感染拡大を受け、「まん延防止等重点措置」が適用された場合と同等の対策を実施することし、まずは感染拡大が顕著な地域を対象に一斉検査を実施し、順次、今後感染拡大が懸念される地域へ対象を拡大した。

- 対象地域
 - ① 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市
 - ② 伊予市、東温市、松前町、砥部町、
 - ③ 八幡浜市、大洲市、西予市、内子町
- 対象者 感染状況や利用者の状況等を踏まえ、個別に指定した施設の職員
特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム
※ 特別養護老人ホームについては、入所者に対しても検査を実施
- 実施期間
 - ① 令和4年1月19日～23日、25日～30日、2月1日～6日、8日～13日
 - ② 令和4年2月15日～20日
 - ③ 令和4年2月28日～3月6日
- 検査方法 抗原定性検査キット（国無償配布分）
- 検査頻度 期間中に1回

3. 相談・検査体制等の整備

【検査結果】令和4年1月実施分

市町名	対象施設数 (実施施設数)	実施件数	陽性確認施設数 (陽性職員数)	陽性率	備考
松山市	234	14,345	1施設(2名)	0.01%	
今治市	64	7,020	1施設(1名)	0.01%	
宇和島市	9	1,363	—	0.00%	
新居浜市	53	4,634	1施設(1名)	0.02%	
西条市	41	4,129	1施設(1名)	0.02%	
四国中央市	30	2,294	1施設(1名)	0.04%	
伊予市	13	315	—	0.00%	
東温市	12	441	—	0.00%	
松前町	13	356	—	0.00%	
砥部町	9	222	—	0.00%	
八幡浜市	17	562	—	0.00%	
大洲市	25	662	—	0.00%	
西予市	31	894	—	0.00%	
内子町	13	358	—	0.00%	
合計	564	37,595	5施設(6名)	0.02%	

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- 新型コロナウイルス感染症の高齢者施設への持ち込みを早期に確認し、施設内での感染拡大を未然に防止することに繋がったものと考えられ、重症化リスクの高い高齢者等を感染による被害から守ることができた。
- 高齢者施設等での感染拡大に伴う医療ひっ迫を回避することができた。
- 高齢者施設等における従事者について、検査によって陽性者の確認が促進した結果、一時的に従事者の減少に繋がったと考えられるが、同一法人内の施設間での従事者の融通や近隣事業所との連携などにより対応できており、業務継続に支障を来すことはなかった。

【今後の課題等】

- 感染拡大時における一回限りの検査であったため、検査時点においては有効であったと考えられるが、流行期においてはより頻回に検査を実施し、幅広く陽性者の確認を行う必要があると考えられる。
- 期間を定めて一斉に検査を実施したが、それぞれの施設で感染状況が様々であることから、施設の状況に応じて柔軟に実施できる体制について検討の余地がある。
- 陽性者が出た場合の施設の体制維持等の相談・対応は主に保健所が担うため、検査の実施に当たっては、県庁、検査機関、市町の福祉施設担当課及び高齢者施設に加えて、保健所とも連携を密にする必要がある。

3. 相談・検査体制等の整備

(7) 集中的検査の実施

【背景】

新型コロナウイルスが新たな変異株へ置き換わりが進むことに伴い、国は令和4年9月8日付けで高齢者施設等の従事者等を対象とした頻回検査（集中的検査）の実施について「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に追加した。

＜追加理由＞

- ・ 高齢者の重症化リスクの高まり
- ・ 高齢者施設等への感染拡大が医療ひっ迫に繋がることを懸念
- ・ 施設内における感染拡大により同施設の業務継続に支障を来すおそれ

【概要】

県では、同年9月20日に「集中的実施計画」を策定し、新型コロナの感染状況を注視しつつ、適切なタイミングで、県内の対象施設等の従事者に対する集中的検査を実施する体制を構築

- ・ 対象地域 松山市を除く県下全域（松山市は、単独で計画策定）
- ・ 対象者
 - ① 高齢者施設の従事者
 - ② 障がい者施設の従事者
 - ③ 小学校、幼稚園、保育所等の従事者
 - ④ 医療機関の従事者
- ・ 計画期間 令和4年10月1日～令和6年3月31日

3. 相談・検査体制等の整備

① 愛媛県 集中的実施計画

①計画期間		令和4年10月1日から令和6年3月末		
②対象地域		松山市含む県内全域		
③対象施設種別		対象数	実施数	備 考
高齢者施設	入所系	966	966	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	通所・訪問系	2,126	2,126	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与
障害者施設	入所系	232	232	障害者支援施設（施設入所支援+昼間実施サービス）、共同生活援助、福祉ホーム、障害児入所施設、短期入所
	通所・訪問系	1,242	1,242	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、居宅介護支援、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3. 相談・検査体制等の整備

③対象施設種別	対象数	実施数	備 考
保育所等	1,221	473	認可保育所、認可外保育施設（ベビーシッター除く）、認定こども園（公立・私立）、地域型保育事業所、児童クラブ、幼稚園等（公立・私立）、小学校（公立）
④対象者	従事者		
⑤検査方法	抗原定性検査		
⑥検査の頻度	抗原定性検査キットを週2回		
⑦検査の実施区分	地方公共団体の独自事業		
備考	<p>○計画期間の変移</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画査定時 ⇒「令和4年10月1日～令和5年3月末」 ➤ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行まで延長 ⇒「令和4年10月1日～令和5年5月7日」 ➤ 5類感染症移行後も移行計画終期まで延長 ⇒「令和4年10月1日～令和5年9月30日」 ➤ 国の事業継続の方針を受け期間延長 ⇒「令和4年10月1日～令和6年3月末」 		

3. 相談・検査体制等の整備

② 集中的検査の実施概要

【第1弾】 全施設対象

期間：令和4年11月15日～令和5年1月31日

(1人当たり期間満了までに必要なキットを市町経由で配布)

- ・ 11/15～ 四国中央市、新居浜市、西条市の高齢者施設開始
- ・ 11/16～ 松山市の全施設開始
- ・ 11/21～ 四国中央市、新居浜市、西条市の全施設開始
- ・ 12/ 5～ 外16市町の高齢者施設開始
- ・ 12/15～ 外16市町の全施設開始【医療ひっ迫警戒宣言発出】

【第2弾】 高齢者施設対象

期間：令和5年7月16日から抗原定性検査キット使い切りまで

(1人当たり4週間分のキットを市町経由で配布)

- ・ 7/16～ 新居浜市、西条市の高齢者施設開始
- ・ 7/19～ 松山市の高齢者施設開始
- ・ 7/23～ 外17市町の高齢者施設開始

3. 相談・検査体制等の整備

○第1弾（令和4年11月15日～令和5年1月31日）

医療圏	高齢者施設 (入所系)			高齢者施設 (通所・訪問系)			障がい者施設 (入所系)			障がい者施設 (通所・訪問系)		
	検査 件数	陽性 件数	陽性率	検査 件数	陽性 件数	陽性率	検査 件数	陽性 件数	陽性率	検査 件数	陽性 件数	陽性率
宇摩	19,283	61	0.32%	18,033	89	0.49%	1,424	5	0.35%	3,529	23	0.65%
新居浜・西条	53,401	175	0.33%	38,509	171	0.44%	11,096	75	0.68%	14,611	72	0.49%
今治	27,341	232	0.85%	18,800	167	0.89%	2,828	22	0.78%	10,626	135	1.27%
松山	145,442	612	0.42%	100,829	556	0.55%	19,691	79	0.40%	30,649	182	0.59%
八幡浜・大洲	40,522	214	0.53%	20,553	130	0.63%	4,034	11	0.27%	4,818	34	0.71%
宇和島	29,160	130	0.45%	18,722	110	0.59%	4,734	23	0.49%	10,099	95	0.94%
県	315,149	1,424	0.45%	215,446	1,223	0.57%	43,807	215	0.49%	74,332	541	0.73%

医療圏	就学前保育施設 ※			小学校 ※			合計(全施設)		
	検査 件数	陽性 件数	陽性率	検査 件数	陽性 件数	陽性率	検査 件数	陽性 件数	陽性率
宇摩	10,203	73	0.72%	0	0	—	52,472	251	0.48%
新居浜・西条	20,660	96	0.46%	0	0	—	138,277	589	0.43%
今治	7,036	66	0.94%	0	0	—	66,631	622	0.93%
松山	38,529	214	0.56%	2,702	9	0.33%	337,842	1,652	0.49%
八幡浜・大洲	9,463	66	0.70%	1,253	0	0%	80,643	455	0.56%
宇和島	5,833	42	0.72%	6,197	21	0.34%	74,745	421	0.56%
県	91,724	557	0.61%	10,152	30	0.30%	750,610	3,990	0.53%

※ 就学前保育施設及び小学校については、希望する施設のみで実施

3. 相談・検査体制等の整備

○第2弾（令和5年7月16日～検査キット使い切りまで）

対象施設：高齢者施設（入所系及び通所・訪問系）

医療圏	高齢者施設 （入所系）			高齢者施設 （通所・訪問系）			合 計		
	検査件数	陽性件数	陽性率	検査件数	陽性件数	陽性率	検査件数	陽性件数	陽性率
宇摩	8,611	41	0.48%	7,707	32	0.42%	16,318	73	0.45%
新居浜・西条	22,333	87	0.39%	16,319	131	0.80%	38,652	218	0.56%
今治	15,248	77	0.50%	9,986	86	0.86%	25,234	163	0.65%
松山	61,340	273	0.45%	41,281	263	0.64%	102,621	536	0.52%
八幡浜・大洲	18,878	64	0.34%	9,294	92	0.99%	28,172	156	0.55%
宇和島	15,114	75	0.50%	9,115	61	0.67%	24,229	136	0.56%
県	141,524	617	0.44%	93,702	665	0.71%	235,226	1,282	0.55%

※ 令和5年9月2日時点

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大を未然に防止することに繋がったと考えられ、重症化リスクの高い高齢者等の罹患を抑制できた。
- 高齢者施設等での感染拡大に伴う医療ひっ迫を回避することができた。
- 高齢者施設等の従事者について、集中的検査により陽性者や濃厚接触者の確認が一時的に増加したことで、施設運営のひっ迫に繋がったと考えられるが、施設間の連携等により業務継続に支障を来すことはなかった。

【今後の課題等】

- 集中的検査には、事前に国から無償配布された抗原定性検査キットを使用したため、県独自で確保する必要はなかったが、次の新興感染症発生時に県で確保する場合を想定し、予算の確保及び購入ルートの開拓等を検討しておく必要がある。
- 市町を經由して各施設に抗原定性検査キットを配布したため、搬送業者に手配してから検査開始までに2週間弱のタイムラグが生じたことから、検査開始の意思決定から検査実施までのスキームを再度検討しておく必要がある。

3. 相談・検査体制等の整備

(8) 疫学調査体制

感染拡大初期においては、保健所職員が新型コロナ陽性者に対して感染が疑われる場面や行動歴などを丁寧に聞き取り、感染源の特定に努めるとともに、二次感染が疑われる濃厚接触者に対する検査実施によりウイルスの伝播の防止に努めた。

陽性者が増加した局面では、各保健所において疫学調査に携わる職員を拡充して対応に当たり、陽性者に対する初回連絡（ファーストタッチ）を陽性判明日の当日又は翌日までに行う体制の維持に努めた。

また、本県では、保健所における疫学調査の結果、同一感染源による感染や既存陽性者からの二次感染とみられる事例を1つの事例として管理し、事例ごとにウイルスの「囲い込み・封じ込め」を図ることにより、感染の拡大を最小限に抑えるよう取り組んだ。

なお、オミクロン株の流行（感染第6波）以後は、陽性者の急激な増加に伴い、重症化リスクのある高齢者等への対応に特化するため、保健所業務の重点化を図り対応した。（※後述「保健所の機能強化」）

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- 令和2年1月から2月にかけて、県内で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に備えて、国の積極的疫学調査の実施方針に沿って県下各保健所及び松山市保健所と連携して疫学調査や相談体制の確立及び平準化を図ることができた。
- 国内における新型コロナの感染拡大に伴い、保健所に対する相談や問い合わせの電話が集中したことから、令和2年3月に24時間体制のコールセンターを開設（県・松山市で共同設置）し、県民からの電話対応を一元化することにより、保健所業務を患者対応や感染防止対策に集中させることができた。
- 感染拡大初期から感染第5波において、保健所の丁寧な聞き取り調査により、感染事例ごとに「囲い込み・封じ込め」を図ったことは、県内の感染拡大を抑える効果があった。

【今後の課題等】

- 新興感染症の感染流行初期においては、病原性や感染性に関する情報が十分でない中で、疫学調査や受診・相談等の体制を構築する必要があるが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応方策を1つのモデルとして、関係者間で連携して対応する必要がある。
- 県内の感染が拡大するにつれて、保健所における疫学調査や健康観察、患者搬送等の業務がひっ迫した。オミクロン株流行の感染第6波以降、保健所業務の重点化や外部委託等の対応を講じたが、感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫を招かないようにするためには、県内で感染が広がる段階で早期に保健所業務の効率化を図る必要があると考えられた。

3. 相談・検査体制等の整備

(9) クラスタ対策

本県のクラスター対応事例① 精神科病院クラスター

(端緒)

- R 2. 5. 12 松山市内の精神科病院で、**コロナ陽性患者 1 名**を確認
- 5. 13 関係者の一斉検査の結果、**入院患者11名、職員 7 名の陽性**を確認
保健所においてクラスターと認定

(クラスター発生施設への支援)

- 5. 14 陽性患者の感染症指定医療機関への搬送調整開始
- 5. 15 県調整本部の要請を受け、**感染制御チーム**を現地に派遣 (～6/5)
厚生労働省クラスター班の派遣を要請 (5/17～5/29)
- 5. 18 DMAT事務局活動開始
- 5. 19 DPAT事務局活動開始、病院支援指揮所設営
感染制御チーム活動開始 (ゾーニング、感染管理、職員指導)
DPAT派遣要請 (5/20～活動開始)、県看護協会等へ看護師の派遣要請
- 5. 20 DMAT派遣要請 (5/21～活動開始)
- 5. 22 松山市リエゾン活動開始、**iCAP**看護師派遣 (感染制御チーム)

(経過)

- 5. 27までに、**入院患者19名、職員11名、合計30名の陽性**を確認
- 5. 29～6. 3までに、全ての職員、入院患者の検査を行い、**全員陰性**
- 6. 7までに、コロナ陽性で療養中の全ての患者の陰性**を確認
- 6. 22 クラスタ収束宣言

→ **本クラスターの経験が、その後の本県のクラスター対策の基礎となった**

3. 相談・検査体制等の整備

本県のクラスター対応事例② 大規模繁華街クラスター

(端緒)

- R3. 3.19 陽性 1名、 3.20 陽性 3名、 3.21 陽性 3名
保健所の疫学調査により、松山市繁華街の飲食店での感染拡大が示唆
衛環研の変異株検査で、**アルファ株の変異 (N501Y) を検出**
- 3.22 繁華街の**複数の飲食店の従業員や利用客19名の陽性**を確認
複数の店舗での従業員や利用客の行き来により、一体として感染が拡大した
ものと判断し、**「繁華街クラスター」と認定**

(県民への注意喚起、感染防止対策)

- 3.23 店舗の同意を得て、陽性者が確認された**8店舗の名称を公表**
3.19以降の利用客に対して、自宅待機と検査を要請
- 3.24 追加で**2店舗の名称を公表**
- 3.25 過去最大（当時）の**1日59名の陽性**を確認
県の警戒レベルを**「特別警戒期間」に引き上げ**（4段階の上から2番目）
市内の接待を伴う飲食店や深夜営業を行う飲食店の**利用自粛**を要請
- 3.26 松山市内に臨時検査センターの設置を発表（3/29～4/9）
- 4.1 松山市繁華街の飲食店に対し、**営業時間の短縮**を要請
- 4.8 県の警戒レベルを**最上位の「感染対策期」に引き上げ**（～5/31まで）

(経過)

- 4.15までの間、断続的に陽性者を確認
家族等の二次感染を含め、**本クラスター関連の陽性者は203名まで拡大** 【※本県最大】

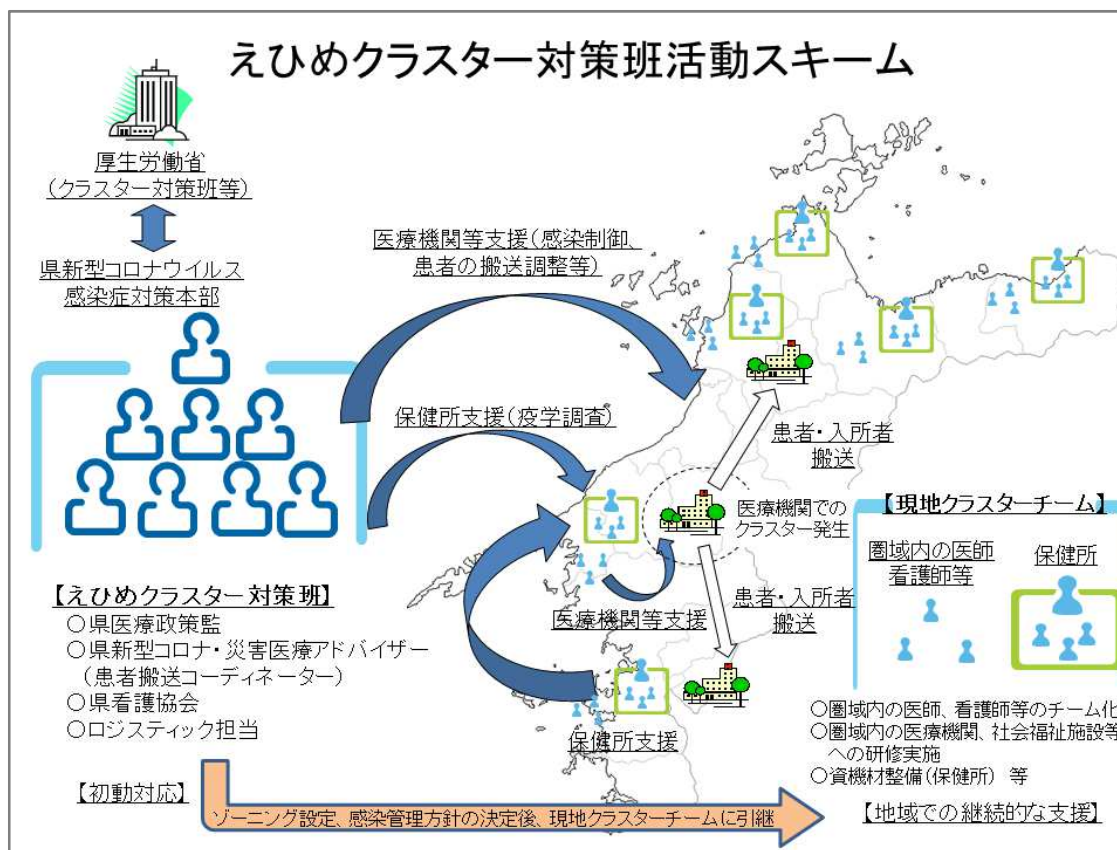
◎ **感染対策が疎かになると、急速に感染が拡大 → 感染回避行動の重要性を再認識**

3. 相談・検査体制等の整備

○えひめクラスター対策班の設置

令和2年5月に発生した精神科病院クラスターの対応経験を踏まえて、同年秋に「えひめクラスター対策班」のスキームを構築し、集団感染が発生した医療機関や高齢者施設等に対して施設内のゾーニング等の感染管理指導を行う体制を整えた。

コロナ患者受入医療機関以外の医療機関や社会福祉施設等で陽性者又はクラスターが発生した場合、陽性者の症状のほか、入院や入所の原因となった疾患の療養等も考慮した上で、当該施設での継続療養が必要かつ妥当と判断された場合には、感染症専門医や感染管理認定看護師などで編成される対策班を派遣し、感染制御や事業継続の環境整備に係る支援を行った。



3. 相談・検査体制等の整備

① クラスタ対策班の構成

職種	人数
医師	18人
看護師 (主にICN)	40人
その他	1人
合計	59人

【県及び関係28機関】

- ・ 愛媛県（医療政策監、衛生環境研究所長、各保健所長、
新型コロナ・災害医療アドバイザー）
- ・ 愛媛県看護協会
- ・ 県立新居浜病院
- ・ 愛媛労災病院
- ・ 済生会西条病院
- ・ 県立中央病院
- ・ 松山リハビリテーション病院
- ・ 愛媛大学医学部附属病院
- ・ 愛媛医療センター
- ・ 西予市立西予市民病院
- ・ 市立宇和島病院
- ・ 訪問看護ステーション憩楽
- ・ HITO病院
- ・ 住友別子病院
- ・ 西条市立周桑病院
- ・ 済生会今治病院
- ・ 松山赤十字病院
- ・ 市立大洲病院
- ・ 喜多医師会病院
- ・ JCHO宇和島病院
- ・ 四国中央病院
- ・ 十全総合病院
- ・ 西条中央病院
- ・ 県立今治病院
- ・ 松山市民病院
- ・ 四国がんセンター
- ・ 牧病院
- ・ 大洲記念病院
- ・ 市立八幡浜総合病院

② クラスタ対策班の派遣対象

- ・ 保健所が、クラスター発生などにより指導が必要と認めた医療機関・社会福祉施設等
- ・ 精神疾患、認知症、障がい等の入所施設や学校寮等など、その他の要因等により、陽性確認後も引き続き同じ環境で療養を行う必要がある施設等
- ・ コロナ患者の受入病院となるに当たり、経験者からの指導を希望する医療機関

3. 相談・検査体制等の整備

○ クラスターの発生状況及びクラスター対策班活動状況（R5.5.7まで）

時期	クラスター発生件数	クラスター内訳	クラスター対策班介入実績（R2.11以降）
第3波まで （～R3.3）	30件	飲食店・会食13、職場内・仕事関係5 医療機関3、高齢者施設6、学校2、友人間1	8施設 25回 ・医療機関：3施設 ・高齢者施設：5施設
第4波 （R3.3～R3.6）	25件	繁華街1、飲食店・会食8、職場内・仕事関係7 医療機関2、高齢者施設4、福祉施設1、学校2	10施設 21回 ・医療機関：6施設 ・福祉施設：1施設 ・高齢者施設：3施設
第5波 （R3.7～R4.1）	40件	飲食店・会食10、職場内・仕事関係17 高齢者施設2、学校3、児童施設2、 イベント・スポーツ・野外活動等4、友人間2	6施設 7回 ・医療機関：3施設 ・事業所・学校：3施設
第6波 （R4.1～R4.6）	433件	飲食店・会食36、職場内・仕事関係93 医療機関23、高齢者施設76、福祉施設17 学校78、児童施設71、スポーツ・友人間39	65施設 100回 ・医療機関：10施設 ・福祉施設：6施設 ・高齢者施設：48施設 ・学校：1施設
第7波 （R4.6～R4.10）	328件	飲食店・会食16、職場内・仕事関係13 医療機関70、高齢者施設164、福祉施設18 学校21、児童施設16、スポーツ活動10	54施設 56回 ・医療機関：21施設 ・高齢者施設：33施設
第8波 （R4.10～R5.5）	535件	医療機関138、高齢者施設364、福祉施設33	24施設 24回 ・医療機関：5施設 ・福祉施設：1施設 ・高齢者施設：18施設

※ R4.7月以降、保健所によるクラスター認定の対象を医療機関、高齢者施設、福祉施設に限定

○ その他のクラスター対策の取組

愛媛県看護協会の協力の下、重症化リスクの高い高齢者施設や医療機関でのクラスター対策の研修会を行うとともに、オールえひめで対応力を底上げするため、えひめクラスター対策班（感染管理認定看護師）による研修動画を作成

<URL> <https://www.pref.ehime.jp/page/17638.html>

3. 相談・検査体制等の整備

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・国内流行初期は、新型コロナの感染の態様が明らかでなく、また重症化に至る割合も高かったことから、同居家族等を除いて同一事例で5人以上の陽性者が確認された場合に保健所がクラスターと認定し、事業所等に対する感染対策指導を行うことで感染の拡大防止を図るとともに、感染状況を公表することにより、県民に対して感染が伝播しやすい場面の注意喚起を図り、感染回避行動の習慣化を求めることができた。
- ・R2.5月に発生した精神科病院クラスターの経験をもとに、えひめクラスター対策班を構築し、特に医療機関や高齢者施設等でクラスターが発生した際には医師や感染管理認定看護師等が早期に介入して感染対策指導や施設内での療養体制の構築等に当たることで、感染拡大の防止及び入院医療体制のひっ迫の回避に寄与することができた。

【今後の課題等】

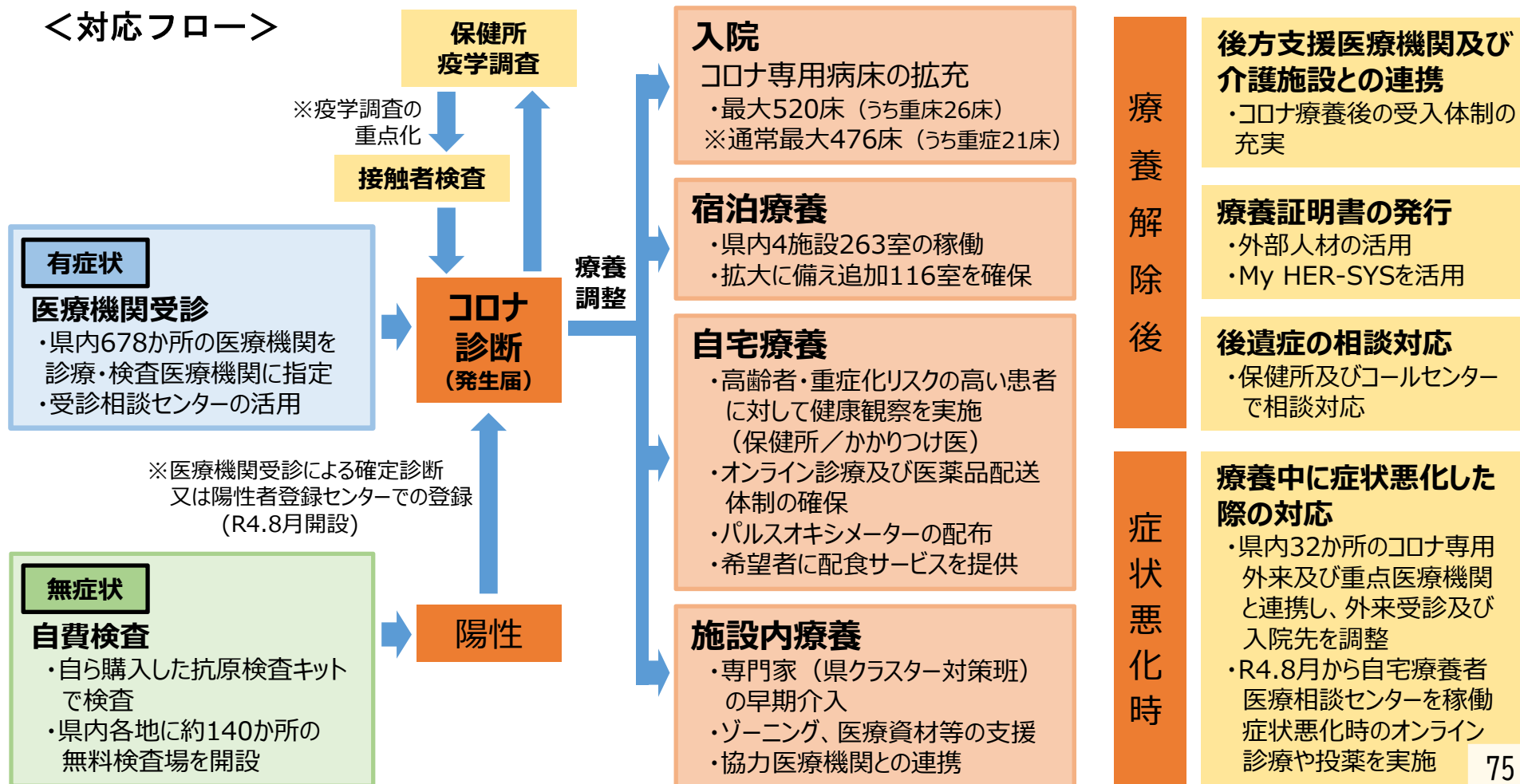
- ・今回の新型コロナ対応における感染対策の取組みは、インフルエンザや次の新興感染症等の発生時の対策としても有効であることから、医療機関や高齢者施設等における感染対策の取組みを今後も継続するとともに、高齢者施設等においては協力医療機関との連携を強化する必要がある。
- ・次の新興感染症発生に備えて、関係団体との連携のもと感染制御指導を行う感染症専門医や感染管理認定看護師等の専門家の養成及び資質向上を図る必要がある。

4 . 医療提供体制の確保

4. 医療提供体制の確保

- R2.4以降、重点医療機関及び宿泊療養体制を整備、R2.11以降、自宅療養体制を整備
- 感染者急増に対応するため、段階的にコロナ患者専用の入院病床を拡充
- 自宅療養者に対するフォローアップ体制の強化（医療機関との連携強化、医療相談センター開設）
- 高齢者施設・障がい者支援施設等で療養される患者への支援体制を確立（往診・オンライン診療）

<対応フロー>



4. 医療提供体制の確保

(1) 病床の確保等

- 国内流行初期においては、感染症指定医療機関を中心に入院患者の受入体制を整備、令和2年4月以降は重点医療機関の指定等により病床を拡充
- 一般医療との両立を図りつつ、県下の医療機関の協力を得ながら、新型コロナ患者を受入可能な病床を最大限確保
- 県内の感染状況に応じて病床確保を一般フェーズにおいて3段階、感染者急増時において1段階（緊急フェーズ）の計4段階で設定し、フェーズに合わせて即応病床を段階的に変更

※ 緊急フェーズでは、一般医療を2～3割程度縮小して病床確保を要請

- フェーズの切替は、①週当たりの新規陽性者数や②最大確保病床に占める入院患者数の割合などを指標とし、陽性者の増加傾向等の状況を踏まえ、医療現場の意見も聴いたうえで総合的に判断

【病床確保計画（R5.3.31時点）】

		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	感染者急増時
重症（県全体）		5	9	19	26
中等症	東予	105	107	116	124
	中予	124	155	202	229
	南予	81	83	99	111
	小計	310	345	417	464
合計		315	354	436	490
医療機関数		48	48	48	48

4. 医療提供体制の確保

【フェーズ切替えの目安】

指標	フェーズ1→2	フェーズ2→3	感染者急増時 (緊急フェーズ)
週当たり新規陽性者数	週当たり新規陽性者数が34人（2.5人/10万人）に到達した場合	週当たり新規陽性者数が101人（7.5人/10万人）に到達した場合	
入院患者数	入院患者数が一般フェーズ最大確保病床数の10%に到達した場合	入院患者数が一般フェーズ最大確保病床数の20%に到達した場合	入院患者数が一般フェーズの最大確保病床数の50%に到達した場合

※フェーズの切替えは、陽性者の増加傾向等の状況を踏まえ、医療現場の意見も聴いたうえで総合的に判断

【各波ごとの最大確保病床数の推移】

		第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波
		R2. 3. 31	R2. 8. 6	R3. 2. 1	R. 3. 5. 31	R3. 12. 28	R4. 6. 13	R4. 9. 13	R4. 12. 27
重症（県全体）		—	33	33	26	26	26	26	26
中等症	東予	21	22	63	58	78	85	120	134
	中予	28	111	111	105	136	171	221	229
	南予	21	63	63	64	76	78	121	131
	小計	70	196	237	227	290	334	462	494
合計		70	229	270	253	316	360	488	520
医療機関数		10	14	16	22	28	36	42	50

4. 医療提供体制の確保

① 病床確保料

○新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金

○新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業費補助（負担）金
（令和2年7月21日～ ※令和2年4月1日以降の事業が対象）

新型コロナ感染症患者の受入体制を整備するため、病床を確保する重点医療機関等に対し、病床確保料を補助した。

【補助対象】

重点医療機関等（感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関及び感染症患者等を入院させる医療機関）が確保する即応病床及び休止病床

【補助内容】

重点医療機関等が確保する病床のうち、入院患者がいない病床に係る病床確保料を補助

1床当たり補助単価 16,000円／日～436,000円／日

4. 医療提供体制の確保

【補助単価】 ※令和4年度分（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助上限額を適用）

・ 即応病床

区分 (1床当たり/日)	ICU (集中治療室)	HCU (高度治療室)	重症又は 中等症の受入	その他病床
重点医療機関（患者受入れ）				
特定機能病院等	436,000円	211,000円	—	74,000円
一般病院	301,000円	211,000円	—	71,000円
その他医療機関（患者受入れ）	97,000円	—	41,000円	16,000円

・ 休止病床（即応病床1床当たり2床（ICU・HCUは4床）を補助上限）

区分 (1床当たり/日)	ICU (集中治療室)	HCU (高度治療室)	療養病床	重症又は 中等症の受入	その他病床
重点医療機関					
特定機能病院等	436,000円	211,000円	16,000円	—	74,000円
一般病院	301,000円	211,000円	16,000円	—	71,000円
その他医療機関	97,000円	—	16,000円	41,000円	—

4. 医療提供体制の確保

② 協力金等

○新型コロナウイルス感染症患者入院受入協力金

(令和3年6月22日～令和5年5月7日 ※令和3年4月1日以降の事業が対象)

医療機関、高齢者福祉施設及び障害者支援施設が、新型コロナウイルス感染症の陽性患者を臨時的に受け入れ、治療することに対し、協力金を支給した。

※ 重点医療機関については、確保病床以外で陽性患者を受け入れた場合に支給

【交付対象】

- ・ 医療機関、高齢者福祉施設及び障害者支援施設

【交付内容】

入院患者1人当たり 300,000円

4. 医療提供体制の確保

○新型コロナウイルス感染症患者超過入院受入協力金

(令和4年8月10日～令和5年5月7日 ※令和4年4月1日以降の事業が対象)

重点医療機関等が、確保病床以外の病床において患者の入院を受け入れ、治療することに対し協力金を支給した。

【交付対象】

重点医療機関等（患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関）

※ 確保病床以外の病床における患者の受入れ（原則として、確保病床に患者が入院してもなお病床が不足する場合に限る。）

【交付内容】

入院患者1人当たり 300,000円

○新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入協力金

(令和3年10月7日～令和5年5月7日 ※令和3年4月1日以降の事業が対象)

自宅療養者等の外来診療に対応する医療機関に対し、協力金を支給した。

【交付対象】

医療機関

【交付内容】

外来診療1回当たり 30,000円

4. 医療提供体制の確保

○新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援協力金

(令和3年12月1日～令和5年5月7日)

自宅療養者等に対して往診、訪問診療、オンライン診療及び訪問看護を実施する医療機関や訪問看護事業所に対し、協力金を支給した。

【交付対象】

医療機関及び訪問看護事業所

【交付内容】

(ア) 往診又は訪問診療

<自宅> 1回当たり 30,000円 (自院の看護師が帯同する場合 40,000円)

<施設> 1日当たり 60,000円 (自院の看護師が帯同する場合 80,000円)

(イ) オンライン診療

<施設> 1日当たり 15,000円 ※ 令和4年度から新設

(ウ) 訪問看護

<自宅> 1回当たり 20,000円

<施設> 1日当たり 40,000円

4. 医療提供体制の確保

○新型コロナウイルス感染症後方支援事業補助金

(令和3年4月8日～令和5年5月7日 ※令和3年4月1日以降の事業が対象)

新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関等の病床の確保及び負担軽減を図るため、患者の転院を受け入れる医療機関に対して協力金を支給した。

【交付対象】

- (ア) 受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者が、新型コロナウイルス感染症から回復したものの、持病等により引き続き入院が必要な場合における転院の受入れ
- (イ) 受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者のうち、新型コロナウイルス感染症としての重症化の恐れがなくなった（医師に入院治療の必要がない軽症であると判断された場合等）ものの、持病等により引き続き入院が必要な場合における院の受入れ

【交付内容】

- (ア) 入院患者1人当たり 300,000円
- (イ) - 1 入院患者1人当たり 50,000円
- (イ) - 2 入院を受け入れるために休止とした病床（入院を受け入れた日を起算として退院基準を満たした日の前日までの日数に限る。）
 - (i) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合
1床当たり41,000円/日
 - (ii) 上記以外の場合
1床当たり16,000円/日

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- 県医師会や郡市医師会、県下の医療機関等と連携し、一般医療への影響を最小限に留めるよう配慮しながら、必要なコロナ病床の確保に努めたが、一部では一般医療が圧迫する状況もあった。
- 軽症者向けの後方支援医療機関を確保することで、重点医療機関の病床の有効利用や負担軽減を図ることができた。
- 「入院超過協力金」や「後方支援協力金」、「往診等協力金」等県独自の協力金を活用することで、感染急増時においても、地域全体でコロナ患者に対応できる体制を整備することができた。
- 確保病床を持たない医療機関に対しても、かかりつけ患者や自院における入院患者が陽性となった場合は、引き続き院内で患者を留め置くことを依頼するなど、特定の医療機関に負担が集中しない持続可能な体制整備にも努めた。
- 入院対応にあたる病院を中心とした連携会議・メーリングリストを活用することにより、関係機関の連携強化を図ることができた。

【今後の課題等】

- 病床確保料については、病床を確保したことのみではなく、実際にコロナ患者を入院させたことを評価し、財政的な支援を行う制度とすることで、病床を確保する医療機関の積極的な患者の受入れを期待できると考える。また、確保病床の制度が複雑で、医療機関における申請事務の負担が大きいとの声もあったことから、可能な限り事務負担が少ない制度設計とすべき。
- 医療機関のコロナ患者の受入れに理解を得られるよう、コロナ病床の確保や協力金の支給等と並行して、現場でコロナ患者の対応を行う医師や看護師等のスタッフを対象とした感染対策に係る研修会を開催し、コロナ患者受入れの際の不安等を解消する必要がある。

4. 医療提供体制の確保

(2) 宿泊療養施設

① 宿泊療養施設確保の目的

新型コロナウイルス感染症患者は、軽症や無症状であっても、個人防護具による感染症対策を行う必要があり、医療機関への負担が大きいため、医療提供体制の維持を図ることを目的に県内のホテルを借り上げ、宿泊療養施設を運営した。

② 宿泊療養施設の状況（合計379室）

施設名	療養者受入期間（実績）	室数
奥道後「壱湯の守」別館（略称：壱湯の守）	R2. 4. 23～R4. 12. 29	80室
ホテルたいよう農園古三津（略称：たいよう農園）	R3. 1. 4～R5. 5. 8	62室
ホテル泰平（別館）（略称：泰平別館）	R3. 4. 27～R5. 2. 13	91室
ホテル新居浜ヒルズ（略称：新居浜ヒルズ）	R3. 7. 21～R5. 2. 15	30室
ホテル泰平（本館）（略称：泰平本館）	予備施設として運用	116室

③ 宿泊療養の対象者

- ・ 無症状及び軽症者（リスクの高い患者：壱湯の守、リスクが低い患者：その他）。
- ・ 壱湯の守では、R3. 9. 1から臨時の医療施設として運営し、重症化リスクの高い軽症者を受け入れ、治療薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、ラゲブリオ）を投与。

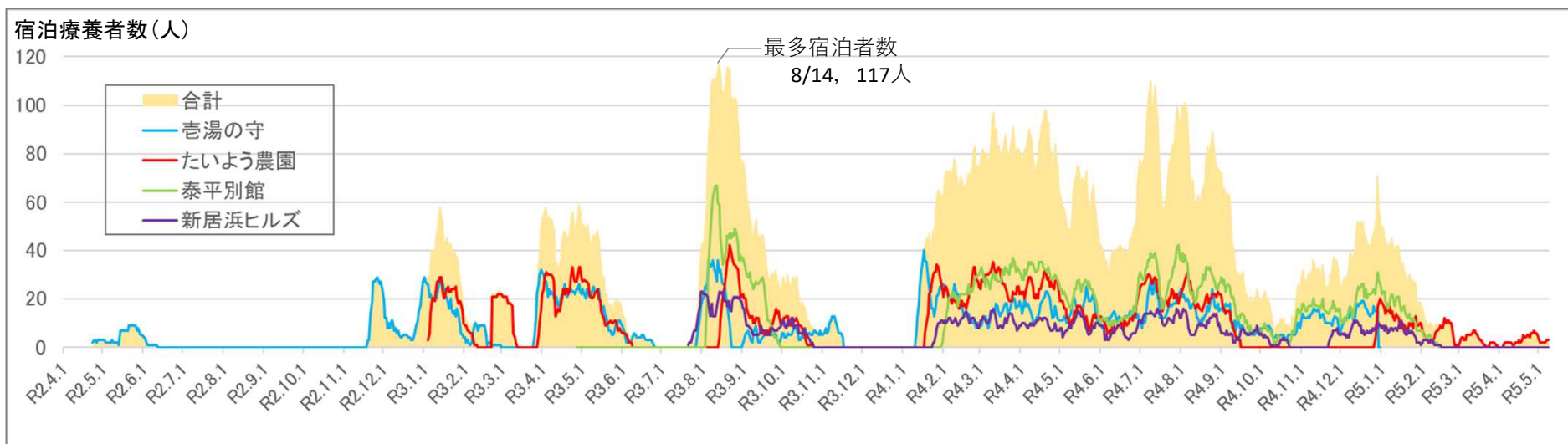
4. 医療提供体制の確保

④ 運営体制

- 全施設で、看護師・事務員を24時間2交代制で配置
 - 【医師】壱湯の守、たいよう農園は、原則毎日、日中時間帯に配置（R4～たいよう農園は一部遠隔診療）
ホテル泰平別館はオンコール、新居浜ヒルズは遠隔診療で対応
 - 【看護師】県看護協会に派遣調整を委託し、常時2名以上を配置
 - 【事務員】壱湯の守、たいよう農園、泰平別館は、県及び松山市の職員が常時最低1名ずつ常駐
新居浜ヒルズは、県職員1名及び東予地域の自治体職員1名（ローテーションで対応）が常駐（R4.12～県1名及び委託業者1名の2名体制）
- 処方薬は、県薬剤師会に配達を委託（壱湯の守は臨時の医療施設のため、処方薬を常備）

⑤ 宿泊療養施設運用実績

- 宿泊療養者受入実績 延べ4,262人
(壱湯の守:1,303人 たいよう農園:1,155人 泰平別館:1,273人 新居浜ヒルズ:531人)



- 臨時の医療施設「壱湯の守」において医療提供
ロナプリーブ（抗体カクテル療法）49名、ゼビュディ104名、ラゲブリオ（経口薬）27名

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 医師会、看護協会、地域住民及び施設等の協力を得て、宿泊療養者に対する適切な健康管理、療養に関する指導を行う体制等、必要な環境を整備することができた。

【今後の課題等】

- ・ 宿泊療養施設を確保する際には、関係団体・施設との調整のほか、地域住民への丁寧な説明が必要となるため、施設との事前の協定を結ぶ場合は、関係各所との調整を図る必要がある。
- ・ 施設入所の調整や施設運営等が繁雑であったため、受付調整業務の集約や業務委託等を含めた改善について検討が必要である。

4. 医療提供体制の確保

(3) 搬送調整

① 運営体制

- 県新型コロナウイルス感染症対策本部医療対策班の実行部分を担うため、令和2年4月1日に「愛媛県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置
- 感染症患者が大幅に増加した場合の医療提供体制についてあらかじめ検討するため、県職員のほか、集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療等の専門家や災害医療コーディネーター等で構成
- 患者搬送コーディネーターが中心となり、指定医療機関や宿泊療養施設等と調整を行い療養先を決定

愛媛県新型コロナウイルス感染症調整本部の体制

県新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：知事）

- 事案対策部（部長：保健福祉部長）
 - **医療対策班（班長：医療対策課長）**
- ＜役割＞
 - ・地域医療体制の整備に関すること
 - ・医療機関の空き病床数の把握及び共有システムの確立に関すること
 - ・医療関係者に対する要請・指示・補償に関すること
 - ・空き病床の利用に関すること
 - ・臨時の医療施設の設置等に関すること



医療対策班の実行部分を担う

県新型コロナウイルス感染症調整本部（本部長：保健福祉部長）

（副本部長：医療政策監、社会福祉医療局長、救急・感染症等の専門家）

- ＜役割＞
 - ・感染者を重点的に受け入れる重点医療機関において、新型コロナの入院患者が大幅に増えた場合の医療体制についてあらかじめ検討
 - ・各医療機関の病床稼働状況の把握
 - ・人工呼吸器やECMOの稼働状況等の把握
 - ・入院患者等の受入調整・搬送調整

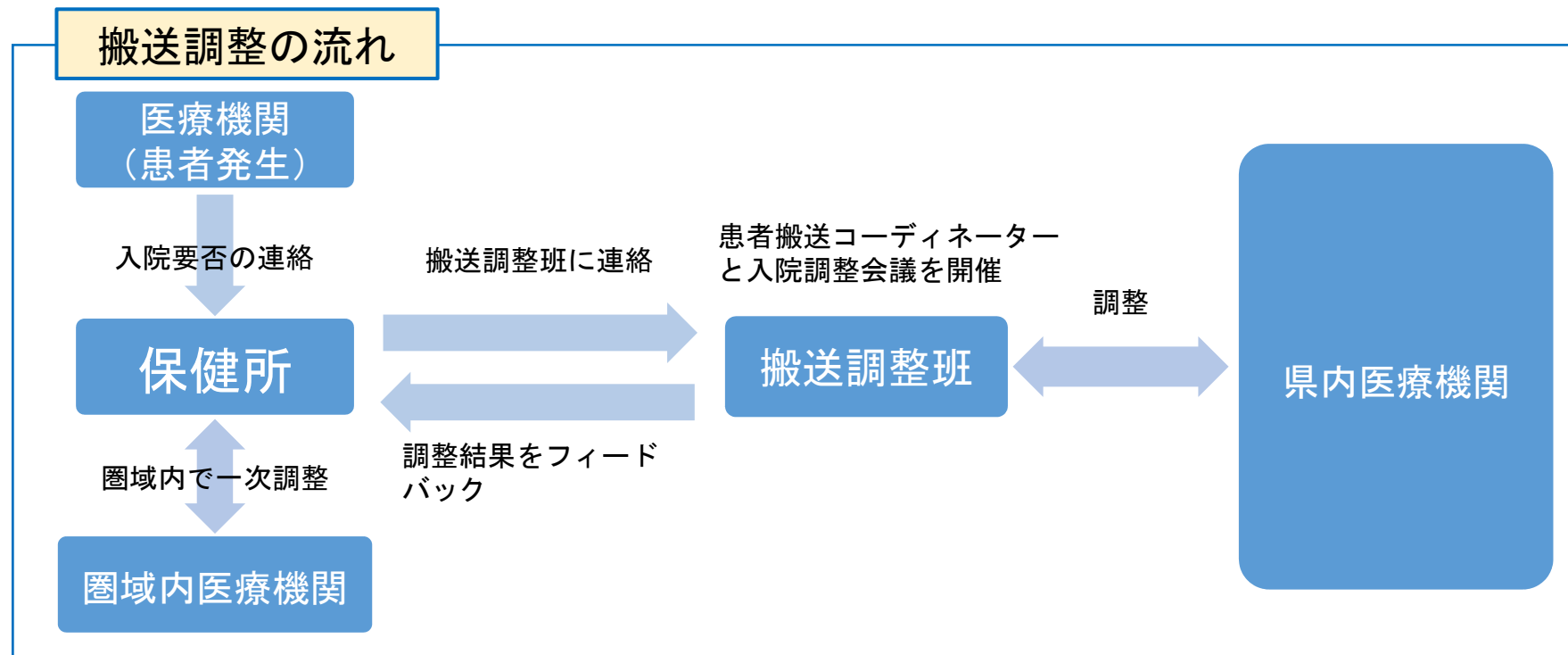
＜調整本部・各班の所掌事務＞

班名	役割
総務班	・調整本部の庶務 ・調整本部会議の開催 等
連絡調整班	・国との連絡調整（県内状況報告、情報収集等） ・感染患者の状況把握 等
病床確保班	・必要な病床の確保の調整 ・医療機器の使用状況（人工呼吸器、ECMO） ・人的支援の調整 等
搬送調整班	＜患者搬送コーディネーター＞ ・感染者の状態確認（重症度の判定） ・搬送先の決定、調整（医療機関との連絡） ・搬送手段の決定、調整（消防機関との連絡）
宿泊療養調整班	・宿泊療養施設の確保の調整 ・宿泊療養施設的环境整備（設備・従事者等） ＜宿泊療養コーディネーター＞ ・宿泊療養施設の運営
広域連携班	・広域搬送患者の状態確認 ・搬送手段の確認（決定） ・広域搬送本部との連絡調整
現地班	・感染者の受入要請、状況報告 ・医療機関の状況確認、情報収集 ・自宅待機者の健康管理 ・県民からの相談対応 等

4. 医療提供体制の確保

② 患者の情報共有及び搬送調整の体制

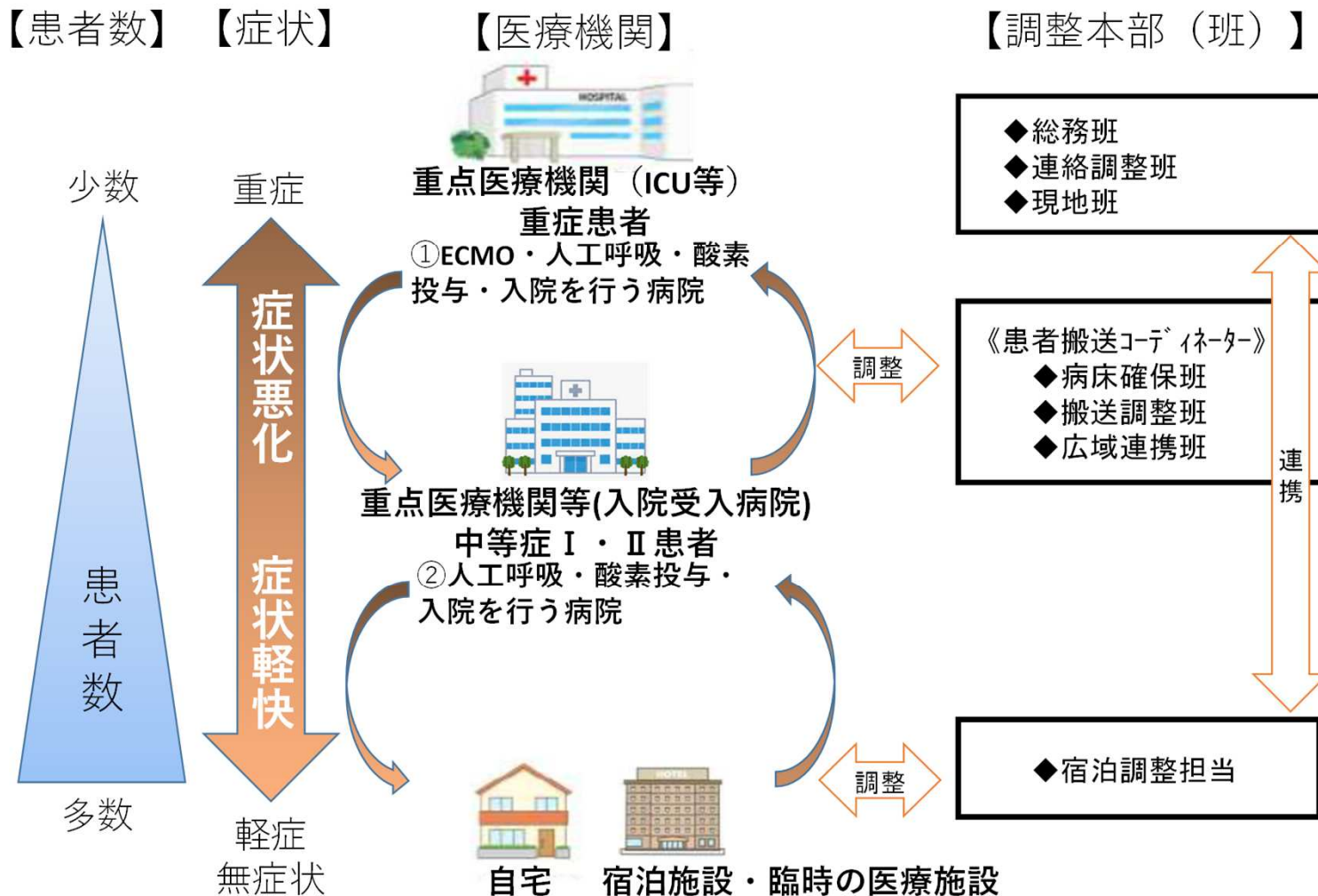
- 医療機関から感染の連絡があれば、各保健所は圏域内で一次調整を実施（一部の保健所は、直接搬送調整班に連絡）
- 一次調整が不調の場合は、保健所から搬送調整班に連絡
- 各保健所から送られた患者情報を搬送調整班でリスト化・集約化し、患者搬送コーディネーターと入院調整会議を開催し、適当な搬送先を選定
- 搬送調整班の調整結果は、保健所にフィードバック



4. 医療提供体制の確保

＜医療機関等の役割分担＞

新型コロナウイルス感染症患者の症状に応じた医療機関等の役割



4. 医療提供体制の確保

③ 特に配慮を要する患者の入院調整（第6波以降）

特に配慮が必要な妊婦や透析患者に対しては、専門医と患者搬送コーディネーターが協働する手厚い体制を整え、妊婦は愛媛大学医学部附属病院、透析は愛媛人工透析研究会（当初から愛媛県立中央病院の業務として搬送調整に協力いただいていたが、透析医会としてコーディネーター参画を依頼）の協力を得て搬送調整を実施。

- 透析医会に対して、令和5年7月5日付けで外来透析を含めた地域での対応強化を文書で依頼。7月7日と11月15日に透析医会との協議を経て県内の透析患者に対する体制を構築。
- 妊婦については、愛媛大学に搬送コーディネーターを配置し、陽性妊婦に係る次の業務を実施（委託）
 - ◆受入先・入院先の搬送調整
 - ◆妊婦健康診査の受診先や受診時期の調整
 - ◆その他個別対応（基礎疾患や早産の既往歴がある場合の調整・アドバイス等）

<入院要否を総合的に判断>

「患者搬送コーディネーター」が、日々発生する新規陽性患者の、症状の有無や基礎疾患などのリスク要因（肥満等）、家庭環境等を丁寧に聞き取ったうえ、保健所の意向や患者の希望も踏まえ、入院加療の必要性や自宅療養の妥当性、受診の判断など、患者個人に最適できめ細かな搬送調整を実施した。

4. 医療提供体制の確保

④ 病床の効果的使用について（第6波以降）

- 第6波の感染拡大・医療ひっ迫を受け、確保病床を最大限活用するための取組として、入院受入医療機関の求めに応じて、下り転院調整、後方支援医療機関への転院調整、自宅・施設療養移行等調整を圏域ごとに会議を実施して調整（松山圏域では、医療ひっ迫時は、週1回程度のWEB会議を開催）。

＜効果的使用に向けた方策＞

1. 入院調整対象の共通認識の醸成

基礎疾患等も考慮し、患者を診療する医師が入院の必要性を総合的に判断。

2. 確保病床によらない患者対応の推進・高齢者施設等での医療提供の推進

コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関等において治療を続ける体制を徹底。

2. 下り転院調整

Googleフォームを用いて、救急受入れ後に症状が落ち着いた患者等を病床に余裕のある医療機関に転院調整（解除前）。

3. 後方転院調整

Googleフォームを用いて、コロナ解除となった後も原疾患等により引き続き入院が必要な患者の転院調整。

4. 自宅・施設・宿泊療養等移行

症状が落ち着き自宅や施設等へ戻ることができる患者の退院調整（解除前）。

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- 患者搬送コーディネーターを中心に搬送調整班が医療圏域を超えた入院調整を実施することで、患者が居住地に関わらず円滑に医療の提供を受けることができ、医療提供体制の平準化を図ることができた。
- 確保病床や診療検査医療機関に限られる中、同コーディネーターが入院調整に留まらず、病床確保、医療圏域ごとの会議開催、クラスター施設に対する支援、自宅・施設等療養の医療提供体制構築や特に配慮を要する患者対応への専門医の参画など、広範囲にわたって適切な助言をいただいたことで、協力していただける医療機関が徐々に拡大したほか、感染拡大時に浮き彫りとなる数々の保健医療福祉課題に対処しながら、その時点の地域の医療体制を暫定的に構築することができた。
- 患者情報の共有では、搬送調整班において自前の簡易システムや医療圏域内の医療機関と同コーディネーター等との協議により入院調整が完結する仕組みを構築して対応したものの、検査状況の共有とは切り離れた管理となり、複数の方式や二重の患者情報共有が必要となるなど、情報共有の面では非効率であった。
- 県対策本部内での情報共有について、個人情報保護のために紙でしか提供できない非効率な運用が長期間にわたって続いたほか、保健所ごとに患者情報をデータ化した結果、全体的な統制が困難になり、職員の負担が大きかった。また、県対策本部の個々の部門・保健所単位の固有の情報経路が乱立し、サイロ化は最後まで解消しきれなかった。

4. 医療提供体制の確保

【今後の課題等】

- 国が当初計画していた特別な医療機関での感染症対応から、幅広い医療機関への対応への移行のタイミングが、感染者の急増と連動せずに時期を逸していた。この教訓を踏まえて、新たな健康危機管理体制の構築を検討していく必要がある。
- 平時の様々な保健医療福祉分野の問題がコロナ問題と相まって露呈したため、入院調整は困難を極めた。入院調整は、県の感染症医療体制のほか、高齢者介護に対する包括ケアシステムの成熟度合いに応じて選択肢を確保しておくべきものであるため、地域の実情を踏まえながら、体制の強化と役割分担を進めていく必要がある。
- 膨大な数の患者に対する医療体制の構築や病床の効果的使用などの適切な戦略展開は、専門医の参画なくしては困難であるため、今後の新興感染症等の発生時に備えて人材確保や育成が必要であるほか、初動期から相応の役割を設定し参画を依頼する必要がある。
- 保健所、県対策本部、医療機関及び国の情報共有システムは、一度の入力で完結するように全国統一規格で整備するとともに、ユーザーインターフェースや操作速度等を考慮して開発する必要があり、HER-SYSやG-MISの更なる効率化を求めていく必要がある。
- 組織内の役割分担については、全員が共通認識を持てるよう保健所と県対策本部の意見交換を密にする必要がある。また、初期の段階では保健所から本部への報告様式等が定まっていなかったほか、報告方法もメールやFAXなどバラバラであったため、情報の整理、統合が大きな負担になっていたことから、統一フォーマットの提示や情報の経路整理、データベース化については、あらためて県対策本部が担うべき役割として整理するとともに、新興感染症等の発生時にデータベース管理等を担う人員を配置できるよう、平時から人材を育成しておく必要がある。

4. 医療提供体制の確保

(4) 患者搬送体制

① 保健所患者搬送車による搬送

1類・2類感染症患者の発生に備えて県下6保健所に3台の患者搬送車を配備し、患者搬送体制を構築していたが、新型コロナウイルスの発生を受けて、令和2年4月に4台を追加配備した。（民間会社からの借用）

その後、新型コロナウイルス流行拡大に伴い、軽症患者の搬送にも対応できるよう、令和3年3月に5台、令和4年10月に6台を追加配備し、合計18台（各保健所3台）の体制とし、患者の入院や宿泊療養施設への入所等に対応した。

② 消防機関との連携

エボラ出血熱など1類感染症患者が発生し保健所の移送能力を超えた場合に備えて、平成29年に県と県内各消防本部との間で患者移送に係る協定を締結しており、新型コロナウイルスの搬送に当たっては、本協定の内容に準じて消防本部と連携して対応した。

③ 民間事業者の活用

新型コロナウイルスの流行拡大に伴う軽症患者の搬送に対応するため、令和3年8月に松山市内の民間事業者（タクシー会社）の協力を得て、軽症患者の搬送を行う体制を確保した。

また、令和4年3月に八幡浜市、8月に宇和島市の民間事業者と患者搬送契約を締結したほか、令和4年9月及び12月、令和5年1月には、松山市の民間事業者と介護が必要な患者の搬送契約を締結した。

今後の課題等

一部の保健所では、患者数の増加に伴い、受診・入院等に伴う患者搬送業務が急増し、搬送能力を超える時期があったことから、あらかじめそうした事態も想定し、病原体の特徴（感染経路、病原性等）が明らかになった段階で、早期に患者搬送の業務委託を検討する必要がある。

4. 医療提供体制の確保

(5) 診療・検査医療機関の拡充

- 令和2年夏季の新型コロナ流行を踏まえ、季節性インフルエンザ流行期に備えた受診・相談体制として、同年11月に発熱や咳等の症状のある方の診療や検査を行うため、「診療・検査医療機関」制度を開始し、5類に移行するまで医療機関の確保に努めた。

【診療・検査医療機関数の推移】

〈R2.11〉 568施設 ⇒ 〈R5.5〉 678施設

- 令和4年度には、第7波（令和4年8月にピーク）における感染急拡大による外来診療のひっ迫を受け、日曜・祝日等の外来診療体制を確保するため、発熱患者等の診察・検査を行う医療機関に対して、開設時間に応じた協力金を交付した。

【実施期間】

- 令和4年9月1日から30日までの休日
- 年末年始（12/25、12/30～1/3、1/8、1/9）

診療・検査医療機関の指定状況

令和5年5月時点

医療圏域	市町名	指定 医療機関数	診療・検査 実施	診療のみ 実施
宇摩	四国中央市	29	25	4
	小計	29	25	4
新居浜・西条	新居浜市	43	35	8
	西条市	48	46	2
	小計	91	81	10
今治	今治市	71	58	13
	上島町	5	2	3
	小計	76	60	16
松山	松山市	254	228	26
	伊予市	12	11	1
	東温市	18	17	1
	久万高原町	7	5	2
	松前町	12	12	0
	砥部町	12	12	0
	小計	315	285	30
八幡浜・大洲	八幡浜市	29	25	4
	大洲市	35	32	3
	西予市	24	23	1
	内子町	8	8	0
	伊方町	3	3	0
	小計	99	91	8
宇和島	宇和島市	47	27	20
	松野町	1	1	0
	鬼北町	8	7	1
	愛南町	12	8	4
	小計	68	43	25
合計		678	585	93

4. 医療提供体制の確保

(6) 入院・外来等の設備整備

- 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業（令和2～5年度）
- 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業（令和5年度）

新型コロナウイルス感染症患者等の入院に対する適切な医療提供を図るため、必要な機材を導入する医療機関に対して補助金を支給した。

【補助内容（基準額）】 ※年度によって、補助対象機器や基準額が一部異なるものがある。

補助対象機器等	基準額	補助対象数
人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円	知事が必要と認めた数
個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	3,600円	
簡易陰圧装置	4,320,000円	
簡易ベッド	51,400円	
体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円	
簡易病室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額	—
初度設備費	133,000円	知事が必要と認めた数
超音波画像診断装置 ★	11,000,000円	
血液浄化装置 ★	6,600,000円	
気管支鏡 ★	5,500,000円	
C T 撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む。） ★	66,000,000円	
生体情報モニタ ★	1,100,000円	
分娩監視装置 ★	2,200,000円	
新生児モニタ ★	1,100,000円	
HEPAフィルター付きパーテーション	205,000円	
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	1施設当たり 905,000円	

※ 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業の補助対象の一部（★印）については、令和5年度から新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に分割して実施

4. 医療提供体制の確保

○新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業（令和2、3年度）

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の確保を図るため、検査機器を導入する医療機関に対して補助金を支給した。

【補助内容（基準額）】

(1) 遺伝子検査機器及び付帯する備品： 知事が必要と認めた額

○新型コロナウイルス感染症外来協力医療機関設備整備事業（令和2～5年度）

新型コロナウイルス感染症患者等の外来診療に対する適切な医療提供を図るため、必要な機材を導入する医療機関に対して補助金を支給した。

【補助内容（基準額）】 ※ 年度によって実施した補助内容が異なる。

- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| (1) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） | 1施設当たり905,000円 |
| (2) HEPAフィルター付きパーテーション | 205,000円×知事が必要と認めた台数 |
| (3) 簡易ベッド | 51,400円×知事が必要と認めた台数 |
| (4) 簡易診療室及び付帯する備品 | 知事が必要と認めた額 |

○新型コロナウイルス感染症外来協力医療機関確保事業（令和5年度）

幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制を構築するため、新たに外来対応を行う医療機関について、必要な初度設備等の導入費用に対して補助金を支給した。

【補助内容（基準額）】

下記(1)～(5)の合計額が1施設当たり500,000円

- (1) 患者案内のための看板の設置料
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- (5) 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

4. 医療提供体制の確保

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（令和2年8月13日～令和6年3月31日 ※令和2年4月1日以降の事業が対象）

救急搬送等により、新型コロナウイルス疑いの患者を診療している救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止設備整備について支援することで、一層の院内感染対策の強化を図る。

【補助対象】

新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関（70機関）

救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター又は小児地域支援病院等のいずれかに該当する医療機関であって、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として県に登録したもの（※）。

※ R5. 5. 8以降は、国の要綱改正を受け新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療した医療機関

【補助内容】

- ・院内感染防止対策に必要な設備（簡易陰圧装置等）の整備
- ・簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーティション、個人防護具、消毒経費等

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・遺伝子検査機器の整備を促進することで、自身の医療機関で検査ができるようになり、検査結果が出るまでの時間が短縮され、その後の患者対応を速やかに行うことができるようになった。
- ・人工呼吸器や体外式膜型人工肺といった医療機器の整備により、症状が重い入患者に対して、より高度で適切な医療を提供することができるようになった。

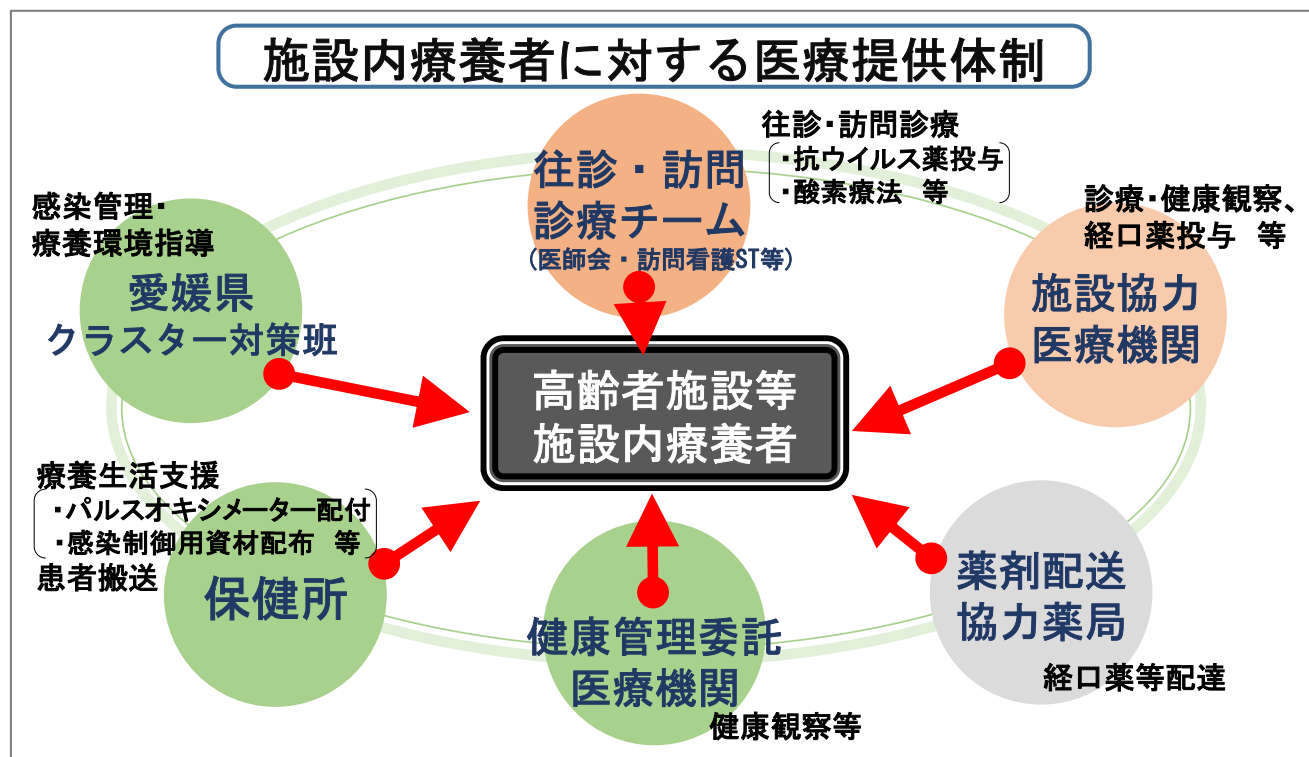
【今後の課題等】

- ・設備整備補助に係る事務処理について、特に個人で開業している外来医療機関にとっては、通常の診療業務を行いながら書類の作成を行わなければならないなど煩わしい面もあり、手続きの簡素化等について検討が必要である。

4. 医療提供体制の確保

(7) 施設内療養者に対する医療提供

- 高齢者施設の入所者については、施設内での介護の継続が必要な場合や、生活環境を変えない方が望ましい場合もあり、無症状や軽症であれば、専門医の判断により施設内で療養を行うケースも多くあった。この場合、施設の職員による健康観察に加え、施設の協力医療機関が診療等を行うが、要請があれば、必要に応じて医師会等の協力を得て往診等を実施した。

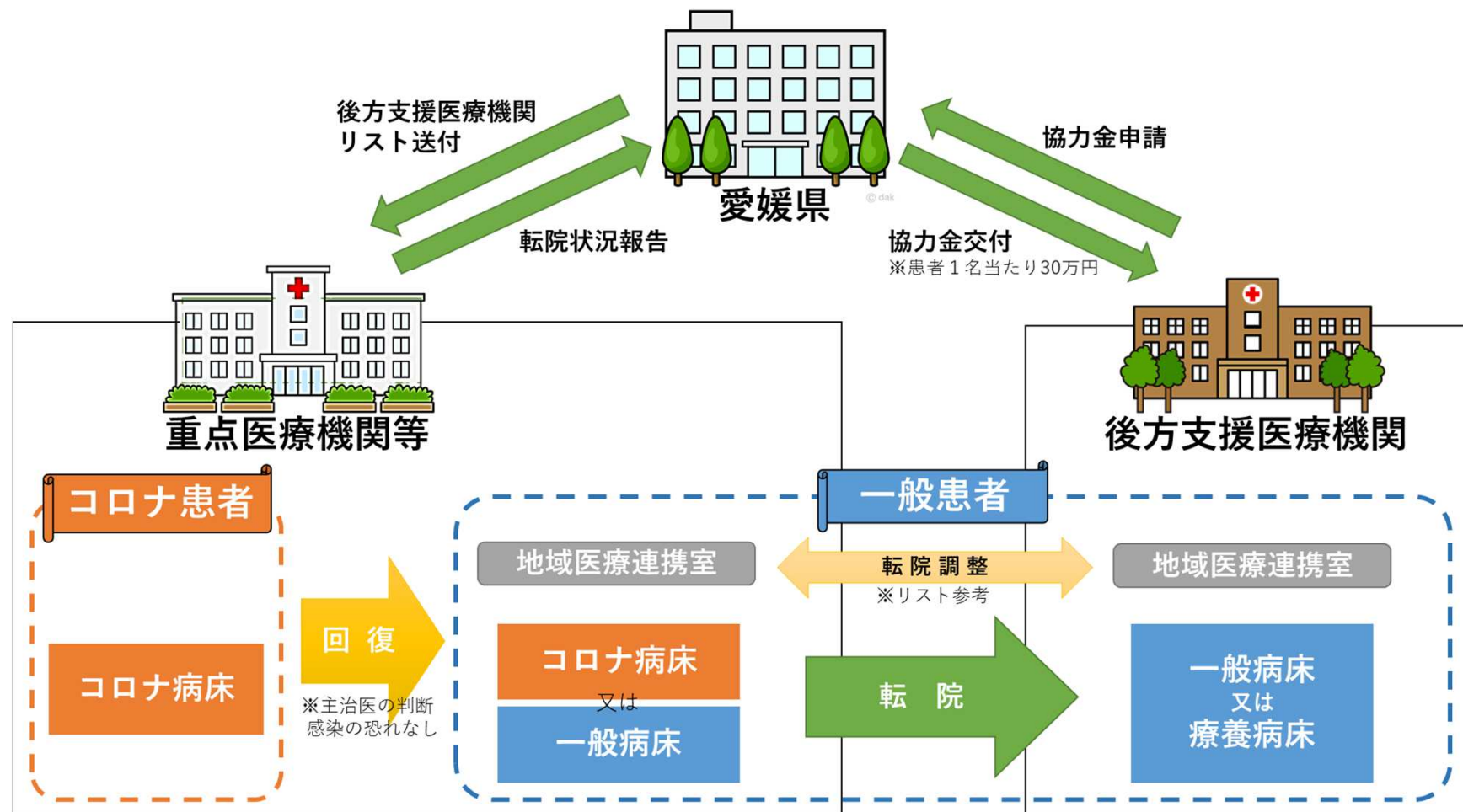


- 医師会等の協力の得て設置した往診・訪問診療チームが、必要に応じて経口治療薬の投与などの初期治療や、一時的な酸素療法等を実施
- 協力医療機関も必要に応じて診療や経口治療薬の投与を実施（実施内容に応じた協力金制度を創設）
- 県クラスター班によるゾーニング指導や薬局等による薬剤配送支援等あり

4. 医療提供体制の確保

(8) 後方支援医療機関

- ・ 新型コロナの療養を終えたのちに基礎疾患等の治療が必要な方を受け入れていただく医療機関（後方支援医療機関）として県下79医療機関の協力をいただき、重点医療機関と連携して患者の受入体制を確保した。

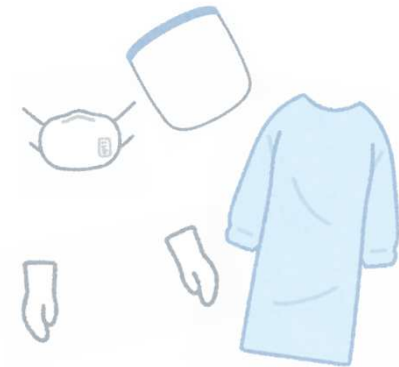


4. 医療提供体制の確保

(9) 医療機関等への衛生資材等の確保

<新型コロナウイルス感染症発生時の状況>

令和元年12月下旬以降、中国における感染拡大により、医療用マスク等の个人防护具や一般用不織布マスクの中国国内における需要が急増し、主要生産国である中国等から日本国内への供給量が大幅に減少し、ドラッグストアや医療関係の卸売業者といった通常の商流を通じての入手が困難となった。



<取組みの概要>

- 県において確保した衛生資材を必要とする医療機関や福祉施設等へ配布（医療機関へは各保健所を經由し、福祉施設等へは市町を經由）
- 県酒造組合及び県医師会の協力の下、当組合から高濃度エタノールを購入し、県医師会を通じて、消毒薬を必要とする医療機関に配布
- 県内の医薬品製造業者との協議により、優先的に消毒綿を購入し、医療的ケアを必要とする福祉施設を中心に配布
- 医療機器を取扱う愛媛県医療機器販売業協会との協議により、パルスオキシメーターを優先的に購入し、保健所を通じて必要とする患者に配布
- 個人や企業等から多くの寄付が寄せられた不織布マスクや消毒薬などの衛生資材については、必要とする新型コロナウイルス感染症対応医療機関を中心に配布
- 県では、医療機関で必要とする1か月分の衛生資材を備蓄するとともに、緊急的に必要となった医療機関へ配布（SOS配布）

4. 医療提供体制の確保

① 県の購入量及び医療機関等への配布数（国配布分を除く。）

令和5年3月31日現在

資材名	購入量	配布数	資材名	購入量	配布数
サージカルマスク	約90.3万枚	約46.8万枚	フェイスシールド	約2.8万枚	約2.8万枚
手袋	約193.9万枚	約141.9万枚	ガウン	約5.5万枚	約5.5万枚
N95マスク	約0.6万枚	約0.6万枚	高濃度・消毒用アルコール	約2.6千ℓ	約2.6千ℓ

② 国からの供給量及び配布実績

令和5年3月31日現在

資材名	供給量	配布数	資材名	供給量	配布数
サージカルマスク	約543.5万枚	約510.4万枚	フェイスシールド	約72.8万枚	約63.3万枚
手袋	約1,376.9万枚	約1,064.3万枚	ガウン	約147.0万枚	約134.8万枚
N95マスク	約74.8万枚	約49.7万枚	高濃度アルコール	約12.5千ℓ	約6.2千ℓ

<国の対応>

- 令和2年4月から、新型コロナウイルスの治療（後に診療・検査機関へも拡充）を実施する医療機関に対し、資材の無料配布を実施。
- 県は、医療機関の要望数を取りまとめ、国と配布数等を調整

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- 資材が不足する中、国から配布される資材や県で備蓄している資材を集約し、医療機関での使用数量を保健所等で調査のうえ、所定数量を配布することができた。
- 関係団体との協議・調整により、医療機関等への流通に支障がでない範囲で、衛生資材を取扱う民間業者から、優先的に資材を確保できた。

【今後の課題等】

- 感染症発生当初は、県で備蓄している衛生資材が不足していたほか、医療機関においても一定期間必要な資材を備蓄している機関が少なかったため、今後は、各機関において、必要数量の備蓄に努める必要がある。
- 主要生産国の中国からの衛生資材の輸入がストップし、衛生資材の調達ができなくなったことから、国内（県内）での生産体制を構築し、海外に依存しない体制が必要である。
- 個人防護具にも使用期限があるため、備蓄分を適宜使用しながら、一定数を継続して確保する必要がある。

4. 医療提供体制の確保

② 保健所の健康観察

◆パルスオキシメーターの確保

約18,500台を確保し、自宅療養者世帯へ貸出を実施

◆酸素濃縮装置の確保

施設等での酸素療法に備え、22台を確保



③ 外来受診体制

◆コロナ専用外来の確保

搬送コーディネーターが受診調整（対応医療機関32機関）

◆外来診療受入協力医療機関の確保

- ・ 自宅療養者の体調急変時に速やかに受診できる体制を整え、入院が必要となった場合にも、県内医療機関の状況を勘案のうえ、随時入院調整を行う仕組みを構築
- ・ 第7波の陽性患者の急増を受け、県内の医師会を通じて各医療機関に更なる協力を依頼し、外来受診体制を大幅に拡充
(R4.9.9現在) 224医療機関 (東予 72、中予 89、南予 63)
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入協力金の支給 (令和3～5年度)
診療受入協力金として、一人当たり30,000円/回を支給
(透析治療を行った場合は、一人当たり20,000円を加算)

4. 医療提供体制の確保

◆タクシーによる移送

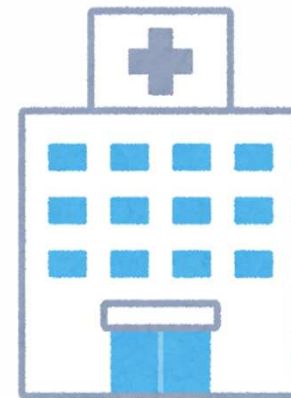
主に軽症者・無症状者（濃厚接触者含む）を医療機関や宿泊療養施設等へ移送する手段の確保

◆民間救急車両による移送

一般タクシーでは対応できない要介助者などを医療機関や施設へ移送する手段の確保

【搬送実績】

R3年度	： 1社	119件
R4年度	： 4社	466件
R5年度	： 4社	6件



4. 医療提供体制の確保

④ 医療機関への健康管理業務の委託・薬局による薬剤配送の実施

重症化リスクの高い自宅療養者に対し、医師が電話等による健康管理を実施するとともに、必要に応じて、薬局が薬剤を配送。

【実績】

■健康管理業務

委託先：協力医療機関

委託金：自宅療養者1名につき50千円

＜実績＞

R3年度： 915件 59,850千円

R4年度： 5,768件 288,400千円

R5年度： 46件 2,300千円

■薬剤の配送

協力先：協力薬局

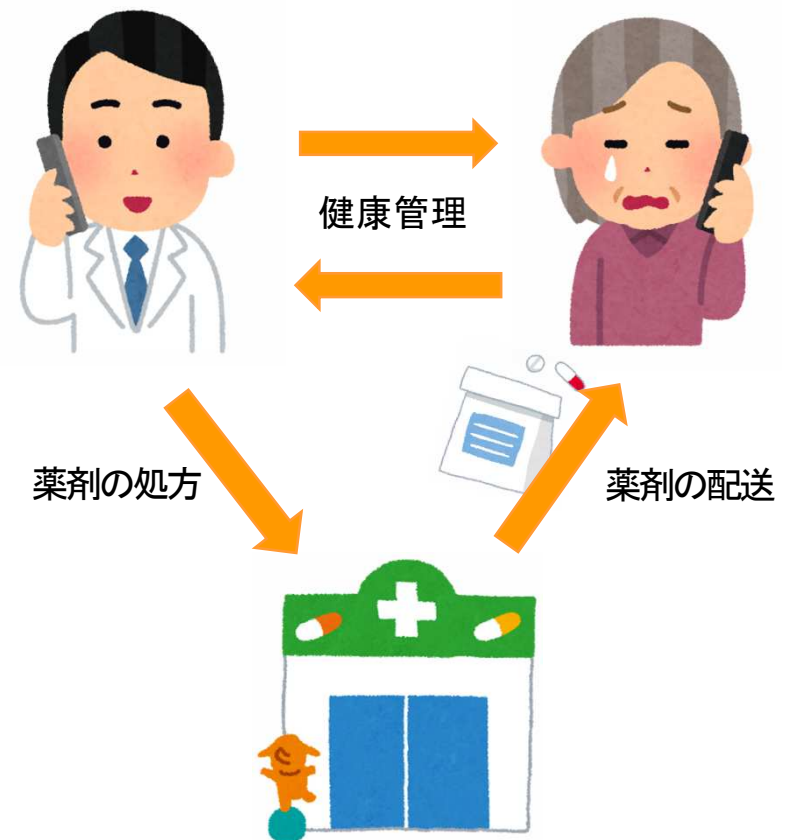
協力金：1件の配送につき6.5千円

＜実績＞

R3年度： 313件 708千円

R4年度： 11,722件 76,193千円

R5年度： 459件 2,984千円



※松山市分の健康管理及び薬剤配送は、別途松山市保健所が実施

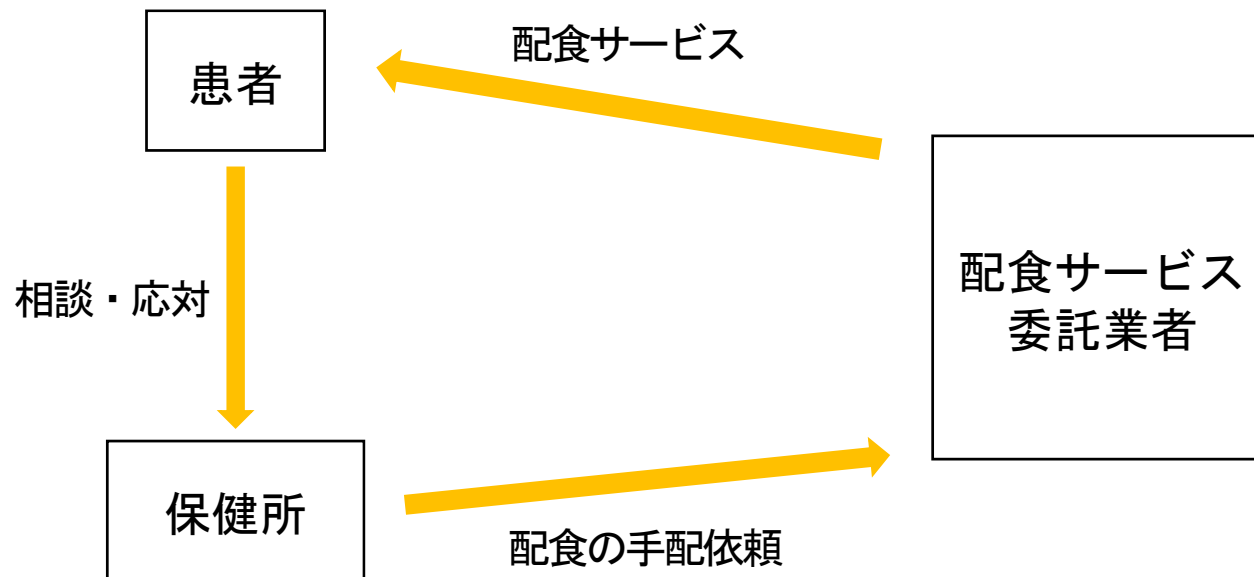
4. 医療提供体制の確保

⑤ 配食サービスの提供

自宅療養者のうち、自身で食事等を確保できない者の自宅まで食事等を配達

【事業概要】

- ・ 配食対象エリア 県下全域（松山市内を除く）
- ・ 委託金 食事代（昼夕翌朝の3食）5千円
配達代（2回/1日）2千円
- ・ 実績 約5,200人に対し、約102,300食を提供



4. 医療提供体制の確保

⑥ 自宅療養者医療相談センターの設置

- ・ 症状が悪化した自宅療養者向けの相談窓口。
- ・ 看護師による医療相談や医師によるオンライン診療を実施し、必要に応じて薬を処方。

＜設置期間＞ 令和4年8月1日～令和5年5月7日

＜相談体制＞ 24時間対応

月	医療相談			オンライン診療								うち 処方数
	入電数	受電数	受電率	四国中央	西条	今治	中予	八幡浜	宇和島	松山市		
8月	12,481	5,123	41.0%	2,417	59	345	365	143	76	87	1,342	1,796
9月	2,683	2,240	83.5%	919	27	166	118	71	45	23	469	662
10月	1,302	1,217	93.5%	340	6	127	39	16	8	14	130	224
11月	2,500	2,329	93.2%	682	35	183	62	50	22	10	320	462
12月	5,695	4,732	83.1%	1,441	56	205	238	103	54	46	739	1,066
1月	5,242	3,857	73.6%	1,273	47	258	204	96	65	49	554	928
2月	854	773	90.5%	245	5	55	31	16	12	11	115	173
3月	372	340	91.4%	72	4	15	6	4	3	7	33	54
4月	215	203	94.4%	57	2	18	3	4	4	0	26	34
5月	97	84	86.6%	26	0	8	3	2	1	0	12	21
合計	31,441	20,898	66.5%	7,472	241	1,380	1,069	505	290	247	3,740	5,420

4. 医療提供体制の確保

⑦ 陽性者登録センターの設置

- 診療・検査医療機関のひっ迫を回避するため、重症化リスクの低い軽症又は無症状者が外来受診を経ることなく確定診断を受け、自宅療養に移行できる仕組みとして設置。
- 医師2名体制で土日を含め対応（1日最大300人を登録（年末年始は500人に拡大））
 - ＜設置期間＞ 令和4年8月26日～令和5年5月7日
 - ＜受付体制＞ 24時間受付（16時以降の申請は、翌日の登録）
 - ＜対象＞ 軽症又は無症状の方／65歳未満の重症化リスクの低い方／妊娠していない方

月	申請件数	登録件数	登録件数						
			四国中央	西条	今治	中予	八幡浜	宇和島	松山市
R4 8月	394	361	14	54	39	42	27	7	178
9月	1,004	881	31	152	121	64	49	36	428
10月	598	507	21	211	58	20	15	18	164
11月	1,464	1,237	74	290	112	106	71	49	535
12月	5,124	4,560	165	640	571	473	473	285	1,953
R5 1月	6,800	6,163	350	1,111	606	529	593	407	2,567
2月	767	691	42	137	73	41	70	76	252
3月	225	203	19	20	9	11	22	37	85
4月	129	123	10	24	10	10	5	10	54
5月	34	29	2	6	3	3	4	1	10
合計	16,539	14,755	728	2,645	1,602	1,299	1,329	926	6,226

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 薬剤や食事の配達を行ったことにより、自宅療養者の負担減に寄与した。
- ・ 医療相談センターでは、24時間対応で医療相談を受けており、必要に応じて医師によるオンライン診療を実施するなど、夜間や休日など保健所や医療機関による対応が手薄になる時間をカバーし負担軽減を図った。
- ・ 陽性者登録センターでは、自己検査や無料検査で陽性となった軽症者や無症状者が、外来受診することなく確定診断を受け、自宅療養へ移行することができ、自宅療養者や医療機関の負担軽減に寄与した。

【今後の課題等】

- ・ 感染拡大時には、医療相談センターへの入電数が多くなり、受電率が著しく低下したため、感染が増加傾向にある場合は、人員を増加させるなど感染状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- ・ 医療相談センターからオンライン診療へ引き継いだ際に、オンライン診療では費用が発生することを利用者に十分説明できておらず、診療費用の支払いに理解を得るのに時間を要する事案があったため、事前にサービス内容を丁寧に説明しておく必要がある。

4. 医療提供体制の確保

(11) 慰労金事業

新型コロナウイルス感染症対応等を行う医療従事者等に対し、慰労金の給付を行うことで、これまでの労に報いるとともに、今後の業務従事を支援し、安定的な医療提供体制を確保した。

【対象者】

- R2年度 愛媛県の医療機関等において、患者と接する業務に従事する者であって、令和2年3月2日から令和2年6月30日までの期間に10日以上勤務経験を有する者
- R3年度 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関又は宿泊療養施設に勤務し、令和2年7月1日から令和4年3月31日までの期間に、対象医療機関等が定めた汚染区域（レッドゾーン）又は準汚染区域（イエローゾーン）で患者への治療等の業務に従事した者

【基準額】

- R2年度 1人当たり20万円、10万円、5万円（所属する医療機関の類型に応じ変動）
- R3年度 1人当たり5万円

【実績】

- R2年度 49,810人 4,742,600千円
- R3年度 2,173人 108,650千円

R2年度 慰労金額	基準
20万円	コロナ患者の受け入れ医療機関等のうち、患者に診療等を行った医療機関に勤務する者
10万円	コロナ患者の受け入れ医療機関等のうち、患者の診療等を行わなかった医療機関に勤務する者
5万円	上記以外の医療機関等に勤務する者

4. 医療提供体制の確保

(12) 支援金事業

新型コロナウイルス感染症対応等を行う医療機関等に対し、支援金の給付を行うことで、施設内での感染防止対策等を支援し、安定的な医療提供体制を確保した。

【対象者】

愛媛県の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所

【補助上限額】

補助対象機関	補助上限額
病院(医科・歯科)	200万円+5万円×病床数
有床診療所(医科・歯科)	200万円
無床診療所(医科・歯科)	100万円
薬局・訪問看護ステーション・助産所	70万円

【実績】

R2年度 2,219施設 2,571,309千円

4. 医療提供体制の確保

(13) 医療従事者応援手当金

新型コロナウイルス陽性者の診療、看護及び感染確認検査のための検体採取業務などに当たる医療従事者に特別な手当を支給する医療機関に対し、補助金を交付※することで、安定的な医療提供体制を確保した。 ※ 県立病院に対しては負担金として交付

【対象業務】

- (ア) 新型コロナの陽性者の診療及び看護（診療に付随する検査及びウイルスが付着したおそれのある物件の処理等の業務を含む。）
- (イ) 新型コロナの感染の疑いのある者の感染確認検査のための検体採取業務（検体採取の補助及びウイルスが付着したおそれのある物件の処理等の業務を含む。）

【対象者】

医師及び看護師、その他対象業務に従事する者であって知事が適当と認める者

【基準額】

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者又は感染の疑いのある者の身体に接触して又は陽性者等に長時間にわたり接して行う業務の場合
対象者一人につき1日当たり4,000円
- (イ) (ア)以外の場合
対象者一人につき1日当たり3,000円

【実績】

R2年度	257機関	148,659千円	R4年度	427機関	1,747,552千円
R3年度	293機関	618,119千円	R5年度	372機関	382,325千円

4. 医療提供体制の確保

評価及び今後の課題等

【評価】

- 慰労金・支援金事業については、新型コロナ対応の初期に、医療従事者と医療機関等へのサポートを迅速に行ったことにより、医療従事者の維持や施設内での感染防止対策等を支援し、安定的な医療提供体制を確保した。
- 医療従事者応援手当金については、国からの補助がなくなった後も、県独自の事業として、感染リスクのある診療を行う医療従事者に対して手当を支払う医療機関に対して助成を行ったことにより、安定的な医療の提供や医療従事者の維持・確保に寄与した。

【今後の課題等】

- いずれの事業についても、申請数が膨大になり、確認作業等の事務が遅延し、申請から助成までにタイムラグが発生したため、より効率的な事務処理スキームが必要である。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請


(1) 感染状況等に応じた警戒レベルの設定

- 令和2年5月8日、感染第2波を想定し、感染状況等に応じた警戒レベルの設定と、そのレベルに応じた対処を行っていくための「感染第二波への対処戦略」を策定し、公表。
- 感染予防と社会経済活動等のバランス・力点の置き方は、状況に応じ変化させる必要があるため、判断のもとになる指標をもとに、3つのレベル【感染縮小期・感染警戒期・感染対策期】を設定
- 令和3年1月には、感染警戒期において、感染拡大が危惧され、より強い対策が必要な状況である場合を、「特別警戒期間」として設定

感染縮小期	感染予防と社会経済活動の両立を図る段階
感染警戒期	感染予防を重視。社会経済活動は、制限付きで展開する段階
感染警戒期 ～特別警戒期間～	感染警戒期において、今後の感染拡大が危惧され、より強い対策が必要な状況である段階
感染対策期	感染予防を最優先。社会経済活動はできる限り縮小する段階

- 警戒レベルが上がった際は、必ずしも県下一律ではなく、感染状況に応じて、市町やエリア単位での対応も行うこととした。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
R2. 5. 11～ 感染警戒期 感染拡大回避行動 ①うつらないよう自己防衛 ②うつさないよう周りに配慮 ③県外の外出自粛と3密回避  感染回避行動 (R2. 6. 12～) ①うつらないよう自己防衛 ②うつさないよう周りに配慮 ③習慣化しよう3密回避	県民 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県をまたいだ移動の自粛 ◆ 「3つの密」(密閉・密集・密接)のある場所への外出を自粛 ◆ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛 	
	事業者 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3密回避等の感染予防対策の徹底 ◆ テレワークや時差出勤等の導入、安心して働ける職場環境作り 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 全国的大規模なイベント等の開催は、リスク対応が整わない場合は中止、延期 ◆ 50人以内のイベント等は感染予防対策を講じた上で実施 ◆ 県管理施設は、3密回避等の更なる徹底を通じて原則開館 	
R2. 6. 19～ 感染縮小期 R2. 11. 20～ 感染警戒期		
R3. 1. 8～ 感染警戒期 特別警戒期間 ※「5つの場面」 ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間の飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり	県民 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染拡大地域(特定都道府県)への不要不急の往来や出張の自粛 ◆ 感染リスクが高まる「5つの場面※」に十分注意 ◆ 会食(飲み会)での注意事項 (大人数<5人以上>、長時間の会食は行わない。体調不良の方や、2週間以内に感染リスクの高い行動を取った方は参加を控える。) 	
	事業者 <ul style="list-style-type: none"> ◆ テレワークや時差出勤等の一層の促進 ◆ 3密回避に向けた業種別ガイドラインの実践 ◆ 医療機関や高齢者施設での面会時間や人数の制限、厳重な感染対策 	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設、イベント等での感染防止対策の徹底 ◆ 接触確認アプリ(COCoA)、えひめコロナお知らせネットの活用 	

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

R3. 3. 2～ 感染警戒期

R3. 3. 25～ 感染警戒期 特別警戒期間

警戒レベル		県民等への主な呼び掛け内容
<p>R3. 4. 8～ 感染対策期</p> <p>●会食ルール 日常の会食は、基本的に4人以下 >毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と >席の間隔を十分空けて >大声を出さない。 羽目を外さない >長時間の飲食は避ける（2時間以内）</p>	県民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外出や人との接触、会合の機会を減らす（マスクの着用、手指消毒） ◆ 松山市との不要不急の往来自粛 ◆ 感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県等）への不要不急の出張・往来自粛 ◆ 感染リスクが高まる「5つの場面」に関する注意、会食に関する注意 ◆ <特に松山市>夜だけでなく日中も含めて不要不急の外出の自粛
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3密回避に向けた業種別ガイドラインの実践 ◆ 医療機関や高齢者施設での面会や人数の制限、厳重な感染対策 ◆ 歓迎会や職場全体での大人数での飲み会は自粛 ◆ テレワーク、時差出勤の利用促進 ◆ 執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ◆ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ◆ 松山市や感染拡大地域への出張はウェブの活用や延期等代替案を検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 参加者が特定できない県主催の集客イベントは、延期又は中止 ◆ 県が管理する松山市周辺の集客施設（とべ動物園、えひめこどもの城）は閉館。その他の集客施設は、入場制限のうえ開館。 ◆ 県管理施設でのイベントは、①ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底、②イベント参加者全員の把握と陽性者が発生した場合の連絡先の把握 を条件に使用を許可

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容										
R3. 4. 25～ 感染対策期 (継続) まん延防止等 重点措置 ●重点措置を講じるべき 区域(措置区域): 松山市	県民	目標：外出を少なくとも5割削減									
	事業者	<まん延防止等重点措置により追加・変更した項目> ※ 松山市には法に基づく要請、その他の市町には協力依頼 ◆ 従業員への検査勧奨 ◆ 入場者が密にならないような整理誘導 ◆ 発熱等有症状者の入場禁止 ◆ 事業所の消毒 ◆ 手指の消毒設備の設置 ◆ 入場者へマスクの着用等の徹底 ◆ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 (既に入場している者の退場も含む) ◆ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など) ◆ 手指消毒の呼びかけ									
	その他	◆ イベント開催要件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f4a460;">収容率 ※</th> <th style="background-color: #f4a460;">人数上限 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"> 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの </td> <td style="width: 50%;"> 大声での歓声・声援等が想定されるもの </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 5,000人 以下 </td> </tr> <tr> <td> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの </td> <td> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> <tr> <td> 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> <td> 50%以内 (席がない場合は十分な間隔) </td> </tr> </tbody> </table> ※ 収容率と人数条件で、どちらか小さい方を限度とする (両方の条件を満たす必要)。 <5月10日から追加> ◆ 路上、公園等における集団での飲酒の自粛 ◆ 入浴設備等を備える施設における感染防止対策の徹底	収容率 ※		人数上限 ※	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 以下	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
収容率 ※		人数上限 ※									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 以下									
・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

R3. 6. 1～ 感染警戒期 特別警戒期間

R3. 6. 22～ 感染警戒期

R3. 7. 29～ 感染警戒期 特別警戒期間

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
R3. 8. 11～ 感染対策期	県民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県外との不要不急の往来自粛（県外からの帰省等は、延期・中止） ◆ 松山市との不要不急の往来自粛。松山市内の不要不急の外出自粛（少なくとも5割削減を目標） ◆ 感染回避行動の徹底。感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ◆ 会食に関する注意（普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と／4人以下で、概ね2時間以内／少しでも体調に異常があれば出席しない、させない／感染防止対策が徹底されている店を利用／席の間隔を十分空けて／大声を出さない。羽目を外さない）
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業種別ガイドラインの実践 ◆ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク、時差出勤のより一層の利用促進 ・ 執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ・ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す ◆ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県主催イベントは感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し ◆ 県管理施設は、感染防止対策を徹底して原則開館 ◆ 全ての集客施設は、入場制限の強化や施設内の一部の閉鎖（松山市及び周辺地域は、現対策を強化） ◆ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に利用を許可 <ul style="list-style-type: none"> ①ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底／②イベント参加者全員の把握と陽性者が発生した場合の連絡先の把握／③えひめコロナお知らせネットの活用徹底

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p>R3. 8. 20～ 感染対策期 (継続) まん延防止等 重点措置</p> <p>●重点措置を講じるべき 区域(措置区域): 松山市</p>	<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不要不急の外出自粛(夜間だけでなく日中も含めて) ◆ 県外との不要不急の往来自粛 ◆ 松山市との不要不急の往来自粛。 ◆ 松山市内の不要不急の外出自粛(少なくとも5割削減を目標) ◆ 感染回避行動の徹底。感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ◆ 会食に関する注意(普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と/4人以下で、概ね2時間以内/少しでも体調に異常があれば出席しない、させない/感染防止対策が徹底されている店を利用/席の間隔を十分空けて/大声を出さない。羽目を外さない/夏休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える) ◆ 路上・公園等における集団での飲食の自粛
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業種別ガイドラインの実践 ◆ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進により、出勤者数の7割削減を目標 ・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ・ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す ・ 従業員に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店を利用しないよう求める ・ 不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は見送りや延期を検討 	

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容												
<p><つづき></p> <p>その他</p>	<p>◆ 催物・イベント等の開催制限</p> <table border="1" data-bbox="714 331 2042 718"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="714 331 1816 391">収容率 ※</th> <th data-bbox="1816 331 2042 391">人数上限 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="714 391 1265 486"> 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの </td> <td data-bbox="1265 391 1816 486"> 大声での歓声・声援等が想定されるもの </td> <td data-bbox="1816 391 2042 718" rowspan="3"> 5,000人以下 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="714 486 1265 662"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの </td> <td data-bbox="1265 486 1816 662"> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="714 662 1265 718"> 100%以内（席がない場合は適切な間隔） </td> <td data-bbox="1265 662 1816 718"> 50%以内（席がない場合は十分な間隔） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収容率と人数条件で、どちらか小さいほうを限度とする（両方の条件を満たす必要）</p> <p>◆ 松山市の大規模集客施設における感染防止対策の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が密集しないよう入場整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限等 <p>◆ 県主催イベントは感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し</p> <p>◆ 県管理施設の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山市及び周辺地域の集客施設については、とべ動物園、こどもの城等は閉園（館）、県管理公園のキャンプ場（姫原園地キャンプ場・えひめ森林公園キャンプ場）は閉鎖、図書館は貸出・閲覧に限定 ・ その他の集客施設は、入場制限や施設内の一部閉鎖の継続 <p>◆ 貸館利用は、新たな予約の受付を停止</p>			収容率 ※		人数上限 ※	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%以内（席がない場合は十分な間隔）
収容率 ※		人数上限 ※											
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下											
・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等												
100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%以内（席がない場合は十分な間隔）												

R3. 9. 13～ 感染対策期
 R3. 10. 1～ 感染警戒期
 R3. 10. 20～ 感染縮小期

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
R4. 1. 5～ 感染縮小期 第6波への 対処準備期間	県民	<p>R4. 1. 5に県内で初めてオミクロン株の陽性者が確認されたことから、同日から第6波への対処準備期間と位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当面1週間程度、会食に注意（認証店の利用推奨） <p><R4. 1. 5～></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染に不安を感じる無症状の方については、検査を受検（法要請） <p><R4. 1. 7～></p> <p>広島県、山口県及び沖縄県へのまん延防止等重点措置適用などにより、県民への県外往来等に関する要請を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛 ◆ 感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断 ◆ その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し、現地の注意事項を遵守

R4. 1. 8～ 感染警戒期

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p>R4. 1. 12～ オミクロン株 感染拡大 特別警戒期間</p>	<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県外との不要不急の出張・往来自粛 ◆ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛 ◆ 会食に関する注意 <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い行動のない人と ・大人数（1テーブル4人まで、間隔を確保、席移動なし）、長時間を避けて【全県ルール】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市】 ※ 3/11以降は、松山市のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認証店を利用する場合 全県ルールを適用 ● 認証店以外を利用する場合 4人以下で、概ね2時間以内 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店など感染対策が徹底されているお店を利用 ・ 参加者全員の連絡先を一元的に把握 ・ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない ・ 大声を出さない。羽目を外さない ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しには参加しない ◆ 会食や趣味の集まり等では、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ◆ 感染回避行動の徹底。感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ◆ (20代、30代) 密にならないように感染防止対策を徹底し慎重に行動を ◆ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受検
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業種別ガイドラインの遵守 ◆ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進 ・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ・ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す ◆ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しの開催自粛 ◆ 福祉施設の面会は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（一律制限はしない） 	

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容		
<p><つづき></p> <p>その他</p>	<p>◆ イベント等の開催制限</p>		
		<p>次の人数上限及び収容率を満たすこと</p>	<p>感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)</p>
	<p>人数 上限</p>	<p>5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</p>	<p>収容定員まで</p>
	<p>収容 率</p>	<p>・ 大声なし 100%以内 ・ 大声あり(※) 50%以内 ※ 観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</p>	<p>・ 大声なし 100%以内 ※ 大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)</p>
	<p>条件</p>	<p>・ 感染防止策チェックリストを作成し、公表するとともに、イベント終了日から1年間保管 ・ 問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、イベント結果報告書を県に提出</p>	<p>・ 感染防止安全計画を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出 ・ イベント終了後、1か月以内にイベント結果報告書を県に提出【※ 問題(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)が発生した場合は、直ちに提出】</p>
<p>◆ 県主催イベントは、感染防止対策を徹底のうえ開催</p> <p>◆ 県管理施設は、感染防止対策を徹底して開館</p> <p>◆ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に利用を許可 (①ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底／②イベント参加者全員の把握と陽性者が発生した場合の連絡先の把握／③えひめコロナお知らせネットの活用徹底)</p>			

R4. 4. 1～ 感染警戒期

R4. 7. 12～ 感染警戒期 特別警戒期間

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p>R4. 8. 9～ 感染警戒期 特別警戒期間 (愛媛県BA. 5 対策強化宣言)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 会食ルールの強化 ● 夏のイベント対策の徹底・強化 ● 地域スポーツ・文化活動の対策強化 ● 高齢者への感染を防ぐ対策の徹底 </div>	<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意 ◆ 換気の悪い混雑した場所など感染リスクの高い場所への出入りを控える ◆ 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避 ◆ 帰省して高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ◆ 会食ルールの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨（具体的な注意事項：座席の間隔の確保／大声を出さない。羽目を外さない／食器は個別。使い回しをしない 等） ・ 1週間以内に感染リスクの高い行動を取った方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない、させない ・ 無料検査を積極的に活用 ・ 参加者全員の連絡先を一元的に把握 ・ 飲酒を伴う会食は特に注意 ・ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意 ・ 帰省した友人や普段顔を合わさない親族等との会食は、事前に無料検査をする等特に注意 ・ 職場等身近な範囲で陽性が確認された場合は、接触が軽くても念のため会食に参加しない ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しには参加しない ◆ 会食や趣味の集まり等では、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ◆ 感染対策の徹底。感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ◆ 症状に応じた適切な受診への協力、ワクチン接種の促進 ◆ 感染不安を感じる無症状の方は、検査を受検 ◆ 防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を確保
	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業種別ガイドラインの遵守 ◆ 業務継続のためBCP（業務継続計画）の点検・実施 ◆ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進 ・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底 ・ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p><つづき></p>	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す ・ 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ・ 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できるよう、自主療養システムへの協力を ◆ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しの開催自粛 ◆ 福祉施設の面会は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（高齢者施設においては、面会者の陰性証明の確認など感染対策を徹底）
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ イベント等の開催制限 <継続・変更なし> ◆ イベント（夏祭り、花火大会等）主催者は、不特定多数が集まるイベントでの酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し ◆ 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底 ◆ 参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底 ◆ 市町は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況を考慮し、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼 ・ 計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小や中止を要請 ・ イベント等の主催者と協力し、対策内容を参加者に周知 ・ 公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化 ・ ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化 ◆ 県主催イベントは、感染防止対策を徹底のうえ開催 ◆ 県管理施設は、感染防止対策を徹底して開館。地域スポーツ・文化活動での利用許可条件に「活動停止の統一基準等」を追加 ◆ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に利用を許可 （①ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底／②イベント参加者全員の把握と陽性者が発生した場合の連絡先の把握／③えひめコロナお知らせネットの活用徹底）

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p>R4. 8. 23～ 感染警戒期 特別警戒期間 (愛媛県BA. 5 医療危機宣言)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【感染を減らすための行動変容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりが感染対策を強めて ● 人との接触機会を減らすため自ら行動制限を ● 人と会う予定や出かける予定はできるだけ延期を </div>	<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染を減らすための行動変容を（一人ひとりが感染対策を強めて／人との接触機会を減らすため自ら行動制限／人と会う予定や出かける予定はできるだけ延期） ◆ 換気の悪い混雑した場所など感染リスクの高い場所への出入りを控える ◆ 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避 ◆ 帰省して高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ◆ 会食ルールの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブル4人以下でテーブル間の移動なし、概ね2時間以内、認証店を推奨（具体的な注意事項：座席の間隔の確保／大声を出さない。羽目を外さない／食器は個別。使い回しをしない 等） ・ 1週間以内に感染リスクの高い行動を取った方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない、させない ・ 無料検査を積極的に活用 ・ 参加者全員の連絡先を一元的に把握 ・ 飲酒を伴う会食は特に注意 ・ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意 ・ 普段顔を合わさない親族等との会食は、事前に無料検査を活用するなど特に注意 ・ 職場等身近な範囲で陽性が確認された場合は、接触が軽くても念のため会食に参加しない ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しには参加しない ◆ 会食や趣味の集まり等では、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ◆ 感染対策の徹底。感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 ◆ 症状に応じた適切な受診及び救急車の利用、ワクチン接種の促進 ◆ 感染不安を感じる無症状の方は、検査を受検 ◆ 防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を確保
	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業種別ガイドラインの遵守 ◆ 業務継続のためBCP（業務継続計画）の点検・実施 ◆ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進 ・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p><つづき></p>	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の検温と報告等、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨 ・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す ・ 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ・ 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できるよう、自主療養システムへの協力を ◆ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 ◆ 飲食店での不特定多数を集め混雑が予想される催しの開催自粛 ◆ 福祉施設の面会は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（高齢者施設においては、面会者の陰性証明の確認など感染対策を徹底）
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ イベント対策の徹底・強化 ◆ 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底 ◆ 参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底 ◆ 市町は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼 ・ 計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小や中止を働きかけ ・ イベント等の主催者と協力し、対策内容を参加者に周知 ・ 公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化 ・ ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化 ◆ 県が関与する集客イベントは、ワクチン接種又は陰性の確認など感染対策の徹底を前提とし、規模の縮小や内容を見直し。可能なものは延期や中止 ◆ 県管理施設は、宣言期間中の新規予約の受付停止（感染対策を講じた興行等を除く）、入場制限の徹底（混雑時の入場制限強化） ◆ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に利用を許可 （①ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底／②イベント参加者全員の把握と陽性者が発生した場合の連絡先の把握／③えひめコロナお知らせネットの活用徹底）

R4. 9. 17～ 感染警戒期 特別警戒期間（愛媛県BA. 5医療危機宣言 解除）
 R4. 10. 29～ 感染警戒期 （新居浜・西条圏域は、特別警戒期間を継続）
 R4. 12. 5～ 感染警戒期 特別警戒期間

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
R4. 12. 15～ 感染警戒期 特別警戒期間 (医療ひっ迫 警戒宣言)	県民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意 ◆ 暖房使用時も定期的な換気を習慣化。室内の乾燥にも注意 ◆ 普段と異なる症状がある場合、外出、出勤、登校等を控えて (大晦日や初詣など不特定多数の人混み、成人式など大規模な催しやイベントに注意) ◆ 体調に異変を感じた場合は、自己検査の活用を ◆ 換気の悪い混雑した場所など感染リスクの高い場所への出入りを控える ◆ 季節性インフルエンザにも注意 ◆ 会食ルールの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・長時間を避け、羽目を外さず、感染対策を守って実施 ・忘年会や新年会、同窓会など、特に普段顔を合わせていない方との会食は、無料検査を活用するなど注意 ・高齢者等の重症化リスクの高い方は、ワクチン接種後の会食を推奨 ・参加者の体調確認の徹底。普段と異なる症状がある方は、出席しない、させない (事前に主催者等が必ず確認を) ・換気の徹底 ・認証店を推奨 ・参加者全員の連絡先を一元的に把握 ・飲酒を伴う会食は特に注意 (座席の間隔の確保/大声を出さない。羽目を外さない等) ・陽性となった方は、発症日から10日間 (無症状の場合は、検査日から7日間) 経過するまでは会食に参加しない ◆ 重症化リスクの高い65歳以上の方、60歳から64歳までの心臓等に重い障がいがある方等はインフルエンザワクチンも早めに接種 ◆ 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクを回避 ◆ 普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ◆ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p>〈つづき〉</p>	<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ オミクロン株対応ワクチンの早期接種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年代に関わらず、接種可能な方は遅くとも年内に接種を ◆ 高齢者や小さな子どもの医療アクセスを確保するため、重症化リスクが低く症状が軽い若い方は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己検査し、陽性であれば陽性者登録センターを活用 ・ 自宅療養中に症状が悪化した場合は、自宅療養者医療相談センターに相談 ・ 症状が軽い場合は、休日・夜間は無理して受診せず、できるだけ平日・日中に受診 ◆ 医療機関の受診や救急車の利用は、4学会が示した目安を参考に ◆ 感染不安を感じる無症状の方は、検査を受検（帰省や旅行等を行う場合や、久しぶりに高齢の親族等と会う場合は、無料検査を活用＜R5. 1. 31まで＞） ◆ 抗原検査キットや市販薬、3日分程度の水・食料の事前準備を
	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ オミクロン株の特性を踏まえた業種別ガイドラインの遵守 ◆ テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え ◆ 多数の陽性者の発生を想定したBCP（業務継続計画）の策定・点検 ◆ 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ◆ 人が集まる場所での感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・ 地下食品売り場やフードコート等の感染対策 ◆ 飲食店での感染対策の徹底、不特定多数を集め混雑が予想される催しの開催自粛 ◆ 福祉施設の面会は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性結果を確認するなど、引き続き感染対策を徹底）

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p><つづき></p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県主催イベントは、感染防止対策を一層徹底 (イベントの規模や実施内容に応じて、開催を判断) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国から集客があるような大規模イベントは、参加者のワクチン接種又は陰性確認など感染対策の徹底を前提 ・ イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施 ・ 参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ◆ 県管理の集客施設は、感染防止対策(入場制限等)を徹底 ◆ 県管理施設の貸館利用は、感染対策の徹底等を条件に利用を許可 ◆ 市町に対して、次の対策を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国から集客がある大型イベントは、参加者のワクチン接種又は陰性確認など感染対策の徹底を前提 ・ イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施 ・ 参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ・ 公共施設(スポーツ・文化活動施設)の貸出条件・管理の強化 ・ ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化 ◆ イベント等の開催制限 <~1/26: 継続・変更なし / 1/27~: 下表のとおり> 	
	<p style="text-align: center;">感染防止対策を策定していない場合</p>	<p style="text-align: center;">感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)</p>
<p>人数 上限</p>	<p>5,000人又は収容定員の50% いずれか大きい方</p>	<p>収容定員まで</p>
<p>条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主催者は、「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表)するとともに、イベント終了日から1年間保管 ○ 問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主催者は「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出 ○ イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、直ちに提出

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

R5. 2. 15～ 感染警戒期 特別警戒期間（医療ひっ迫警戒宣言 解除）

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
R5. 3. 20～ 感染警戒期 ※ R5. 5. 7まで	県民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3密回避や定期的な換気、こまめな手洗い ◆ マスクが効果的な場面での着用、咳エチケットの実施 ◆ 普段と異なる症状がある場合は、無理せず自宅で療養。体調が悪い場合は、医療機関を受診 ◆ 季節性インフルエンザにも注意 ◆ 会食ルールの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・長時間を避け、羽目を外さず、感染対策を守って実施 ・参加者の体調確認の徹底。普段と異なる症状がある方は、出席しない、させない（事前に主催者等が必ず確認を） ・換気の徹底 ・感染対策が講じられた店舗を利用 ・高齢者等の重症化リスクの高い方は、ワクチン接種後の会食を推奨 ・陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合は、検査日から7日間）経過するまでは会食に参加しない ◆ 重症化リスクの高い65歳以上の方は、オミクロン株対応ワクチンの早期接種を ◆ オミクロン株対応ワクチン未接種の方は接種を ◆ 高齢者等の重症化リスクの高い方は、混雑した場所に行く場合は、マスクを着用 ◆ 高齢者施設や医療機関を訪問する際はマスクを着用し、高齢者施設等における感染対策に協力を ◆ 感染が拡大した場合は、年代・症状等に応じた受診行動を ◆ 抗原検査キットや市販薬、3日分程度の水・食料の事前準備を ◆ 医療機関の受診や救急車の利用は、4学会が示した目安を参考に

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

警戒レベル	県民等への主な呼び掛け内容	
<p><つづき></p>	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ オミクロン株の特性を踏まえた業種別ガイドラインの遵守 ◆ テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え ◆ 多数の陽性者の発生を想定したBCP（業務継続計画）の策定・点検 ◆ 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ◆ 福祉施設の面会は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（特に高齢者施設においては、面会者全員のワクチン接種歴、または陰性結果を確認。引き続き感染対策を徹底のうえで、入所者・家族のQOLにも配慮して実施）
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県主催イベントは、感染防止対策を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの内容に応じて、主催者が必要な感染対策を実施 ・ 参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ◆ 県管理の集客施設は、施設管理者が必要な感染対策を実施 ◆ 県管理施設の貸館利用は、必要な感染対策を講じることを条件に利用を許可 ◆ 市町に対して、次の対策を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの内容に応じて、主催者が必要な感染対策を実施 ・ 参加者は、主催者が求める注意事項を遵守 ・ 集客施設は、施設管理者が必要な感染対策を実施 ・ 施設の貸館利用は、必要な感染対策を講じることを条件に利用を許可 ・ ワクチン接種の着実な取り組み ◆ イベント等の開催制限 <継続・変更なし>

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

(2) 飲食店への営業時間の短縮要請、まん延防止等重点措置

- 令和2年末に会食クラスターが発生したほか、年明けにも飲食店クラスターが確認され、松山市から県内全域に広がるのが強く懸念されたことから、令和3年1月8日、県独自の警戒レベルを「特別警戒期間」とし、松山市内の酒類を提供する飲食店を対象に営業時間の短縮を要請（特措法第24条9項）
- 同年3月26日、繁華街クラスターを中心に松山市内で感染が急拡大していたことから、松山市内の飲食店への営業時間の短縮を要請（同法第24条9項）。同年4月24日、前日に国がまん延防止等重点措置を4月25日から適用すると決定したことから、松山市の特措法の根拠条文が変更となった（同法第31条の6第1項）。
- 同年5月10日、国がまん延防止等重点措置を5月31日まで延長したことから営業時間の短縮要請も同日まで要請。その後、国がまん延防止等重点措置の適用を5月22日で解除することとしたが、松山市においては特措法の根拠条文を変更するとともに、要請内容を変更して5月31日まで営業時間の短縮を要請した。
- 令和3年8月11日に県独自の警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げたが、お盆明けのさらなる感染拡大を防ぐため、同月13日に、県民に趣味の集まりや久しぶりの会合・会食など中止・延期の検討を呼び掛けるとともに、松山市の飲食店に対して危機的状況を乗り越えるため、営業時間の短縮を要請した。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

① 営業時間の短縮要請（第3波）

【松山市】

要請日	期間	内容	根拠法令等
令和3年 1月8日	令和3年 1月13日 ～ 1月26日	<ul style="list-style-type: none">・要請対象：市内の酒類を提供する飲食店※・営業時間：5時から20時まで・酒類提供：19時まで	特措法 第24条9項
令和3年 1月22日	※ 期間延長 (1月27日) ～ 2月7日	<ul style="list-style-type: none">・要請対象：市内の酒類を提供する飲食店※・営業時間：5時から20時まで・酒類提供：19時まで	特措法 第24条9項

※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗で、屋内に常設の飲食スペースを設けているもの。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

② 営業時間の短縮要請（第4波）

【松山市】

要請日	期間	内容	根拠法令等
令和3年 3月26日	令和3年 4月1日～ 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：対象区域（繁華街）で酒類を提供する飲食店※ 営業時間：5時から21時まで 酒類提供：20時30分まで 	特措法 第24条9項
令和3年 4月22日	令和3年 4月22日～ 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の飲食店※ 営業時間：5時から20時まで 酒類提供：20時30分まで 	
令和3年 4月24日	令和3年 4月25日～ 5月11日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の飲食店※ 営業時間：5時から20時まで 酒類提供：11時から19時まで 	特措法 第31条の6 第1項
令和3年 5月10日	※ 期間延長 (5月12日) ～5月22日		
令和3年 5月22日	令和3年 5月23日 ～ 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の酒類を提供する飲食店※ 営業時間：5時から21時まで 酒類提供：11時から20時30分まで 	特措法 第24条9項

※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗で、屋内に常設の飲食スペースを設けているもの。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

② 営業時間の短縮要請（第4波）

【松山市以外】

要請日	期間	内容	根拠法令等
令和3年 4月22日 (4月24日) (5月10日) (5月22日) ※2	令和3年 4月26日 ～ 5月31日	松山市以外の酒類を提供する飲食店※1に対し、営業時間短縮の要請 ・ 営業時間：5時から21時まで ・ 酒類提供：11時から20時30分まで	特措法 第24条9項

※1 食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗で、屋内に常設の飲食スペースを設けているもの。

※2 まん延防止等重点措置の適用、延長、解除に伴い、改めて要請を行ったため要請日が複数あるが、根拠となる特措法の規定及び要請内容に変更なし。

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

③ 営業時間の短縮要請（第5波）

【松山市】

要請日	期間	内容	根拠法令等
令和3年 8月13日	令和3年 8月16日 ～ 8月19日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の酒類を提供する飲食店※¹ ＜愛顔の安心飲食店認証店※²以外＞ ・営業時間：5～<u>20時</u> ・酒類提供：11～<u>19時</u> ＜愛顔の安心飲食店認証店＞ ・営業時間：5～<u>21時</u> ・酒類提供：11～<u>20時</u> 	特措法 第24条9項
令和3年 8月18日	令和3年 8月20日 ～ 9月12日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の飲食店※¹ ・営業時間：5～20時 ・酒類提供：酒類の提供を行わない（終日） ※利用客による酒類の店内持ち込みを含む。 ・その他：飲食を主な業としている店舗でのカラオケ設備の利用自粛（カラオケボックスは除く） 	特措法 第31条の6 第1項
令和3年 9月10日	令和3年 9月13日 ～ 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> 要請対象：市内の酒類を提供する飲食店※¹ ＜愛顔の安心飲食店認証店以外＞ ・営業時間：5～<u>20時</u> ・酒類提供：11～<u>19時</u> ＜愛顔の安心飲食店認証店＞ ・営業時間：5～<u>21時</u> ・酒類提供：11～<u>20時</u> 	特措法 第24条9項

※¹ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗で、屋内に常設の飲食スペースを設けているもの。

※² 愛顔の安心飲食店認証制度（愛媛県が定める感染症対策を講じている飲食店を認証する制度）により認証を受けた飲食店

5. 警戒レベルの設定と県民等への要請

評価及び今後の課題等

【評価】

- 飲食店に端を発した繁華街巨大クラスターの発生に対応するため、飲食店に対して営業時間短縮を要請することにより人流が抑制され、感染拡大防止に一定の効果があったと考えられる。

【今後の課題等】

- オミクロン株が主流となって以降、飲食店のみが感染拡大の要因ではなくなっているにもかかわらず、まん延防止等重点措置の適用を受けると国の基本的対処方針で飲食店の営業時間短縮が必須となっていたことから、国とも連携しながら制度の見直し等の検討が必要である。
- 飲食業界においては、業界団体による感染対策の取組がなされており、実態に応じた要請等を行う必要がある。

6. ワクチン接種の推進

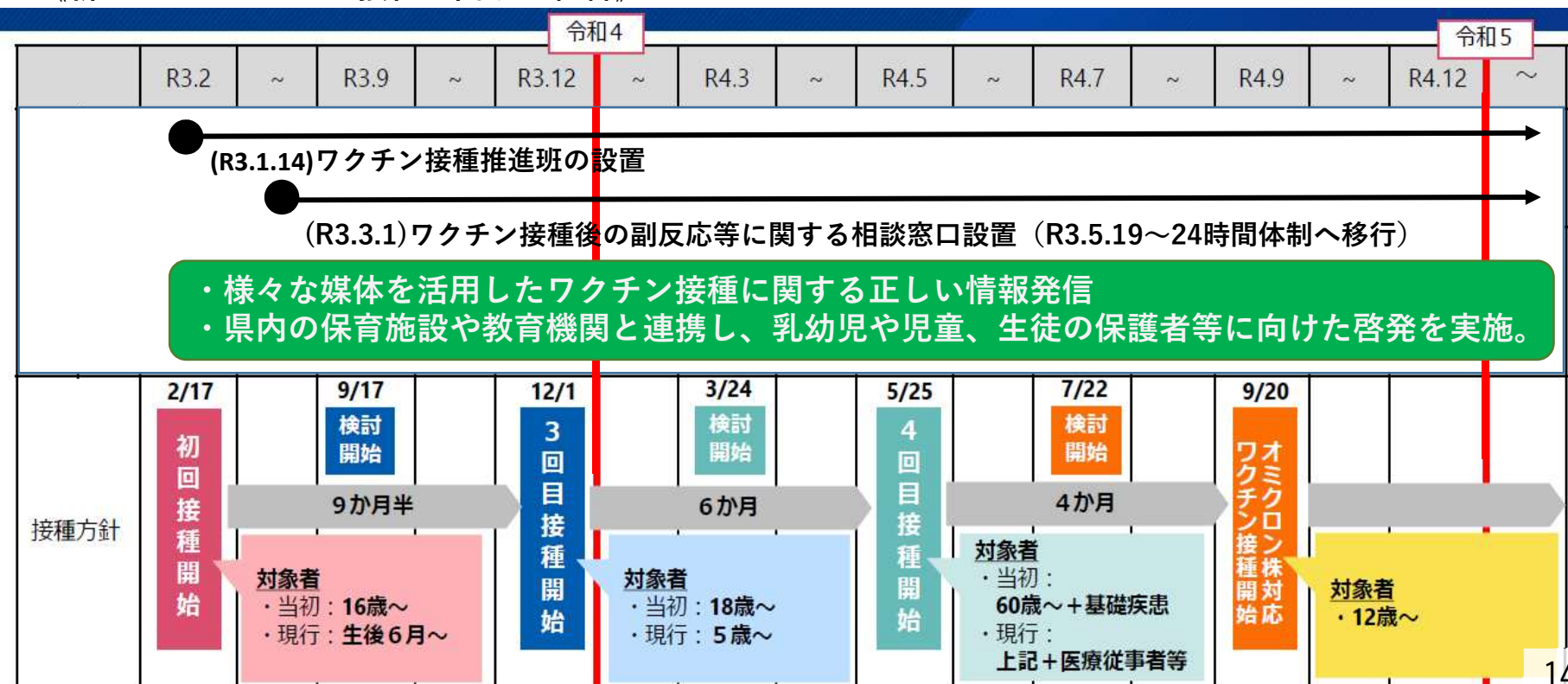
6. ワクチン接種の推進

(1) 円滑なワクチン接種に向けた取組みの概要

【県（ワクチン接種推進班）の主な役割】

- ・ 市町へのワクチン分配量の決定
- ・ 市町との調整、市町の支援、進捗管理
- ・ 副反応に対応する医療機関の確保、相談窓口の設置
- ・ 卸業者との流通調整等（ワクチンやシリンジ、注射針等を接種会場に円滑に配送するため、県内を6地域に分割し、各地域の流通を担う担当者を選定）

《新型コロナワクチン接種に関する経緯》



6. ワクチン接種の推進

(2) ワクチン接種状況

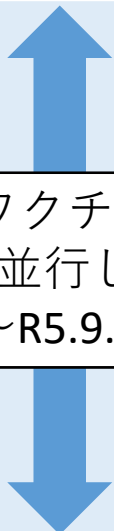
【1回目～4回目】

接種回数	接種率（高齢者等（65歳以上）、総人口ベース）				接種の動き
	1回目	2回目	3回目	4回目 ※60歳以上	
第1波～第3波 R2.3.2～R3.3.19	改正予防接種法成立、臨時接種としてコロナワクチン接種開始（R2.12.2～） 医療従事者接種開始（R3.3.5～）				
第4波 R3.3.20～R3.6.30	60.9% (6/28時点)	(公表なし)			R3.5.8～ 一般高齢者への接種開始
第5波 R3.7.1～R4.1.3	92.7% (12/31時点)	92.5% (12/31時点)			R3.9.15～ 全年代でワクチン接種予約可能
第6波 R4.1.4～R4.6.18	(公表なし)	(公表なし)	88.0% (6/13時点)	(公表なし)	R4.4月～ 12歳以上への3回目接種開始 R4.5.25～ 県内各市町で4回目接種開始
第7波 R4.6.19～R4.10.17	(公表なし)	(公表なし)	89.1% (10/17時点)	72.6% (10/17時点)	
第8波 R4.10.18～R5.5.8	(公表なし)	12歳以上に公表方法を変更		(公表なし)	
		79.1% (5/7時点)	69.3% (5/7時点)		

※高齢者等には、高齢者施設等従事者が含まれる。

6. ワクチン接種の推進

【オミクロン株】

接種回数	接種率（高齢者等（65歳以上）、総人口ベース）		接種の動き
	3～7回目 オミクロン株 (BA. 4/5)	3～7回目 オミクロン株 (XBB. 1. 5)	
第1波～第3波 R2.3.2～R3.3.19	改正予防接種法成立、臨時接種としてコロナワクチン接種開始（R2.12.2～） 医療従事者接種開始（R3.3.5～）		
第4波 R3.3.20～R3.6.30	<div style="text-align: center;">  <p>従来株ワクチンによる 接種も並行して実施 (～R5.9.19)</p> </div>		
第5波 R3.7.1～R4.1.3			
第6波 R4.1.4～R4.6.18			
第7波 R4.6.19～R4.10.17			R4.9.20～ オミクロン株（BA.4/5対応） ワクチン接種開始
第8波以降 R4.10.18～R5.5.8	66.9% (R6.1.21時点)	45.8% (R6.1.21時点)	R5.9.19 従来株及びオミクロン株（BA.4/5対応）ワクチンによる接種終了 R5.9.20～ オミクロン株（XBB1.5）対応 ワクチン接種開始

※高齢者等には、高齢者施設等従事者が含まれる。

6. ワクチン接種の推進

(3) ワクチン年代別接種状況

【1回目～4回目】

年代	人口	1回目接種		2回目接種		3回目接種		4回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
65歳以上	442,335	414,483	93.7%	413,347	93.4%	399,681	90.3%	382,727	86.5%
60～64歳	84,891	74,933	88.2%	74,797	88.1%	69,898	82.3%	55,468	65.3%
50歳代	175,454	158,263	90.2%	157,830	89.9%	138,347	78.8%	89,613	51.0%
40歳代	173,956	143,577	82.5%	143,054	82.2%	112,721	64.7%	59,662	34.2%
30歳代	129,041	102,725	79.6%	102,318	79.2%	74,490	57.7%	33,337	25.8%
20歳代	111,645	95,380	85.4%	94,974	85.0%	65,869	58.9%	24,352	21.8%
12～19歳	93,594	65,911	70.4%	65,505	69.9%	42,910	45.8%	17,226	18.4%
5～11歳	74,575	13,490	18.0%	13,213	17.7%	6,394	8.5%	2,048	2.7%
4歳以下	41,632	1,009	2.4%	916	2.2%	656	1.5%	198	0.4%
県全体	1,327,123	1,069,771	80.6%	1,065,954	80.3%	910,966	68.6%	664,631	50.0%

※ 接種率 = (R6.1.23時点の接種済者数) / (総人口 (R5年度住民基本台帳))

※ 数値は、VRS (ワクチン接種記録システム) によるもの。

6. ワクチン接種の推進

【5回目接種以降】

年代	人口	5回目接種		6回目接種 ※高齢者や基礎疾患 のある方等のみ		7回目接種 ※高齢者や基礎疾患 のある方等のみ	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
65歳以上	442,335	315,414	71.3%	237,851	53.7%	167,977	37.9%
60～64歳	84,891	35,842	42.2%	17,653	20.7%	5,893	6.9%
50歳代	175,454	37,523	21.3%	14,478	8.2%	6,871	3.9%
40歳代	173,956	22,171	12.7%	8,790	5.0%	3,918	2.2%
30歳代	129,041	11,775	9.1%	4,470	3.4%	1,737	1.3%
20歳代	111,645	6,890	6.1%	2,153	1.9%	708	0.6%
12～19歳	93,594	2,423	2.5%	79	0.0%	2	0.0%
5～11歳	74,575	748	1.0%	32	0.0%	0	0.0%
4歳以下	41,632	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県全体	1,327,123	432,786	32.6%	285,506	21.5%	187,106	14.0%

※ 接種率 = (R6.1.23時点の接種済者数) / (総人口 (R5年度住民基本台帳))

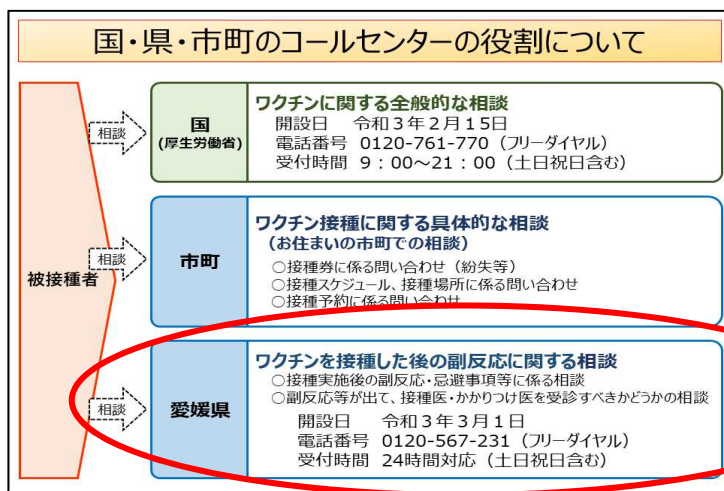
※ 数値は、VRS (ワクチン接種記録システム) によるもの。

6. ワクチン接種の推進

(4) コールセンターの設置

令和3年3月1日からワクチン接種後の副反応等に関する相談窓口を設置。

《県コールセンターの体制》			
時間帯	人員	業者	
電話 ※R3. 5. 19～ 24時間体制へ	8:30～20:00 (土日祝日含む)	4名(保健師又は看護師) ※R3. 3. 1～R3. 7. 25 3名で始動 ※R3. 7. 26～ 1名増員	(株)セーフティネット
	20:00～翌8:30 (土日祝日含む)	1名(保健師又は看護師)	(株)BRICK'S
FAX	9:00～17:00 (平日)	(株)セーフティネット	



県コールセンターでは、市町の電話窓口等では対応が困難な専門的な相談等を受け付ける。

- ・接種実施後の副反応・忌避事項※等に係る相談
- ・副反応が疑われた場合の医療機関を受診するかどうかの相談

※忌避事項に関する相談例

- ・ワクチン接種日に入浴してもよいか
- ・ワクチン接種日にアルコールを摂取してもよいか
- ・ワクチン接種日に薬を飲んでもよいか など

6. ワクチン接種の推進

(5) ワクチン接種体制の拡充

【ワクチン接種に協力する医療従事者への研修】

対象者	薬剤師	歯科医師	看護師
実施日	令和3年 4月 7, 15, 17日 5月 12, 25, 27日 (計6日)	令和3年 5月 30日 6月 6, 13日 (計3日)	令和3年 6月 3, 10, 15, 17, 22, 23, 29日 7月 1, 6, 8, 14, 15, 29日 (計13日)
受講者	1,073人	107人	262人
会場	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県薬剤師会館 ・今治センター薬局 ・アイテムえひめ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーガロイヤルホテル新居浜 ・愛媛看護研修センター ・宇和文化会館 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛看護研修センター

6. ワクチン接種の推進

(6) 職域接種等の実施

① 職域接種

- ・地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業等においてモデルナ製ワクチンを用いて職域単位での接種を行う国直営の事業。
- ・令和3年6月14日、愛媛県ワクチン接種推進班に職域接種支援チームを設置。
- ・令和3年6月21日、新型コロナワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、職域接種（企業、大学等の単位でのワクチン接種）を開始した。

【初回（1・2回目）接種（令和3年6～9月）】

当初は43の企業等が申請を行っていたが、国の承認の遅れや市町における住民接種の進捗に伴い、最終的には29の企業等が接種を実施した。

【実績】 <実施企業等> 29企業・団体 <接種人数> 54,321人

【3回目接種（令和4年2～5月）】

初回（1・2回目）接種を実施した企業等を対象に3回目接種での実施希望を募ったうえで実施した。

【実績】 <実施企業等> 20企業・団体 <接種人数> 25,325人

【4回目接種（令和4年10～令和5年2月）】

3回目までに職域接種を実施したことのある企業や団体等を対象に国が実施希望を募り、モデルナ社のオミクロン株2価ワクチンを使用して実施した。

【実績】 <実施企業等> 5企業・団体 <接種人数> 4,455人

6. ワクチン接種の推進

【職域接種実施状況】

R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	～	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	～	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2
<p>1・2回目 (R3.6～R3.9)</p>					<p>3回目 (R4.2～R4.5)</p>					<p>オミクロン株対応 (R4.10～R5.2)</p>					
<p>1・2回目接種 申請団体数：29 接種者数：54,321</p>					<p>3回目接種 申請団体数：18 接種者数：25,325</p>					<p>オミクロン株対応 申請団体数：5 接種者数：4,455</p>					

②団体接種

- 追加接種の更なる促進のため、市町の大規模接種会場の空きを活用し、企業や大学等の単位での接種を促進した。
- 令和4年2月以降、愛媛県ワクチン接種推進班に団体接種の相談窓口を設置し、市町と調整を行った結果、県内の教育機関の学生等119名が接種を行った。

企業・団体のワクチン接種に関する相談窓口

【相談例】

- 企業単位でまとめて接種を受けたい
- 事業所が複数市町にまたがるが、まとめて接種したい
- 社員の業務シフト上、接種日を決めて接種を受けたい

県ワクチン接種推進班

089-968-2468

※平日 8:30～17:15

6. ワクチン接種の推進

①ー1 アストラゼネカ社ワクチン接種会場

アレルギー等でファイザー社及びモデルナ社ワクチンを接種できない方等の接種機会を確保するため、集団接種会場を県立医療技術大学に設置した。

使用ワクチン	実施日	接種人数	場所
アストラゼネカ社 ワクチン	(1回目) 令和3年 9月 13, 18, 21日	19人	愛媛県立医療技術大学 (砥部町高尾田)
	(2回目) 令和3年 11月 8, 13, 16日		

【対象者】

県内在住の18歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ・アレルギー等でファイザー社及びモデルナ社ワクチンを接種できない方
- ・海外でアストラゼネカワクチンを1回接種済みの方

6. ワクチン接種の推進

①-2 武田/モデルナ社ワクチン2回目接種会場

県内の職域接種や他県で2回目の接種ができなかった方等が接種を受けられるよう、各都道府県に少なくとも1つ、武田/モデルナ社ワクチンの接種会場を設置するよう国から依頼があり、集団接種会場を愛媛県総合保健協会に設置した。

使用ワクチン	実施日	接種人数	場所
武田/モデルナ社 ワクチン	令和3年 11月 17日 12月 4, 8, 15日	36人	愛媛県総合保健協会 (松山市味酒町)

【対象者】

県内在住の12歳以上で、次のいずれかに該当する方

- 都合により、県内の職域接種で2回目接種ができなかった方
- 他県会場で武田/モデルナ社ワクチンを1回接種後、本県で2回目の接種を希望している方等

6. ワクチン接種の推進

①-3 大規模接種会場の設置

国から急遽追加配分されたモデルナワクチンを自治体に配分するに当たり、既に逼迫する自治体の接種体制に更なる負担を掛けることは困難と判断し、医療従事者の確保や会場の運営等を県が担うことで、自治体の負担軽減を図りつつ県内の接種を後押しすることを目的として、県内に3つの県営会場を設置した。

会場名	松山市会場	西条市会場	八幡浜市会場
実施日	令和4年 2月 26, 27日 3月 5, 6, 12, 13, 19, 20日	令和4年 2月 26, 27日	令和4年 2月 27日
接種人数	5,277人	417人	514人
場所	愛媛県県民文化会館 (松山市道後町)	愛媛県東予地方局 (西条市喜多川)	愛媛県八幡浜支局 (八幡浜市北浜)
対象	2回目接種を完了した者のうち、接種後6か月を経過した者		
使用ワクチン	モデルナ社製		

6. ワクチン接種の推進

①-4 武田社ワクチン（ノババックス）接種会場

国から各都道府県に少なくとも1つ、武田社ワクチン（ノババックス）の接種場所を設置するよう依頼があり、集団接種会場を済生会松山病院に設置した。

使用ワクチン	実施日	接種人数	場所
武田社ワクチン （ノババックス）	令和4年 6月 4, 6, 27日 7月 2日	49人	済生会松山病院 （松山市山西町）

【対象者】

県内在住の18歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ・ アストラゼネカ社ワクチンを2回接種済みの方の内、6か月を経過し、3回目接種を希望される方
- ・ 1・2回目未接種者で1・2回目接種としてノババックスワクチンを希望される方
- ・ 1・2回目はファイザーやモデルナワクチンを接種済みで、3回目にノババックスワクチンを希望される方

6. ワクチン接種の推進

②各市町集団接種

希望する高齢者への接種の7月末完了に向け、各市町で不足する医療従事者を確保するため、県立医療技術大学、愛媛大学医学部、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会に対し、県が派遣への協力要請を行い、8市町に延べ1,965人の医療従事者の派遣を行った。

【派遣実績】

職種	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	合計
松山市	272人	0人	137人	835人	1,244人
今治市	30人	0人	5人	87人	122人
宇和島市	51人	36人	36人	56人	179人
新居浜市	111人	96人	48人	33人	288人
西条市	22人	0人	0人	0人	22人
大洲市	0人	0人	0人	7人	7人
四国中央市	18人	36人	4人	19人	77人
愛南町	3人	0人	13人	10人	26人
合計	507人	168人	243人	1,047人	1,965人

また、3回目接種の開始に伴い不足する医療従事者を補うため、令和4年2月から令和5年1月にかけて、上記団体及び県立中央病院、県立今治病院に対し、同様に県が派遣の協力要請を行い、5市町に延べ1,880名の医療従事者の派遣を行った。

【派遣実績】

職種	医師	薬剤師	看護師	合計
松山市	391人	321人	998人	1,710人
今治市	9人	0人	24人	33人
大洲市	21人	0人	99人	120人
伊予市	5人	0人	0人	5人
伊方町	12人	0人	0人	12人
合計	438人	321人	1,121人	1,880人

6. ワクチン接種の推進

(8) 小児接種に係る財政支援の実施（事業実施期間：R4. 3. 1～R5. 3. 31）

- ・ 支給要件 ①小児への個別接種（巡回接種を含む）
②入所施設・通所事業所等への巡回接種
③在宅の重度障がい児等への巡回接種
- ・ 支給対象 小児への個別接種（巡回接種を含む）を行う県内所在の医療機関
- ・ 支給額 ①接種1回当たり1,000円
②接種1回当たり1,000円
③接種1回当たり10,000円
- ・ 対象期間 小児接種の開始日（令和4年3月1日）から令和5年3月31日まで
（※10月24日から生後6か月以上の乳幼児も対象に追加。）
- ・ 実績（医療機関への報償金支給実績）
【R3年度事業分（申請医療機関：103か所）】
5,506,000円（①5,482,000円、②14,000円、③10,000円）
【R4年度事業分（申請医療機関：916か所）】
32,988,000円（①32,895,000円、②33,000円、③60,000円）

6. ワクチン接種の推進

(9) 個別接種促進支援事業の実施（事業実施期間：R3. 5. 1～R5. 3. 31）

- ・ 支給要件
 - ①週100回（週150回以上）の接種を4週間以上行った場合（診療所）
 - ②50回以上／日の接種を行った場合（診療所・病院）
 - ③特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を達成した週が4週間以上ある場合（病院）
- ・ 支給対象 支給要件を満たした県内に所在する医療機関
- ・ 支給額
 - ①接種1回当たり2,000円（3,000円）
 - ②接種1回当たり10万円／日
 - ③接種業務に従事した1時間当たり医師7,550円、看護師等2,760円
- ・ 対象期間 令和3年5月1日から令和5年3月31日まで
- ・ 実績（医療機関への報償金支給実績）
 - 【R3年度事業分（診療所：717か所、病院：311か所）】
 - 診療所 1,614,039,000円（①1,565,939,000円、②48,100,000円）
 - 病院 824,181,250円（②453,900,000円、③370,281,250円）
 - 【R4年度事業分（診療所：294か所、病院：185か所）】
 - 診療所 349,805,000円（①309,105,000円、②40,700,000円）
 - 病院 177,867,930円（②99,300,000円、③78,567,930円）

6. ワクチン接種の推進

(10) ワクチン接種の啓発

- 県のHPにおいて制度の紹介を行うとともに、テレビCMや動画コンテンツ、県の公報誌、啓発用チラシの配布などにより、ワクチン接種に関する正しい情報を発信した。
- 5～11歳の小児や幼児への接種に当たっては、保護者向けのチラシを作成し、県内の小学校や保育園、幼稚園等を通じて各家庭に配布したほか、12歳以上の若年層に対しては、県内の中学校及び高等学校を通じて、生徒やその家庭にチラシを配布した。
- 本県の公式ツイッターにおいても、機会あるごとにワクチンの接種勧奨や小児接種の呼びかけを行った。

(HPやチラシのイメージ図)

新型コロナウイルス小児接種Q&A (保護者の方へ)

Qなぜ、小児(5～11歳)への接種が行われるの?
 A 小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましくとされています。また、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、厚生労働省の審議会が議論した結果、小児を対象にワクチン接種を行うこととされました。

Qなぜ小児接種は「努力義務」が適用されないの?
 A 小児用のワクチンは、臨床試験等から有効性及び安全性が確認されていること、海外でも広く接種が認められていること等を踏まえ、日本でも接種が行われることになっていきます。しかし、小児については、現時点において、オミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことも踏まえ、小児について努力義務の規定は適用せず、今後の最新の科学的知見を踏まえ、改めて議論することが適当であるとされています。

Q小児接種は、どのような効果があるの?
 A ファイザー社のワクチンは、5～11歳の小児においても、デルタ株等に対して、中和抗体の上昇や発症予防効果が確認されており、2回目接種後7日以降の発症予防効果は、90.7%と報告されています(※)。
 ※オミクロン株に対する効果については、今後のデータの集積を待って評価する必要があります。

Q基礎疾患があっても接種して大丈夫?
 A 基礎疾患がある子どもなど、特に重症化(リスクの高い)方には接種が勧められています。かかりつけ医と相談しながら、接種をご検討ください。
 5～11歳を対象とした臨床試験では、肥満や喘息、神経疾患、先天性心臓疾患等の基礎疾患がある方も含めて試験が実施され、ワクチン接種の有効性が確認されています。また、安全性についても、評価された例数に限りがあることに留意する必要がありますが、接種者全体における結果と同様であったことが確認されています。

新型コロナウイルスの接種にたい興味する小児の基礎疾患等は、こちら(日本小児科学会)
https://www.jpeds.or.jp/modules/ac/entry/index.php?content_id=409

Qどのような副反応があるの?
 A 12歳以上の方と同様、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、殆どが軽度又は中等度であり回復していること、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。

■副作用に似たようなことがある症状

重症化率の割合	症状
5%以上	注射した部分の痛み、腫れた感じ
1.0～5.0%	頭痛、注射した部分のかゆみ、発熱、嘔吐、寒気
1～1.0%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

Q接種者が集まることは?
 A ワクチン接種後数日以内は、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等の症状がみられることが多いため、このような症状に注意しながら過ごす必要があります。また、海外では、ごく稀ですが接種後に軽症の心筋炎を発生した例が報告されています。接種後4日程度の間に、胸の痛みや動悸、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診し、ワクチンを接種したことを伝えてください。

Q接種時に必要なものは?
 A 5～11歳のワクチン接種では、原則、保護者の同伴が必要となります。また、未就学児の子どもの接種履歴は母子健康手帳で管理しているため、特にこの年代の方は、接種当日は可能な限り、母子健康手帳を持参をお願いします。

■相談先等

新型コロナウイルス接種の在り方について	厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター
	電話番号: 0120-761-770 (フリーダイヤル)
	受付時間: 9:00～21:00 (土日祝日を含む)

接種後の相談先について	愛媛県新型コロナウイルスコールセンター
	電話番号: 0120-567-231 (フリーダイヤル)
	受付時間: 24時間対応 (土日祝日含む)

接種の予約や接種会場について	お住まいの市町の相談窓口
	小児接種の有効性・安全性などの詳しい情報は、こちら(厚生労働省)
	https://www.mhlw.go.jp/stf/iseika/iseika/0120567231/
	https://www.mhlw.go.jp/stf/iseika/iseika/0120567231/

(令和4年3月9日時点の厚生労働省ホームページに掲載内容)

新型コロナウイルス 感染拡大防止のためワクチンの3回目接種が進んでいます

前と違うワクチンでも大丈夫なからしめて、大丈夫なからしめて、安全安心なからしめて、接種しよう!

接種費用 無料 (全額公費)

3回目接種の効果も、必ず確認していただきます。

愛媛県のワクチンの詳しい情報は <http://www.pref.ehime.jp/>

追加(3回目)接種ワクチンQ&A

Q1.なぜ、追加接種が必要なのですか。また、追加接種にはどのような効果がありますか。
 A 日本で接種が認められているワクチンは、高い接種有効性がある一方、感染予防効果や、無症状感染による重症化予防効果から、追加(3回目)接種接種を完了した12歳以上のすべての方に対して、追加接種を行うことが望ましくとされています。追加接種が完了した方と比較して、感染予防効果や重症化予防効果が向上する見込みです。

Q2.追加接種では、どのワクチンが使用されますか。初回接種とは異なるワクチンを使用しても大丈夫でしょうか。
 A 追加接種に使用するワクチンは、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン(ファイザー社)のワクチンまたは遺伝子ベクターワクチンが使用されています。追加接種において、初回接種で用いたワクチンと異なるワクチンを使用すること(交差接種)の感染予防効果や重症化予防効果は、交差接種を行う追加接種の接種後の上昇は良好であること、また、反応性に関しては、初回接種で接種されたものと同等であり、交差接種と併用接種で接種が完了したと報告されています。

Q3.追加接種はどのようにしたら受けられますか。
 A 自治体、市町村の生涯学習課の接種会場で行われますが、接種会場が閉鎖、休止している接種会場を公表の上、予約をお願いします。また、接種会場に予約を完了する観点から、県民センターや県民会館(大分県)等は、接種会場を9月に開場するとともに、その他の県民センターの接種会場は7月、3月から8月上旬、一部の方は接種会場を8月から9月まで開場することとし、随時開場予定として公表されています。

Q4.2回目の接種後に引っ越しをした場合、接種券は現在住んでいる市町から送付されますか。
 A 自治体が発行した、住民票の住所が記載された接種券は、接種会場を指定する際に、申請が必要ですが、お住まいの市町から接種券に送付することができます。

Q5.前接種券がまだ受け取られていません。追加接種が開始されても、初回接種を受け取ることができませんか。
 A 初回接種も受け取れます。接種券が受け取れない場合は、接種券発行日(令和4年3月27日)以降、初回接種も受け取れます。

(厚生労働省ホームページ) 令和4年3月27日現在

6. ワクチン接種の推進

評価及び今後の課題等

【評価】

- 接種開始当初は、国からのワクチン供給量が少なく、中長期的な供給スケジュールも不透明であったことから、医療機関での予約枠の公開控えが見られ、接種がなかなか進まなかったが、その後ワクチン供給量の拡大に伴い、各医療機関での個別接種や集団接種会場での休日・夜間受付の開始など幅広い接種枠を設けることにより、希望する方への早期の接種を図った。
- 令和3年6月～7月、市町の集団接種会場への医療従事者の派遣を行ったほか、令和4年2月～3月には、県営のモデルナ社ワクチン3回目接種会場を随時開設し、市町と並行してワクチン接種を実施することにより、県全体の接種の加速化を図ることができた。

【今後の課題等】

- ワクチン接種率向上のため、各種媒体により広報を実施したが、3回目接種以降、回を重ねるごとに接種率が低下する傾向にあったため、科学的な根拠をもとにしたワクチン接種の必要性や安全性等を継続して周知するなど、接種率の維持、向上を図る取組みが必要である。

7. 保健所の機能強化

7. 保健所の機能強化

(1) 保健師等の応援派遣

【概要】

- 県民からの相談対応や感染者に対する入院勧告・調整、積極的疫学調査、健康観察など業務が多岐にわたり、保健所業務がひっ迫した。
- OB保健師等の雇用に加え、市町及び関係団体との協定に基づき保健師等を保健所へ派遣し、人員体制の面から保健所の機能強化を図った。



	OB保健師等の雇用	県庁・地方機関による保健師派遣	19市町との併任協定	関係団体との応援派遣協定
概要	災害時保健衛生活動への協力保健師登録者の中で、協力が可能な保健師を「県保健所補助職員設置要綱」に基づき保健所で雇用	県庁内および地方機関（心と体の健康センター、発達障害支援センター、福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター）の保健師を保健所へ派遣	「感染症健康危機発生時における職員の併任に関する協定」に基づき、市町保健師を保健所へ派遣	「新型コロナウイルス感染症に係る保健師等応援派遣の実施に関する協定」に基づき、看護師等を保健所へ派遣 (各団体と県及び松山市の3者協定)
締結日等	◇令和2年4月20日要綱施行（会計年度任用職員として雇用）		◇令和2年11月18日協定締結 《県と19市町との3者協定》 ◇令和3年12月1日協定締結 《県、松山市、17市町との3者協定》	◇令和2年12月25日協定締結 《県立医療技術大学、愛媛県総合保健協会》 ◇令和3年1月27日協定締結 《愛媛県厚生農業協同組合連合会》 ◇令和4年1月17日協定締結 《人間環境大学、聖カタリナ大学》
開始	令和2年5月～	令和2年11月18日～	令和2年12月31日～	令和3年1月11日～
実績	令和2年度：6名雇用 (西条、中予、八幡浜、宇和島) 令和3年度：10名雇用 (西条、今治、中予、八幡浜、宇和島) 令和4年度：11名雇用 (西条、今治、中予、八幡浜、宇和島) 令和5年度：11名雇用 (西条、今治、中予、八幡浜、宇和島)	延922名 (第3波 (R3. 11. 18～R4. 1. 23) 延119名 第4波 (R3. 3. 25～R3. 5. 31) 延220名 第5波 (R3. 8. 4～R3. 10. 15) 延154名 第6波 (R4. 1. 6～R4. 5. 28) 延371名 第7波 (R4. 7. 6～R4. 8. 17) 延58名)	延4,505名 (第3波 (R3. 12. 31～R4. 1. 29) 延48名 第4波 (R3. 3. 29～R3. 6. 4) 延385名 第5波 (R3. 8. 6～R3. 10. 29) 延514名 第6波 (R4. 1. 6～R4. 6. 18) 延2,523名 第7波 (R4. 6. 19～R4. 9. 21) 延1,035名)	延449名 (第3波 (R3. 1. 11～R3. 1. 17) 延12名 第4波 (R3. 3. 31～R3. 5. 10) 延68名 第5波 (R3. 8. 11～R3. 9. 20) 延70名 第6波 (R4. 1. 23～R4. 6. 18) 延221名 第7波 (R4. 6. 19～R4. 9. 12) 延78名)

7. 保健所の機能強化

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 感染拡大に備え、保健所の業務負担を軽減するため、県内市町や関係団体等と協定を締結し、保健所体制を充実させることに努めた。
- ・ OB保健師や管内市町保健師等は、県民からの相談に対してスムーズな対応ができ、保健所の業務負担軽減に寄与した。
- ・ オミクロン株により感染が急拡大し、先の感染状況が読めない状況下では、人員確保及び応援派遣調整が追い付かないことがあり、対応に苦慮した。
- ・ 市町との併任協定に基づく保健所への業務応援は、令和4年9月で終了したが、業務の重点化、外部委託等の取組により、第8波においては応援なく保健所業務が遂行できた。

【今後の課題等】

- ・ 新興・再興感染症を含めた健康危機管理全般に的確に対応できる保健所体制の整備が求められる。
 - 健康危機対処計画の作成（健康危機管理マニュアルの整備・充実）
 - 保健所のBCPの再検討と体制を検討
 - 保健師をはじめとする専門職の人材育成
（それぞれの職位において必要な研修を実施）

7. 保健所の機能強化

(2) 保健所業務の重点化

感染力の高いオミクロン株による感染が拡大し、陽性者の急増に伴い、県民からの相談対応や感染者に対する入院勧告・調整、積極的疫学調査、健康観察などの業務量が大幅に増加。

保健所等の負荷の増加が避けられないことを踏まえ、保健所が行う業務を、個々の感染の囲い込み・封じ込めから、療養者の重症化を防ぐ対策に重点化することへ移行し、濃厚接触者の調査・特定・検査等に関する業務を段階的に縮小した。

【実施内容】

	期間	地域	重点化の内容
第6波	R4. 1. 17~	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○陽性者の聞き取り調査の期間短縮（発症前14日間 ⇒ 発症前2日間） ○濃厚接触者の特定における事業所への協力依頼 （事業所が濃厚接触者候補リストを作成、保健所との協議により特定） ○濃厚接触者へのPCR検査の範囲縮小（①陽性者の同居家族、②医療従事者・福祉関係者・学校関係者、③高齢者等重症化リスクのある方に限定） ○保健所による健康観察対象者の限定（上記①～③に限定）
	R4. 1. 22~	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者の健康観察を取り止め（症状が現れた場合は、コールセンターを通じて医療機関を受診し、検査を実施）
	R4. 2. 4~	松山市、西条 （西条は3/3まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者の調査・特定を同居の家族及び医療機関・高齢者施設等の職員・利用者に限定 ○学校や事業所等においては、事業所等で濃厚接触者を調査・特定 ○生活上の接触者に対しては陽性者本人から連絡 ○医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者、入院患者・入所者等の検査に特化
	R4. 3. 18~	西条、今治	R4. 2. 4~の重点化と同じ内容
	R4. 4. 1~	全県	R4. 2. 4~の重点化と同じ内容
	R4. 5. 30~	松山市	<ul style="list-style-type: none"> ○陽性者の事例管理の中止 ○クラスターの認定・公表を重症化リスクの高い施設（医療機関・高齢者施設・障がい者施設）に限定

7. 保健所の機能強化

【実施内容】

オミクロン株BA.5系統への置き換わりによる陽性者の急増に伴い、治療を必要とする方を確実に医療に繋げるために、重症化リスクの低い自宅療養者への対応を段階的に縮小するなど保健所業務の更なる重点化を実施した。

	期間	地域	重点化の内容
第7波	R4.7.8～	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅療養者の健康観察の重点化 <ul style="list-style-type: none"> ・重点観察対象者※は保健所又は医療機関による健康観察を実施 ・その他の方は原則、本人又は家族に健康観察を依頼 ※ 65歳以上の方、64歳以下で重症化リスク因子を複数有する方、妊娠中の方 ○陽性者の聞き取り調査の簡略化
	R4.7.15～	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○陽性者の事例管理の中止 ○クラスター認定・公表を重症化リスクの高い施設（医療機関・高齢者施設・障がい者施設）に限定（松山市は5/30～実施済） ○自宅療養者に対する療養解除連絡の省略
	R4.8.9～	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所からの連絡の対象者を重症化リスクの高い方に重点化 <ul style="list-style-type: none"> ・重点観察対象者は保健所が電話連絡、健康観察を実施 ・重症化リスクの低い方には、SMSで療養中の留意事項等を送信し、健康観察はセルフチェック
	R4.9.26～	全県	<ul style="list-style-type: none"> ○発生届対象者を以下の4類型に限定【全国一律の対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊娠している方 ・発生届対象者に対して健康観察を実施 ○陽性者への連絡事項については、診断した医師から患者に伝達（チラシを配布）

7. 保健所の機能強化

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 感染の急拡大に伴い、濃厚接触者の調査等の対象者や健康観察の対象者を重点化したことにより、重症化リスクの高い高齢者への対応に注力することができた。

【今後の課題等】

- ・ 第7波に時期には、陽性者への疫学調査の簡略化や健康観察の重点化を行ったが、既に感染者が急増していた状況であったため、より早い段階で対処すべきであった。
- ・ 療養証明書の問い合わせや発行事務、配食サービス等については、業務の一元化や外部委託等を行い、重症化リスクの高い陽性者等へ注力する体制の整備が必要である。

8. 経済対策

8. 経済対策

(1) 営業時間の短縮要請、まん延防止等重点措置

① 時短協力金

○新型コロナウイルス対策営業時間時短等協力金（R2年度）

○営業時間短縮等協力金（R3年度）

・事業概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて対象期間中の全期間、酒類を提供する飲食店等^(注)が営業時間の短縮に協力した場合、協力金を支給。

なお、対象となった地域や事業者、要請期間等は、次表のとおり。

(注) 以下の2項目に該当するもの。(ただし、性風俗関連特殊営業は含まない。)

- 1 以下の店舗を営業していること。
 - ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けたもの
 - ・酒類を提供しているもの
 - ・屋内に常設の飲食スペースを設けているもの
- 2 要請期間中の全てで営業時間短縮などを実施していること

8. 経済対策

(松山市)

対象地域	対象業者	要請期間	要請内容	支給金額
全域	酒類提供 飲食店	R3. 1. 13(20時) ～ R3. 1. 26(24時) 【14日間】	営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：19時まで)	1店舗当たり61～80万円 〔県・松山市共同実施+松山市 独自上乗せ〕
全域	酒類提供 飲食店	R3. 1. 27(0時) ～ R3. 2. 7(24時) 【12日間】	営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：19時まで)	1店舗当たり48～60万円 〔県・松山市共同実施+松山市 独自上乗せ〕
繁華街	酒類提供 飲食店	R3. 4. 1(0時) ～ R3. 4. 21(24時) 【21日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：20時30分まで)	1店舗当たり84万円 (県・松山市共同実施)
全域	飲食店	R3. 4. 22(0時) ～ R3. 4. 24(24時) 【3日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：20時30分まで)	1店舗当たり9～22.5万円 (県・松山市共同実施)
全域	飲食店	R3. 4. 25(0時) ～ R3. 5. 19(24時) 【25日間】	営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：11～19時)	【中小企業】 1店舗当たり 75～250万円 【大企業等】 1店舗当たり 2.5～500万円

8. 経済対策

(松山市【続き①】)

対象地域	対象業者	要請期間	要請内容	協力金額 (県・松山市共同実施)
全域	飲食店	R3. 5. 20(0時) ～ R3. 5. 22(24時) 【3日間】	営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：11～19時)	【中小企業】 1店舗当たり 9～ 30万円 【大企業等】 1店舗当たり 0.3～ 60万円
全域	飲食店	R3. 5. 23(0時) ～ R3. 5. 31(24時) 【9日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：11～20時30分)	【中小企業】 1店舗当たり22.5～67.5万円 【大企業等】 1店舗当たり 0.9～ 180万円
全域	酒類提供 飲食店	R3. 8. 16(0時) ～ R3. 8. 19(24時) 【4日間】	【愛顔の安心飲食店認証店】 営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：11～20時) 【その他】 営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：11～19時)	【中小企業】 2.5～ 7.5万円/日(1店舗) 【大企業等】 最大20万円/日(1店舗)
全域	飲食店	R3. 8. 20(0時) ～ R3. 9. 12(24時) 【24日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：禁止)	【中小企業】 3～ 10万円/日(1店舗) 【大企業等】 最大20万円/日(1店舗)

8. 経済対策

(松山市【続き②】)

対象地域	対象者	要請期間	要請内容	協力金額 (県・松山市共同実施)
全域	酒類提供 飲食店	R3. 9. 13(0時) ～ R3. 9. 26(24時) 【14日間】	【愛顔の安心飲食店認証店】 営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：11～20時) 【その他】 営業時間を5～20時に短縮 (酒類提供：11～19時)	【中小企業】 2.5～7.5万円/日(1店舗) 【大企業等】 最大20万円/日(1店舗)

(松山市以外19市町)

対象地域	対象者	要請期間	要請内容	協力金額 (県・市町共同実施)
全域	酒類提供 飲食店	R3. 4. 26(0時) ～ R3. 5. 19(24時) 【24日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：11～20時30分)	【中小企業】 1店舗当たり 60～180万円 【大企業等】 1店舗当たり 2.4～480万円
全域	酒類提供 飲食店	R3. 5. 20(0時) ～ R3. 5. 31(24時) 【12日間】	営業時間を5～21時に短縮 (酒類提供：11～20時30分)	【中小企業】 1店舗当たり 30～90万円 【大企業等】 1店舗当たり 1.2～240万円

8. 経済対策

(大規模集客施設等)

対象地域	対象事業者	要請期間	要請内容	協力金額
松山市	通常時午後8時以降も開業する1,000㎡を超える施設(ただし、生活必需物資等を扱う店舗等を除く)	R3.5.10(0時) ～ R3.5.22(24時) 【13日間】	営業時間を20時までに短縮(20時～翌日5時までの営業休止)	<p>【大規模集客施設】 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数</p> <p>【テナント等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント事業者 自己利用部分面積100㎡毎に2万円×時短率×時短日数 ・映画館運営事業者、映画館配給会社 スクリーン数×2万円×中止率(上映中止本数÷本来上映本数)×時短日数

8. 経済対策

・事業実績

	支給件数	支給金額
松山市	14,332件	10,974,995千円
松山市以外(19市町)	6,697件	3,585,012千円
大規模集客施設等	1件	1,882千円
計	21,030件	14,561,889千円

[評価及び今後の課題等]

感染リスクの高い長時間での飲食や接待など多人数での飲食機会が減少したことで、新型コロナの感染拡大の抑制につながった。

8. 経済対策

○飲食店見回り事業

・事業概要

飲食店への営業時間短縮要請の対応状況等について現地確認を行い、必要に応じて改善指導や啓発を行った。

・事業実績

実施地域	実施期間	実施内容	確認店舗数
松山市	R3. 4. 1～R3. 4. 30 【30日間】	営業時間短縮要請遵守状況の確認・指導	3,439件
県内全域	R3. 4. 26～R3. 5. 31 【36日間】	① 業種別ガイドライン遵守状況の確認・指導 ② 営業時間短縮要請遵守状況の確認・指導	① 5,896件 ② 4,721件
松山市	R3. 8. 18～R3. 9. 26 【40日間】	① 業種別ガイドライン遵守状況の確認・指導 ② 営業時間短縮要請遵守状況の確認・指導	① 4,817件 ② 4,742件

〔評価及び今後の課題等〕

見回りをする事で、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店に対する改善指導や啓発だけでなく、利用者への啓発にもつながったことから、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制につながったと評価。

8. 経済対策

(2) 事業継続支援

① えひめ版応援金 (R3・4年度)

・事業概要

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受ける事業者に対して、感染防止対策等に活用するための応援金を支給した。(第1・2弾は市町、第3・4弾は県が実施)

	実施主体	補助率	補助金額	対象者
第1弾	市町	1/2	(中小企業者等) 20万円 (個人事業主) 10万円	<ul style="list-style-type: none"> ○R3年1～5月のうち、任意の月の売上が前(前々)年同月比で△30%以上 ○ただし、R3年1～5月に <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請の対象となった飲食店 ・国の月次支援金等を受給した事業者(1～3月は一時支援金) は対象外。
第2弾	市町	10/10	(中小企業者等) 20万円 (個人事業主) 10万円	<ul style="list-style-type: none"> ○R3年6～9月のうち、次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・任意の月の売上が、前(前々)年同月比で△30%以上 ・任意の連続2か月の売上が、前(前々)年同期比で△15%以上 ※ 第1弾までの受給者も受給可 ○ただし、R3年6～9月に <ul style="list-style-type: none"> ・時短要請の対象となった飲食店 ・国の月次支援金を受給した事業者 は対象外。

8. 経済対策

	実施主体	補助率	補助金額	対象者
第3弾	県	—	(中小企業者等) 10万円 (個人事業主) 5万円	<p>○R3年10～12月のうち、次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の月の売上が、前(前々)年同月比で△30%以上 ・任意の連続2か月の売上が、前(前々)年同期比で△15%以上 <p>※ 第2弾までの受給者も受給可</p> <p>○ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年8～9月に時短要請の対象となった飲食店 ・R3年10月の国の月次支援金等を受給した事業者(11月～は事業復活支援金)は対象外。
第4弾	県	—	(中小企業者等) 20万円 (個人事業主) 10万円	<p>○R4年1～3月のうち、次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の月の売上が、H31～前年同月比で△30%以上 ・任意の連続2か月の売上がH31～前年同期比で△15%以上 <p>※1 第3弾までの受給者も受給可</p> <p>※2 売上に時短協力金等は含まない。</p> <p>○ただし、国の事業復活支援金を受給した事業者は対象外。</p>

8. 経済対策

・ 事業実績

	支給金額	支給件数
第1弾	1,899,316千円	12,668件
第2弾	3,062,475千円	16,134件
第3弾	89,800千円	1,351件
第4弾	343,300千円	2,641件
計	5,394,891千円	32,794件

〔評価及び今後の課題等〕

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受ける事業者に対して、感染防止対策等に必要となる費用として応援金を支給したことで、コロナ禍における事業継続を下支えすることが出来た。

8. 経済対策

② 感染拡大防止対策支援

○新型コロナウイルス感染第二波対処支援事業（R2年度）

・事業概要

県内各事業所に感染第二波への対処を確実に促すとともに、各業界で定められたガイドラインを実践する県内事業者の事業活動を推進するため、県内事業者団体による事業者へのガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に対して、補助金を交付した。

（補助対象）事業者団体

（補助上限）50万円／1団体

・事業実績

支給件数 27件30団体（合同実施を含む。）

支給金額 7,491千円

〔評価及び今後の課題等〕

各業界で作成された新型コロナ感染拡大防止ガイドラインを実践する取り組みを支援したことにより、県内事業者の事業活動の推進及び感染拡大の防止につながった。

8. 経済対策

○新型コロナウイルス感染症対策医療関連物資等開発支援事業（R2年度）

・事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により供給がひっ迫している医療関連物資等を新たに製造しようとする県内中小企業を後押しするため、協力金を支給した。

（対象事業者）

医療関連物資の試作開発・改良・製造に取り組む県内の中小企業

（対象経費）

原材料費、加工費、人件費等、試作開発・改良に要する経費

（協力金額）

100万円以内／1社

・事業実績

支給件数65件、支給金額 55,069,556円

〔評価及び今後の課題等〕

県内中小企業65社が、医療関連物資等の試作開発・改良・製造に取り組み、マスクやプラスチックガウンなどの市場投入につながった。

8. 経済対策

○感染症対策製品地産地消推進事業

◆不織布マスク生産設備の導入支援

・事業内容

マスク生産設備の導入支援により、県内のマスク生産体制を強化するとともに、今後の感染症拡大への備えとして、緊急時にマスクが優先的に県内へ供給される体制を構築する。

・事業対象

不織布マスクを毎分60枚以上生産可能な設備を設置する県内企業3社

・事業実績

補助金1,000万円（補助率1/2）を交付し、マスク生産設備の導入を支援した。

また、マスク生産企業と県・市町との民間連携（協定締結）により、緊急時に不織布マスクが県内へ優先的に供給される体制を構築した。

◆感染症対策製品のデジタル営業

・事業内容

県内企業が開発又は製品化した感染症対策製品を対象として、対面商談やWEB商談などにより卸業者や医療機関等との商談機会を創出する。

・事業実績

医療用テントや防護服、マスクなど県内企業20社35製品について、愛媛県感染症対策製品PR冊子を作成し、26回の商談機会（うち4回はWEBで実施）を創出した。

8. 経済対策

○新型コロナウイルス感染症対策推進事業者支援事業

- ・ 期 間 令和2年5月1日～令和2年7月31日
- ・ 対 象 県内に事業所を有する中小企業者のうち飲食店及び売り場面積が1,000㎡以下の食料品、医薬品、衛生用品を扱う小売店
- ・ 事業内容 県が緊急事態宣言の回避行動を呼びかけた令和2年4月13日から令和2年6月18日の間に、3密を避ける取組みを実施・継続している事業者に対して協力金を支給
- ・ 実 績 (支給件数) 5,761件

〔評価及び今後の課題等〕

自主的に3密を作らない取組みを推進し、厳しい状況下においても営業を継続することで県民生活を支える事業者の事業継続に貢献した。

○えひめ版創業者持続化緊急給付金

- ・ 期 間 令和2年5月22日～令和2年7月31日
- ・ 対 象 令和2年1月1日～4月13日までの間に創業した者
- ・ 事業内容 新型コロナウイルスの影響により、令和2年のある一月の事業収入実績が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた一月の事業収入と比較して、50%以上減少している事業者
- ・ 実 績 (支給件数) 168件

〔評価及び今後の課題等〕

創業者の事業継続を支援し、地域経済の維持に貢献した。

8. 経済対策

○IoTセンサー活用屋内環境可視化検証事業

- ・ 期 間 令和3年4月14日～令和4年3月31日
- ・ 対 象 県内事業者（飲食店、理容室、美容室、学習塾、医療施設等）
- ・ 事業内容 CO₂濃度を測定できるセンサーの設置により、屋内環境を可視化し、感染予防と経済活動の両立について検証
- ・ 実 績 （センサー設置数）1,200件

〔評価及び今後の課題〕

屋内におけるCO₂濃度を見える化し、適切な換気の実施や収容人数の調整につなげるなど、県内事業者における感染防止対策と集客の両立に貢献した。

○オミクロン株対応分散対策強化支援事業

- ・ 期 間 令和4年2月1日～令和4年3月31日
- ・ 対 象 県内企業のうち、対面営業を主とする事業者
- ・ 事業内容 オミクロン株の特性を踏まえ、3密対策を強化するために実施する人数制限や来店客のピークを分散するなどの取組みを行う事業者
に協力金を支給
- ・ 実 績 （支給件数）1,366件

〔評価及び今後の課題等〕

県内企業の3密対策を強化する取組みの実施を促進し、感染対策と経済活動の両立に貢献した。

8. 経済対策

○ポストコロナ経営力強化支援事業

- ・ 事業内容

県内事業者の複雑かつ多様な経営課題に対応し、ポストコロナに向けた新事業展開等を支援するため、ポストコロナ総合支援拠点「CONNECTえひめ」を設置し、支援機関や金融機関等と連携した相談対応や戦略的な支援を実施。

- ・ 期間

令和4年5月27日～5年3月31日 （※R5年度も継続（R5.4.1～R6.3.31））

- ・ 実績

支援機関等と連携した相談件数	24件
金融機関と連携した中核企業支援	13社

〔評価〕

関係機関の強みを相互に活かし合う総合支援体制を構築し、県内事業者の経営力強化や事業転換等を後押しすることができた。

〔今後の課題等〕

企業は短期的な経営課題解決を優先させる傾向が多い中、ポストコロナに向けた新事業展開等については、個社での課題解決が難しい場合があり、支援機関等が連携して継続支援する必要がある。

8. 経済対策

○新型コロナウイルス感染症対策応援動画配信事業（R2年度）

・事業概要

新型コロナが拡大する中、県民生活を支えている医療従事者等を応援するメッセージ動画を制作・配信し、県民一丸で立ち向かう機運醸成を図ったほか、県民に「3密回避」を呼びかけ、感染拡大阻止に向けた意識を啓発した。

・事業実績

項目	取組内容
新型コロナウイルス感染症対策県民応援テレビ局・ラジオ局タイアップ企画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 R2年5～6月 ・実施媒体 南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、南海放送、FM愛媛
啓発グッズ等の制作	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスターチラシの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・3密回避ポスター (A3版：13,000部、A2版：500部) ・3密回避チラシ (A4版・7,000部) ・感染予防啓発ポスター (A3版：12,000部、A2版：400部) ○医療従事者応援キャンペーン用グッズの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発用缶バッジ(3,000個)、みきゃんぬいぐるみ(20個)

〔評価及び今後の課題等〕

県民一丸となって新型コロナに立ち向かう機運の醸成や感染拡大阻止に向けた意識啓発が図られた。

8. 経済対策

○簡易版BCP緊急策定支援事業（R3年度）

- ・事業概要

オミクロン株の急拡大を踏まえ、特に県民の日常生活の維持に必要な事業者等が行う事業継続計画等の策定を緊急的に支援した。

- ・事業実績

項目	対象事業者	開催日	参加企業数
BCP策定支援セミナーの開催	県内事業者	R4年3月3・11日	15社

〔評価及び今後の課題等〕

県内事業者の事業継続計画等の策定に向けた意識啓発につながった。

8. 経済対策

○事業継続計画策定等緊急支援事業（R3・4年度）

・事業概要

新型コロナ対策の基本的対処方針で「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。」こととされたことを踏まえ、特に県民の日常生活の維持に必要な事業者に対し、業務継続計画等の策定及び点検・見直し等を支援した。

・事業実績

項目	対象事業者	実施期間・回数	参加企業数
事業継続計画等策定講座の開催	事業継続計画未策定の事業者	R4年7月～R5年1月 (28回開催)	94社
点検・見直し講座の開催	事業継続計画策定済の事業者	R4年12月～R5年1月 (12回開催)	34社

〔評価及び今後の課題等〕

県民の日常生活の維持に必要な事業者に対し、業務継続計画等の策定及び点検・見直し等の支援を行ったことで、実効性のある事業継続計画の整備につながった。

8. 経済対策

○事業者向けコールセンター設置（R4年度）

・事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内事業者からの問い合わせに迅速かつ円滑に対応するため、コールセンターを設置した。

・事業実績

設置期間	対応時間	問い合わせ件数
R4年4月1日～6月30日	9:30～18:30	342件（3ヶ月合計） （月別） 4月：204件（1日平均6.8件） 5月：88件（1日平均2.8件） 6月：50件（1日平均1.7件）

〔評価及び今後の課題等〕

コールセンターのサポートにより、県内の各事業者が新型コロナウイルス濃厚接触者の特定、自宅待機と健康観察に円滑に対応することができた。

8. 経済対策

○新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン定着推進事業

概要及び実績

◆ガイドライン活動定着補助金事業

感染拡大予防の徹底と社会経済活動の両立を図るために、県内事業者団体が各事業者に対して、業種別ガイドラインに基づく取組みを定着させるとともに、その取組状況の「見える化」のための活動等に対して、補助金を交付。

【実績】 補助上限：1,000千円/団体
補助件数：27件30団体

◆感染拡大予防ガイドライン飲食店等確認事業費補助金事業

各事業者に対して感染第三波への対処を確実に促し、飲食店等における感染拡大予防対策を徹底するため、県内飲食店関係団体が実施する業種別ガイドラインの実施・徹底状況の確認指導活動に対して、補助金を交付。

【実績】 補助上限：20,000千円/団体
巡回店舗数：2,083店舗

評価及び今後の課題等

安心・安全宣言書の店頭掲示などガイドラインの取組みの徹底及び「見える化」が県全体で進んだことにより、感染対策を徹底した中で、県民が安心・安全に施設を利用できる環境づくりを図った。

8. 経済対策

○（新型コロナウイルス感染症対応）新ビジネスモデル展開促進事業

- ・ 事業内容 コロナ禍の社会・経済環境の変化に応じた新ビジネスモデルの展開などを支援する取組みに対する支援
- ・ 実施主体 愛媛県商工会連合会
- ・ 補助対象 県内に事業所がある中小・小規模事業者及び個人事業者
- ・ 補助要件 商工会・商工会議所が認めた経営計画に基づいて実施する事業再構築や新事業展開など新ビジネスの展開を目的とした事業
- ・ 補助実績 <件数> (R3) 1,366件、
(R4) 通常枠 761件 連携枠 6件
<金額> 約19億円

〔評価〕

飲食店の宅配事業参入や小売店の非対面販売の導入など、新しいビジネスモデルの展開に挑戦する意欲ある中小企業者の前向きな取り組みを促すことができた。

〔今後の課題等〕

商工会・商工会議所などによる継続した支援が必要。

8. 経済対策

○新生活様式対応商品開発等支援事業

- ・ 事業内容 アフターコロナ時代の到来を見据え、県内中小企業者が行う「新しい生活様式の実践例」に対応した商品開発及び新たなビジネス展開を支援
- ・ 補助対象 ① 高付加価値加工食品の開発に係る事業
② 高付加価値の消毒用商品等の衛生の維持を目的とした商品の開発に係る事業 他
- ・ 補助期間 令和2年7月13日～令和3年2月28日
令和3年4月1日～令和4年2月28日
令和4年4月1日～令和5年2月20日
- ・ 補助実績 (R2) 14件、(R3) 24件、(R4) 17件

〔評価〕

県内中小企業者が行う「新しい生活様式の実践例」に対応した商品開発に対しての支援に取り組んだ。

〔今後の課題等〕

新商品の販路開拓などの継続した支援が必要。

8. 経済対策

○えひめ地域産業力強化支援事業

- ・ 事業内容 中小・小規模事業者が実施する感染予防の対策を織り込んだ新しいビジネススタイルの定着を目的とした設備の導入・改修に対する支援
- ・ 実施主体 愛媛県中小企業団体中央会
- ・ 補助対象 県内に事業所がある中小・小規模事業者及び個人事業者
- ・ 補助要件 新しいビジネススタイルの定着を目的として「顧客」、「従業員」、「経営者」いずれかの視点で実施する設備導入等
- ・ 補助実績 <件数> (R2) 1,099件、(R3) 568件
<金額> 約20億円

〔評価〕

顧客・従業員の感染リスクの低減やデジタルシフトの推進による経営力の強化など、ウィズコロナ時代を見据えた事業者の取組みを促すことができた。

〔今後の課題等〕

商工会・商工会議所などによる継続した支援が必要。

8. 経済対策

○愛媛の地酒消費促進事業

- ・ 事業内容 新型コロナウイルスの感染拡大による飲食店への休業要請等の影響を受ける県内の酒蔵を支援するため、日本酒等の需要を喚起するための販売促進、プレゼントキャンペーンを実施
- ・ 事業実績 えひめのお酒35蔵 推し酒さがそ！キャンペーンを実施
(協力店舗) 672店、(応募件数) 3,917件
35蔵の紹介動画を制作

〔評価〕 県内酒蔵の協力のもと、日本酒の販売促進に取り組んだ。
〔今後の課題等〕 一過性の消費促進のため、継続した販売促進の取組が必要。

○えひめ香る地酒商品化・プロモーション促進事業

- ・ 事業内容 酒蔵のアフターコロナにおける需要拡大を後押しするため、愛媛県酒造組合が中心となって試験醸造中の「さくらひめの花酵母を活用した地酒」の商品力向上や「地酒の隠れ郷えひめ」とあわせたプロモーションを実施
- ・ 事業実績 海外での展開も意識した商品を開発するとともに、ブランドの認知と販路拡大に繋げるため、継続したプロモーションを実施

〔評価〕 県内22蔵元が参加し、新しい愛媛の地酒のブランディング・プロモーションを実施できた。

〔今後の課題等〕 海外展開に向けた新たなプロモーションの実施が必要である。

8. 経済対策

○ものづくり企業デジタル活用商談機会創出支援事業

- ・ 事業内容 活動自粛により失われた商談機会を創出するため、WEB上でバーチャル展示会を開催し、県内ものづくり企業の販路開拓を支援する。
- ・ 事業対象 建築建材分野・農業技術分野の県内ものづくり企業各10社
- ・ 事業実績 スゴ技ホームページ上に商談機会のきっかけとなる展示会サイトを開設し、各企業の紹介動画を作成するなど、サイトへの誘客を行うことにより、商談機会を創出した。



8. 経済対策

○ものづくり企業デジタル販路開拓力強化事業

- ・事業内容 県内ものづくり企業のデジタル技術を活用する営業人材の育成や体制整備を支援するとともに、スゴ技DBサイトとの連携体制を構築することで、県内ものづくり企業のデジタル販路開拓力強化を支援する。

事業名	事業実績
デジタル営業人材育成事業	デジタル販路開拓に必要な知識やテクニック等について、延べ124名に対し、専門家によるセミナーや個別支援を実施した。
デジタル販路開拓体制構築支援事業	営業素材のデジタルコンテンツ化やデジタルマーケティングツール導入等に取り組む県内企業11社に対し、補助を行った。 (補助上限1,000千円(補助率2/3))
スゴ技DBサイト機能強化事業	スゴ技DBサイトの機能強化を行い、スゴ技企業の取組と連動・相乗効果を発揮できる体制を構築した。

[評価及び今後の課題等]

- ・コロナ禍で対面営業が制限され、デジタル技術を活用した営業手法が必須となるなか、新たな取組みに積極的な意欲ある県内企業を支援することで、実需創出に繋げることができた。

8. 経済対策

○ものづくり企業海外販路再構築支援事業

- ・ 事業内容 海外需要・取引の大幅な落ち込みなど影響を受けている県内企業を支援するため、海外拠点を持つ専門業者と連携し、渡航を伴わない形で現地調査支援や商談機会の創出を行う。
- ・ 事業対象 現地に海外拠点を持たない県内ものづくり企業15社
- ・ 事業実績 シンガポール、フィリピン、カンボジア、ベトナム、インドネシアの5か国を対象に、現地調査の支援及び海外現地企業とのWEB商談（60件）を実施した。

〔評価〕

コロナ禍で渡航が困難な中でも、現地関係者との連携を密にすることで、県内事業者の海外事業展開の支援を継続することができた。

〔今後の課題等〕

要素技術が重要とされるものづくり企業にとって、最終的な成約に繋げるためには、対面での営業活動は必須であり、多面的な支援が必要。

8. 経済対策

○越境EC販路開拓支援事業

- ・ 事業概要 米国（EC市場世界第2位）をターゲットに、越境ECに取り組む事業者を支援することにより、海外における県産品の販路開拓につながる。
- ・ 事業実績 米国向け越境ECセミナーの開催、日本食特化型ECサイト「Umami Insider」運営事業者との商談会の開催、同サイト上での愛媛県産品を集めた愛媛ページの設置、販売促進・広告発信プロモーションの実施
※ 県内企業12社の商品を掲載

〔評価〕

- ・ 渡航しての営業や販促活動ができない中、オンラインを活用した新たな販売方法の活用を促進した。
- ・ 外出自粛により急速にECの利用が急速に増加した中、県内企業が越境ECに挑戦しやすい環境づくりと越境EC販売チャネルの早期構築を図った。
- ・ 越境ECの活用により、非日系市場への販路開拓につながった。

〔今後の課題等〕

- ・ 米国向け越境ECにおける成功事例を確立し、他の県内企業へ横展開をすることで、県内企業の自立した越境ECの活用を促す必要がある。

8. 経済対策

○中国越境EC新市場販路開拓支援事業

・事業概要

コロナ禍で県内事業者が輸出に悪影響を受ける中、海外売上の回復に向けて、世界最大の中国EC市場をターゲットとした新市場開拓を図るため、中国ECサイトでの県産品販売環境の整備を行うとともに、デジタル上での知事トップセールスによる販売促進とデータ分析を実施し、実需の創出につなげた。

・事業内容

① 大手ECサイト「京東（ジンドン）」に愛媛特設ページを開設

- 楽天グループと連携して実施
- ライブコマースや広告等の情報発信により愛媛特設ページへ誘導

② 知事と中国人歌手の共演による愛媛PR動画の制作・プロモーション

- 世界共通のコンテンツである歌をテーマにしたPR動画6本を制作
- SNSで発信し、中国ユーザーに対して愛媛の認知を高め、愛媛特設ページへ誘導

・事業実績

- 中国における愛媛PR動画（6本）合計1,000万回再生
- 中国越境EC成約額4,000万円突破
（愛媛特設ページに27社623商品を掲載（R5.3月時点））



〔評価〕

- ・コロナ禍で渡航が困難な状況でも、事業者の海外展開支援を継続
- ・ECを活用した新規販路の開拓
- ・デジタルプロモーションによる愛媛の認知度向上と県産品の魅力発信

〔課題〕

- ・競合商品が多いため、中国国内の消費者に対して、県産品の認知・関心を高める継続したプロモーションが必要
- ・取扱い商品と売上額の拡充

8. 経済対策

○サテライトオフィス誘致環境整備支援事業（R2年度）

・事業概要

コロナ禍を契機に急速に普及したテレワークやオフィス分散の動きに対応するため、サテライトオフィスの誘致につなげることを目的に、民間事業者が行う施設整備に対する補助事業を実施した。

補助対象者	: 県内に事務所を有する民間事業者
補助対象事業	: 県内においてシェアオフィス等を新たに整備する事業
補助対象経費	: 施設整備費、備品購入費、調査費、広告費
補助率等	: 3 / 4 以内（補助限度額10,000千円）

・事業実績

交付件数（整備件数）	: 10件
交付金額	: 84,340千円

〔評価及び今後の課題等〕

県内各地に特色あるシェアオフィス等の施設が整備されたことにより、サテライトオフィスを誘致する環境整備を行うことが出来た。

8. 経済対策

○省エネルギー対応設備更新等緊急支援事業

- ・ 期間

 - 公募（1回目）令和4年7月4日～令和4年8月1日

 - 公募（2回目）令和4年8月29日～令和4年9月30日

- ・ 対象

 - 県内に本店及び本社をおく中小企業者等

- ・ 事業内容

 - (ア) 省エネルギー設備更新…業務用ボイラやエアコンなどのエネルギー削減効果の高い設備更新に対する支援

 - (イ) 高効率化設備更新…上記の設備更新に加え、エネルギーの見える化装置に対する支援

- ・ 事業実績

 - （支給件数）206件

〔評価及び今後の課題〕

経営悪化が懸念される県内企業に対し、電気・ガス等の固定費削減につながる設備更新を支援し、経営力の強化に貢献した。

8. 経済対策

○物価高騰対策設備投資支援事業

- ・ 期間

 - 公募（1回目）令和5年1月31日～令和5年3月31日

 - 公募（2回目）令和5年7月12日～令和5年7月31日

- ・ 対象

 - 県内に本店及び本社をおく中小企業者等

- ・ 事業内容

 - エネルギー価格高騰の影響に対応するため実施する、省エネ化、省コスト化及び生産プロセスの改善に向けた設備投資に対して補助金を支給して支援

- ・ 事業実績

 - （支給件数）66件 ※公募1回目

〔評価及び今後の課題〕

県内企業におけるエネルギー価格高騰の影響を緩和させ、生産性の向上と稼ぐ力の強化に貢献した。

8. 経済対策

③ 商店街に対する支援

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策商店街等支援事業（R2年度）

- ・ 事業内容 緊急事態宣言が全国に拡大されたことから、ゴールデンウィークの期間中も県民の生活に必要な商品やサービスの供給を維持するに当たり、商店街等の混雑緩和策を適切に講じるための協力金（1グループ10万円）を支給した。
- ・ 事業実績 （支給先）18件

〔評価及び今後の課題等〕

商店街の混雑の緩和及び県民への意識啓発が図れたが、より多くの商店街に活用してもらう方法の検討が必要

○新型コロナウイルス感染症対応商店街支援事業（R3年度）

- ・ 事業内容 感染防止対策を徹底したイベント等の開催などの取組みを支援し、withコロナ時代における商店街の活性化を図るための補助金を交付した。
- ・ 事業実績 （支出先）2件

〔評価及び今後の課題等〕

コロナ禍における賑わい創出に貢献したが、より多くの商店街に活用してもらう方法の検討が必要

8. 経済対策

④ 相談窓口等

○新型コロナウイルス感染症対策企業相談窓口運営事業

- ・ 期 間 令和2年4月30日～令和2年9月30日
- ・ 対 象 県内企業
- ・ 事業内容 新型コロナウイルス感染症対策に関する企業からの各種相談についてワンストップで滞りなく対応するため電話相談窓口を開設
- ・ 事業実績 (相談件数) 10,822件

〔評価及び今後の課題等〕

各種支援策に係る問い合わせが想定されたため、速やかに相談窓口を設置し、円滑な支援の実施に繋げた。

○新型コロナウイルス感染症対策特別支援員設置事業

- ・ 事業内容 県内中小企業者の新型コロナウイルス感染症に起因する経営課題の解決に向けて専門的に支援する「新型コロナウイルス感染症対策特別支援員」及び「ガイドライン相談支援員」を設置
- ・ 期 間 (特別支援員) 令和2年4月8日～3年3月31日
(ガイドライン相談員) 令和2年6月1日～3年3月31日
- ・ 相談件数 (特別支援員) 1,809件
(ガイドライン相談員) 145件

〔評価〕 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営悪化による中小企業者の倒産・休廃業を防ぐため、商工団体等の支援機関との連携のもと、特別支援員等を設置した。

〔今後の課題等〕 相談件数が減少したため、特別支援員等の設置は終了したが、支援機関ネットワークの連携をより密にして、引き続き、中小企業者に必要な支援が行き渡るように取り組む必要がある。

8. 経済対策

⑤ 資金繰り支援

○新型コロナウイルス感染症対策資金（全国統一枠）

項目	条件等
実施期間	R2. 5. 1～R3. 3. 31（R3. 5. 31までに融資実行されたものが対象）
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	年1.0%（利子補給により当初3年間は無利子）
保証料率	年0.0%（全額国が負担）
融資実績	10,113件 1,745億円

○新型コロナウイルス感染症対策資金（県独自枠）

項目	条件等
実施期間	R2. 4. 6～R3. 3. 31
融資期間	7年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	年1.0%（利子補給により当初3年間は無利子）※
保証料率	年0.0%（全額県が負担）
融資実績	2,246件 452億円

※ 利子補給は、5/18以降の融資が対象

8. 経済対策

⑥ 物価高騰対策

○緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）

項目	条件等
実施期間	R4. 4. 1～
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	年1.5%以内（コロナ融資の借換は1.0%以内）※
保証料率	年0.0～0.95%（国の補助に県が0.2%上乗せ補助）
融資実績	3,316件 996億円（R5. 5末）

※ R5. 1に融資対象要件を緩和し、融資利率を改正

このほか、コロナ禍において創業等のために事業者が利用する資金や、原油価格高騰等の影響を要件として利用する資金を借り入れる際の保証料を補助することにより、資金繰りを支援した。

〔評価〕

- ・倒産件数は記録的な低水準となり、前例のない資金繰り支援は有用であった。
- ・既往債務やコロナ資金の借換需要等に対応するため、新たに資金を創設した。

〔今後の課題等〕

- ・当初3年間の無利子期間が終了し、返済が本格化する中、事業者の経営状況は一律ではなく、経営状況に応じた支援が必要になっている。

8. 経済対策

⑦ 新たな生活様式対応支援

○新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開支援事業

- ・ 期 間 令和2年5月1日～令和2年6月30日
- ・ 対 象 県内企業
- ・ 事業内容 インターネットを活用した新たな販路開拓やテイクアウト、デリバリーの導入など新たなビジネス展開に挑んでいる中小企業者の取組みに対して協力金を支給
- ・ 事業実績 (支給件数) 5,142件

〔評価及び今後の課題等〕

県内企業の、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの大幅な減少などの状況を乗り越えるための新たな取組み開始に貢献した。

○新ビジネス定着促進事業

- ・ 期 間 令和2年7月8日～令和2年9月30日
- ・ 対 象 県内企業
- ・ 事業内容 非対面・非接触型ビジネスの導入やデジタルシフトの促進、国の規制緩和に伴う事業の恒常化を図っている事業者に給付金を支給
- ・ 事業実績 (支給件数) 1,551件

〔評価及び今後の課題等〕

非対面・非接触型ビジネスの導入やデジタルシフトの促進等の新たな取組みの定着を促し、感染予防拡大と経済活動の両立に貢献した。

8. 経済対策

○密接不可避業種感染防止対策推進事業

- ・ 期 間 令和2年7月8日～令和2年8月31日
- ・ 対 象 県内企業のうち、主たる業種がその業務の性質上、身体への接触が不可避な業種
- ・ 事業内容 県民が適切な感染防止対策の中で利用できるよう、感染防止ガイドラインに則した取組みを実施する事業者に給付金を支給
- ・ 事業実績 (支給件数) 2,643件

[評価及び今後の課題等]

課題: 県民の安全安心と、企業の事業継続に伴う地域経済の両立に貢献した。

○地域産業成長支援事業

- ・ 期 間 公募(1回目) 令和4年3月10日～令和4年4月22日
公募(2回目) 令和4年4月22日～令和4年5月31日
- ・ 対 象 県内に本店及び本社をおく中小企業者等
- ・ 事業内容 ウィズコロナ時代における社会経済の変化に対応するために必要となる、新たな技術シーズへの対応やDXに向けた取組みを促進するため補助金を支給
- ・ 事業実績 (支給件数) 169件

[評価及び今後の課題等]

県内企業の今後成長が見込まれる分野の技術開発や、デジタル技術等を活用した生産プロセス改善の取組みを支援し、ウィズコロナ時代における本県産業の稼ぐ力の強化に貢献した。

8. 経済対策

○クラウドファンディングチャレンジ応援事業

◆愛媛県クラウドファンディング活用啓発事業

- ・ 期 間 令和3年4月19日～令和3年8月31日
- ・ 対 象 クラウドファンディングへの挑戦をしようとする者、起業希望者、新規事業・新商品開発担当者
- ・ 事業内容 クラウドファンディングという資金調達の活用方法を啓発し、補助制度の利用促進を図るとともに、新規事業に取り組む前向きな事業者が増加し、県内経済の活性化に繋げるため、セミナーを開催する。
- ・ 事業実績 (セミナー実施回数) 2回

[評価及び今後の課題等]

クラウドファンディング活用セミナーを実施し、事業者の新ビジネスへの積極的なチャレンジを促進し、県内経済の活性化に貢献した。

◆愛媛クラウドファンディングチャレンジ応援事業費補助金

- ・ 期 間 令和3年6月1日～令和4年3月10日
- ・ 対 象 県内中小企業者等、令和3年2月末までに県内で創業する者
- ・ 事業内容 新型コロナウイルス感染症に起因する経済社会変化に対応する新ビジネスを実施するために必要な資金をクラウドファンディングを活用して調達する際の手数料の一部を補助
- ・ 事業実績 支給件数 8件

[評価及び今後の課題等]

県内中小企業者等の新ビジネスへのチャレンジを促進し、ポストコロナにおける産業創出に貢献した。

8. 経済対策

○えひめの創業者成長支援事業

◆創業者経営力強化支援事業

- ・ 期 間 令和4年4月28日～令和5年3月15日
- ・ 対 象 EGFプログラムによる創業者 38者
- ・ 事業内容 コロナの影響を受けた創業者のアフターコロナに向けた経営力の強化を支援するため、創業者のビジネスの状況に応じた専門家による個別コンサルティングやビジネスマッチング等を実施
- ・ 事業実績 県外金融機関との業務提携、販路拡大、新商品の開発等を実現
〔評価及び今後の課題等〕

新たな業務提携先とのマッチング等を通して創業者の経営力強化を支援し、アフターコロナにおける地域経済の活性化に貢献した。

◆テストマーケティング支援事業

- ・ 期 間 令和4年5月24日～令和5年3月15日
- ・ 対 象 EGFプログラムによる創業者 22者
- ・ 事業内容 創業者がアフターコロナに向けて開発・改良した商品について、店舗やオンラインによるテストマーケティングを実施
- ・ 事業実績 約2,000件の消費者アンケートを回収、分析し創業者へのフィードバックを実施
〔評価及び今後の課題等〕

創業者へ消費者アンケートのフィードバックを行うことでサービスの改善につなげ、コロナを乗り越えるための経営力強化に貢献した。

8. 経済対策

◆クラウドファンディング活用支援事業費補助金

- ・ 期 間 令和4年4月1日～令和4年11月30日
- ・ 対 象 概ね創業後5年未満の県内中小企業者等（個人事業主含む）、令和5年2月末までに県内で創業する者
- ・ 事業内容 アフターコロナに向けた新商品やサービス等の開発を支援するために、クラウドファンディングで資金調達やマーケティングを行う際の手数料の一部を補助
- ・ 事業実績： 申込件数 3件、支給件数 1件

〔評価及び今後の課題等〕

クラウドファンディングで商品の販路拡大を目指す事業者へ支援を行い、アフターコロナに向けた事業者の経営力強化に貢献した。

8. 経済対策

(3) 需要の維持

○えひめ消費活性化事業（市町連携）（R4年度）

・事業概要

新型コロナの長期化と原油・物価高騰等の影響で消費の冷え込みが懸念されたことから、市町が主体的に行う消費喚起の取組みを県が強力にバックアップして地域経済の活性化を図った。

・事業実績

実施主体	補助率	補助対象事業	補助対象期間	補助金額
市町	1/2	市町が、令和4年4月26日以降に予算措置した消費喚起策	R4年4月26日～R5年2月28日	1,935,460,000円

[評価及び今後の課題等]

県と県内20市町が連携して消費喚起策を実施したことで、懸念された消費の冷え込みは発生しなかった。

8. 経済対策

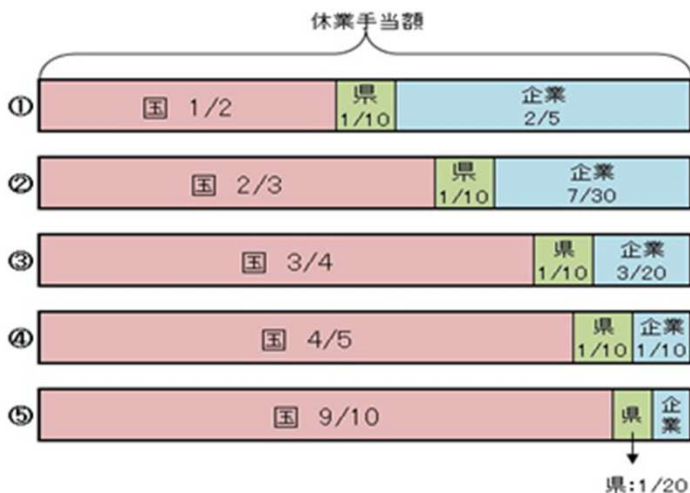
(4) 雇用の維持確保

○愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金

新型コロナウイルスの影響で休業等を余儀なくされた事業主に支給される国の雇用調整助成金に対する県独自の上乘せ助成を実施し、県内事業主の雇用維持を支援。

支給対象	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内事業主
補助率	休業手当総額の1/10以内（1事業所当たり上限：100万円）
補助実績	R2：69,087千円（187事業所・629件） R3：98,514千円（608事業所・3,582件） R4：90,662千円（661事業所・4,462件）

- ① 大企業(～R2.3)
- ② 中小企業(～R2.3)
大企業(R2.4～)
- ③ 大企業(R2.4～) ※解雇等を行わない場合
- ④ 中小企業(R2.4～)
大企業(R3.1～) ※業況特例・地域特例
- ⑤ 中小企業(R3.5)～※解雇等を行わない場合



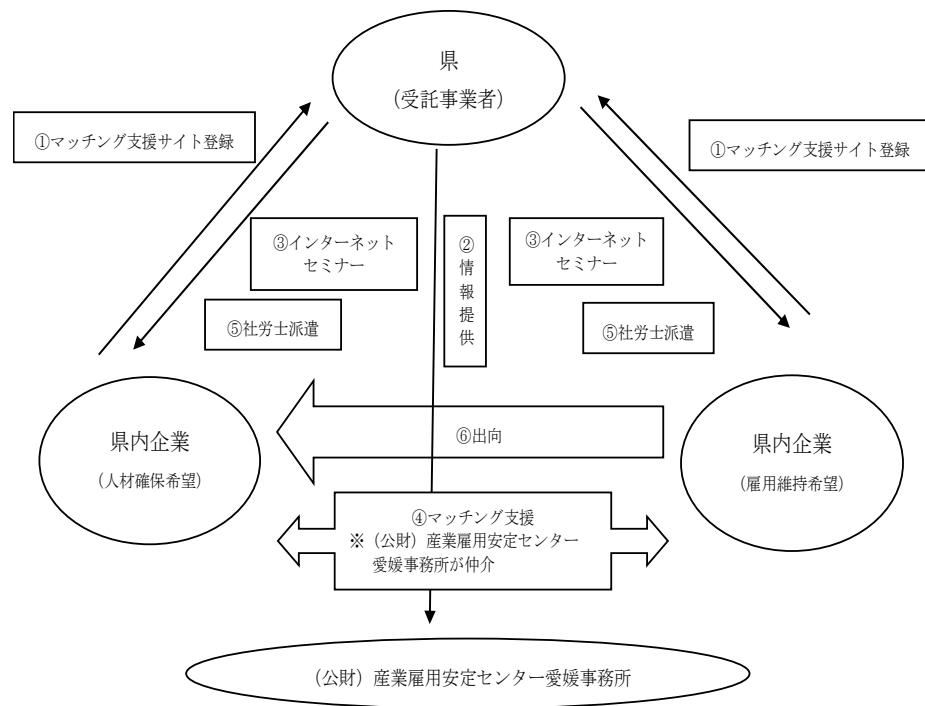
8. 経済対策

○県内企業短期人材マッチング支援事業（実施期間：R2. 7. 31～R5. 3. 31）

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な労働需要の不均衡を解消するため、雇用維持を希望する企業と短期人材の確保を希望する企業の出向契約のマッチングを支援した。

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 人材マッチング支援サイトの開設 動画セミナー（オンデマンド形式）の配信出向の代表的な事例、手続等の紹介等 社会保険労務士の派遣、オンライン相談出向契約締結のためのアドバイス等
実績	<ul style="list-style-type: none"> マッチング実績 送企業 14社 受入企業 9社 人数 91名

〔事業イメージ〕



8. 経済対策

○離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金

コロナ禍の長期化により、就職が困難な離職者等の雇用の安定を図るため、業務に必要なスキル等を身に付けるまでの間、事業主に奨励金と研修経費等を助成し、正規雇用としての早期の再就職と職場定着を支援した。

<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■助成対象事業主 国のトライアル雇用助成金を活用して試行雇用した労働者を、正規（無期）雇用した県内事業主 ■助成内容 ※1事業主当たり3人まで <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用奨励金 労働者1人につき月10万円×最大3ヶ月 ・研修経費等助成金 業務に必要なスキル習得のために事業主が負担した研修経費等の1/2を助成（上限15万円/人） ■申請期間 令和3年10月6日（水）～令和4年3月10日（木） ※正規雇用への移行日から2週間以内に県へ事業計画書の提出が必要。
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■正規雇用奨励金 支給決定：9人 支給決定額（合計）：2,200千円 ※研修経費等助成金は実績なし



国のトライアル雇用助成金を活用し、トライアル雇用後に正規雇用を実現した事業主の方へ…

愛媛県から「離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金」を支給します！

離職者等の正規雇用（＝無期雇用）を推進し、早期の再就職と職場定着を緊急に支援することが目的です！

正規雇用奨励金
1事業主あたり労働者3名分まで
・支給額：労働者1人につき**10万円/月**×最大3ヶ月
（ただし、賞金等の額が10万円を下回る場合はその実費額）

研修経費等助成金
業務に必要なスキル習得を目的として実施した研修や資格取得等のために、**事業主が負担した費用**
・対象経費：研修費等の額
・助成率：労働者1人につき**対象経費の1/2以内**
・限度額：労働者1人につき**15万円**

イメージ
トライアル雇用助成金(国) → 正規雇用奨励金(県)
研修経費等助成金(県)
対象労働者 → トライアル雇用後に正規雇用 → 対象事業主 → 1か月間雇用を継続することにより支給申請 → 支給決定・支給 → 県

申請〆切 令和4年3月10日
雇入日（正規雇用への移行日）から2週間以内に事業計画書の提出が必要です。その際、雇入日から1か月を経過することにより支給申請を行ってください。申請方法の詳細は裏面を御確認ください。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL: 089-912-2505 MAIL: sansyoinzai@pref.ehime.lg.jp
愛媛県 離職者 雇用支援 詳細はコチラ (県公式HP)

8. 経済対策

○県外学生Uターン就職等応援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、企業の採用活動が一時的に停滞し、学生の就職活動が困難になる中、県外学生が県内での就職活動等に要する交通費を助成することで、Uターン就職等を促進するとともに、県内企業の人材確保を支援した。

補助対象者	県外の大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校の学生
対象活動	県内で行われる以下の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・採用面接 ・合同会社説明（面接）会 ・インターンシップ ・職場見学・体験 ・愛workの就職相談・就活セミナー ・県・市町主催の就活イベント
対象経費	往復交通費
補助上限	2万円
補助実績	R2： 71件（962千円） R3： 79件（1,037千円） R4： 134件（1,903千円）



8. 経済対策

○新規学卒者等就職支援強化事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学等の主催する合同会社説明会の多くが中止されていた中、県内企業が参加する双方向型のWEB合同会社説明会を開催し、学生が県内企業を知る機会を提供するとともに、県内企業が学生にPRする機会を創出した。

参加対象	令和3年3月卒業予定の学生、既卒3年以内の方
開催期間	令和2年6月22日（月）～26日（金）
実績	学生視聴者数 延べ1,197人、参加企業数40社



○中小企業人材確保デジタル化支援事業

コロナ禍において採用活動のオンライン化が定着する中、県内企業のデジタル技術を活用した採用・広報活動に必要な経費を補助するとともに、専門家による個別出張コンサルティングを実施した。

対象事業	デジタル技術等を活用した採用・広報活動（HPの改修、企業紹介・採用動画の作成等）
対象期間	令和3年8月20日～令和4年2月末
補助実績	37社（13,927千円）
個別支援企業数	12社



8. 経済対策

○中小企業人材マッチング緊急支援事業

コロナ離職者やUターン就職希望者、新規学卒者向けの支援情報や求人情報を掲載した特別支援ページを開設するとともに、デジタル広告の配信を行い、コロナ禍における県内就職に向けた求職活動を支援した。

開設日	令和3年9月29日
開設ページ	①離職者向け ②Uターン就職希望者向け ③新規学卒者向け
掲載情報	●求人検索画面 ●職業相談窓口 ●企業情報サイト ●各種支援情報
その他	デジタルマーケティングを活用した広告配信を行い、ターゲットを特設ページに誘導 <ページ閲覧数（～令和3年度末）：99,403回

【愛媛県公式サイト】あのこの愛媛®
今すぐ働きたいあなたを応援!
愛媛の離職者向け求人情報はコチラ

【愛媛県公式サイト】あのこの愛媛®
愛媛への移住・Uターンを応援!
愛媛のUターン向け求人情報はコチラ

【愛媛県公式サイト】あのこの愛媛®
愛媛での就職を目指す学生を応援!
愛媛の就活生向け求人情報はコチラ

愛媛県公式 えひめで働きたいあなたを応援!
愛媛県内の求人をもっと多く掲載!

【お仕事を探すなら】あのこの愛媛®
あのおこの愛媛®
特設ページOPEN!
就職中ですぐ働きたい方 Uターン希望の方 愛媛で働きたい就活生の方
…に役立つ情報満載です!

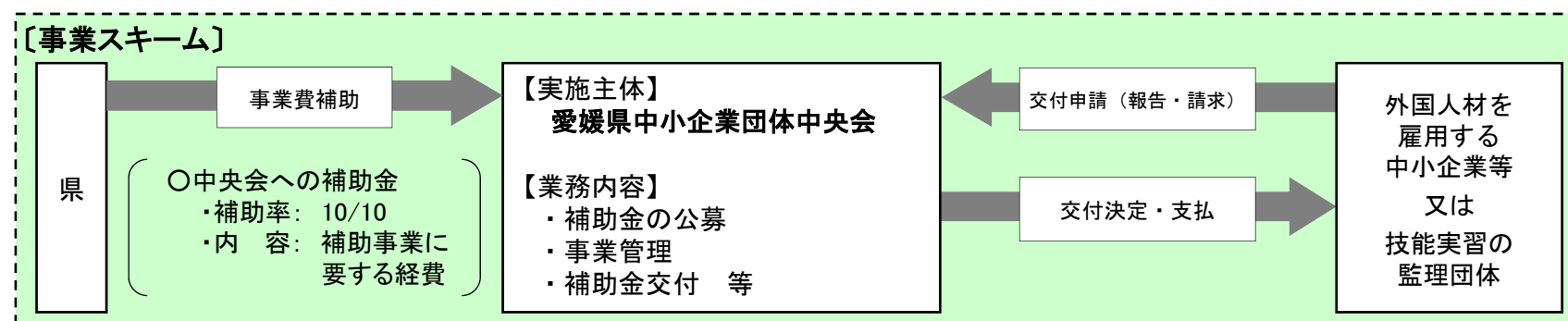
【すぐには仕事が見える!】
- 24時間、ネット上で求職可能
- 検索、申込、エントリーが1人1人多量な求人情報を閲覧
【掲載窓口や各種支援情報の情報も満載!】
- 求職相談やUターンに関する相談窓口
- 愛媛県内の魅力ある企業の紹介 - 就活学生を対象とした就職相談
- 移住や子育てに関する支援情報

就職中で、すぐ働きたい方はコチラ
Uターン希望の方はコチラ
就活生向けの方はコチラ

8. 経済対策

○外国人材受入緊急支援事業

政府の水際対策により、外国人材の受入れに際して、入国時の一時待機にかかる経費が事業者の追加負担となることから、事業者が負担する入国時の待機費用等を補助することで、中小企業等における外国人材の円滑かつ適正な受入れを支援。



補助対象事業者	県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業者等、実習監理を行う監理団体 等
補助対象人材	在留資格「技能実習」, 「特定技能」, 「介護」, 「特定活動(EPA介護福祉士候補者等)」
補助対象期間	令和4年2月1日から令和5年1月末までの間に入国し、申請日において入国日から起算して1か月を経過していること。
補助対象経費	(1) 国の要請を受けて、入国時に宿泊施設等で待機させる経費 (2) (1)の外国人材を入国時待機のための宿泊施設等に公共交通機関以外の方法で移動させる経費
補助額	(1) 補助率2分の1以内 75,000円 (外国人材1人当たり) (2) 補助率2分の1以内 15,000円 (外国人材を雇用する中小企業等1者につき、1回当たり)
実績	R3 : 6件 (13人) R4 : 25件 (604人)

8. 経済対策

○ 勤労者福祉資金に係る融資対象者の拡大

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業を余儀なくされる労働者が増大したことから、県が四国労働金庫と協働して貸付を行っている勤労者福祉資金のうち「離職者緊急生活資金」について、令和2年度から融資対象者を休業者まで拡大するとともに、保証料の全額を県が負担した。

【変更概要】

区分	変更前	変更後（R2～）
名称	離職者緊急生活資金	離職者等緊急生活資金
融資対象者	離職者のみ	離職者又は休業者
要件	<ul style="list-style-type: none"> 離職時～雇用保険受給満了後6月以内 県内に1年以上居住 離職者の収入により生計を維持 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に1年以上居住 離職者又は休業者の収入により生計を維持 ほか
資金使途	本人又は扶養する者の生活に必要なとなる資金	
融資限度額	1,000千円（償還期間5年（据置6月））	
融資利率	0.3%	
保証料率	1.2%	不要（※県にて負担（R2のみ））

【融資実績】

令和2年度：33件、27,500千円（※令和3～4年度は融資実績なし）

8. 経済対策

(5) 働き方改革・能力開発支援

① 「働ナビえひめ」における働き方改革支援

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」において、感染症対策を目的に加えた「新しいえひめワークスタイル推進事業」を実施した。

感染予防対策のための働き方の導入に向けた相談・支援

柔軟な働き方（テレワーク、時差出勤等）の導入に関する相談件数
R2年度:49件 R3年度:2件 R4年度:51件

新型コロナウイルス感染症対策総合労務出張相談会の開催

実施時期：R2.8～R2.11
会場：各地方局・支局 開催回数：18回 相談件数：24件

テレワーク導入に係る個別相談会の開催

実施内容：テレワーク導入に係る相談、テレワーク機器・ツール体験
（総務省テレワーク・サポートネットワーク事業）
実施時期：R2.11～R3.3
開催回数：3回 相談件数：3件

業務継続のための働き方改革（テレワーク導入）セミナーの開催

開催日：R2.11.17
会場：東京第一ホテル松山（オンライン併用）
参加者数：会場39名、オンライン31名

新しいえひめワークスタイル

感染症等の有事の事業継続や働き方改革のために取り組みませんか？

- テレワーク**
※勤怠金等の活用をサポートします。
情報通信技術(ICT)を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く
- 交代制勤務**
(変形労働時間制)
出勤の時間帯や月の休日取得日を決めて働く制度
- 時差出勤**
「決められた範囲の中で出勤時間を選ぶ」働き方
- フレックスタイム制**
労働者自身が日々の労働時間の長さ、労働時間の配置(始業及び終業の時刻)を決定することができる制度

導入に関するご相談 副業を可能とするルール整備
社内規則を見直し、副業を可能にするルールの整備

お問合わせ・お申込みは…
はた
愛媛県働き方改革包括支援プラザ(働ナビえひめ)
TEL:089-915-3260/FAX:089-947-4251
業務時間/9:00～17:00(※土日祝日、12月29日～1月3日を除きます)
〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1F
E-mail/m-sp3@cc-c-hime.jp

愛媛県事業委託先: 一般社団法人 愛媛県法人会連合会

8. 経済対策

②職業訓練：業界別にパッケージ化したeラーニングコースを提供

事業名	年度	事業内容・実績
産業別オンライン職業訓練事業費	R3	○対象・受講者数：離職者：251名、休業者：49名 ○コース数：100コース ○受講者向けキャリア診断：22回
産業別オンライン職業訓練事業費	R4	○対象・受講者数：離職者：180名、休業者：8名、非正規雇用：223名 ○コース数：151コース ○受講者向けキャリア診断：27回

③就職氷河期世代能力開発支援：意識啓発により公共職業訓練に誘導

事業名	年度	事業内容・実績
就職氷河期世代能力開発支援事業	R3	① 能力開発意欲喚起講演会の開催（参加者数：85名） ② 職業訓練校体験ツアーの実施（全3回、参加者数計：23名） ③ ②の参加者のうち、2名が県立産業技術専門校へ入校
	R4	① 能力開発意欲喚起講演会の開催（参加者数：98名） ② 職業訓練校体験ツアーの実施（全3回、参加者数計：21名） ③ ②及びR3の②の参加者のうち、3名が県立産業技術専門校へ入校

8. 経済対策

(6) テレワークの推進

県内における感染防止対策及び多様な働き方の推進を図るため、令和2～3年度にテレワーク導入に係る経費補助や専門家派遣による伴走型の支援を実施した。

【事業概要及び実績】

事業名	予算	事業内容（対象経費・補助率等）	交付実績
新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費	R2.6 補正	○事業内容： テレワーク導入に係る①国助成金の上乗せ及び②県独自の助成（通信機器レンタル料等） ○対象期間：R2.7～R3.3 ○補助率：①国助成額の1/6（上限500千円） ②対象経費の1/2（上限100千円）	14件 3,103千円
テレワーク導入推進企業緊急支援事業	R3.6 補正	○事業内容： ①社労士やIT専門家等の派遣による、テレワーク導入に向けた助言・指導等の総合的な支援 ②テレワーク導入費用（通信機器の導入運用、就業規則の作成・変更等）に係る経費補助 ○対象期間：R3.7～R4.3 ○補助率：②対象経費の1/2（上限500千円）	①78社 ②74件 20,322千円
テレワーク推進緊急機器整備支援事業費	R3.1 専決	○事業内容： テレワーク用通信機器の導入運用に係る経費補助 ○対象期間：R4.1～3 ○補助率：対象経費の1/2（上限200千円）	114件 15,681千円

8. 経済対策

○テレワーク推進協力金事業（R2・3年度）

・事業概要

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に資するテレワークの推進のため、県民を対象にしたテレワークプランを設定し、テレワークに取り組む場を提供する県内宿泊事業者等に対し、協力金の支給による支援を行った。

・事業実績

利用支援協力金：1人1日1室ごとに3,000円を上限×利用件数

プラン設定協力金：1事業者当たり30,000円

	事業者数	実施期間	利用件数	交付額
令和2年度	70	R2.5.1~7.31 R3.1.8~3.7	7,985件	25,306千円
令和3年度	61	R3.4.26~6.30 R3.8.16~9.30 R4.1.28~3.31	18,279件	56,127千円

8. 経済対策

評価及び今後の課題等

【評価】

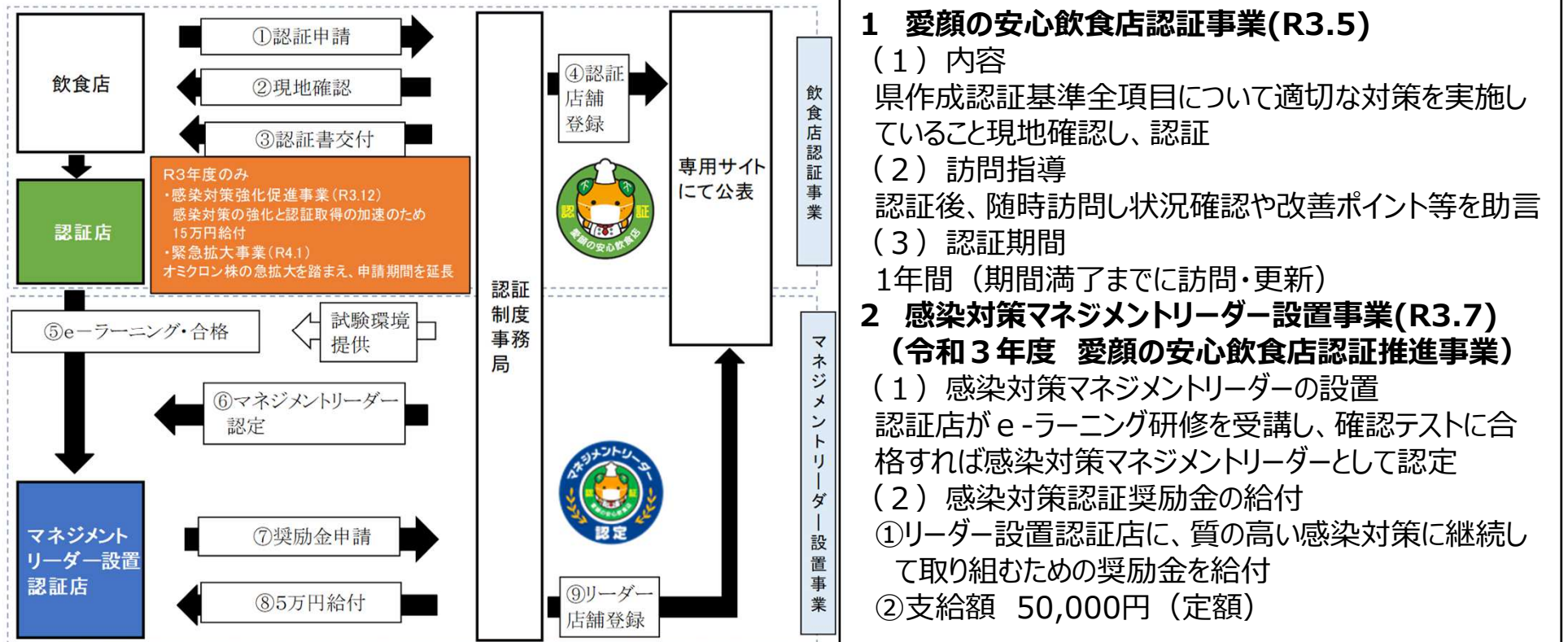
- 企業が感染防止対策を講じながら事業を継続する上で、時差出勤やテレワーク等「多様な働き方」の必要性が高まったことから、その導入を支援するため、各種相談会やセミナーを開催した。
- 離職者や休業者が増加する中、時間や場所等の制約のないeラーニングによる産業別オンライン訓練を新たに取り入れ、スキルアップを支援したほか、就職氷河期世代を対象とした能力開発にも取り組んだ。
- 各事業者による積極的なテレワークプランの実施により、感染拡大の防止につながった。

【今後の課題等】

- 多様な働き方は感染症対策のみならず、人材確保の観点からも必要性は高まると考えられ、継続的に普及啓発に取り組み、平時から制度を活用できる環境を整備するとともに、労働移動を見据えた、多様なニーズにも対応できる安定就労や再就職を促進するための仕組みづくりが必要である。
- テレワークについては、感染症対策のみならず非常時の事業継続を図る有力な手段として認知されたものの、業務との適合性から導入が困難と考える事業所も多いことから、業務の特性に応じた導入事例の紹介や業務の進め方の見直しと併せて支援していく必要がある。

8. 経済対策

(7) 愛顔の安心飲食店認証制度



1 愛顔の安心飲食店認証事業(R3.5)

- (1) 内容
県作成認証基準全項目について適切な対策を実施していること現地確認し、認証
- (2) 訪問指導
認証後、随時訪問し状況確認や改善ポイント等を助言
- (3) 認証期間
1年間（期間満了までに訪問・更新）

2 感染対策マネジメントリーダー設置事業(R3.7) (令和3年度 愛顔の安心飲食店認証推進事業)

- (1) 感染対策マネジメントリーダーの設置
認証店がe-ラーニング研修を受講し、確認テストに合格すれば感染対策マネジメントリーダーとして認定
- (2) 感染対策認証奨励金の給付
 - ①リーダー設置認証店に、質の高い感染対策に継続して取り組むための奨励金を給付
 - ②支給額 50,000円（定額）

令和3年度のみ

3 愛顔の安心飲食店感染対策強化促進事業(R3.12)

- (1) 内容 コロナ第6波に備え、感染対策の強化と認証取得を加速させるため、必要な経費を奨励金として給付
- (2) 支給額 150,000円（定額）

4 愛顔の安心飲食店緊急拡大事業費(R4.1)

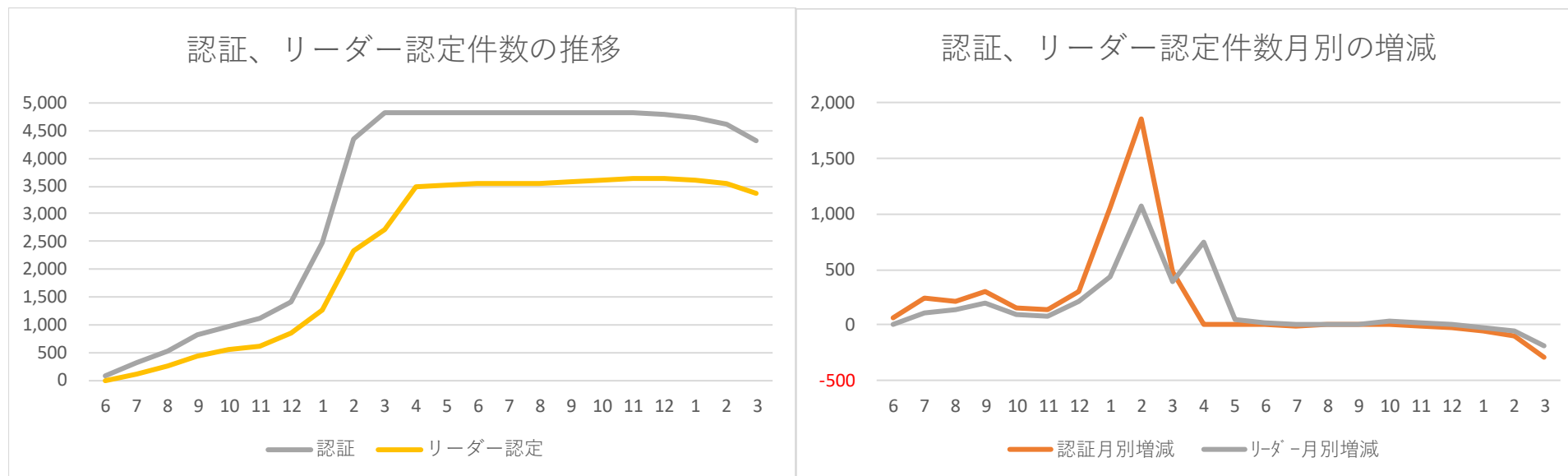
- (1) 内容 オミクロン株の急拡大を踏まえ、感染対策促進奨励金の申請期間を延長。
また、認証店舗で、オミクロン株の特性に応じた感染対策を徹底し、利用客に対し、周知。

8. 経済対策

申請件数等（R5. 3. 31時点）

申請件数	認証件数	延べ件数	リーダー 認定件数	延べ件数	奨励金 （5万円） 支給件数	奨励金 （15万円） 支給件数
5,067	4,330	4,924	3,352	3,778	3,768	4,782

認証件数、リーダー認定件数の推移



8. 経済対策

評価及び今後の課題等

【評価】

- 国が示した資料では、認証店と非認証店のクラスター発生状況を見た際、明らかに認証店の方が低い（非認証店の約4割）ということが報告されており、対策の効果があつた。
- 飲食店自らが申請したうえで、基準を満たしていることを現認したものを認証していることから、感染対策の水準及びに危機意識を持つ飲食店を客観化することができた。

【今後の課題等】

- 国の要請を受け開始した制度でもあり、かつ、国が定める認証基準案を基に、各都道府県が基準を策定することとなるが、感染症に対する感染対策については、都道府県ごとではなく、国直営で全国一律の制度運用される方が望ましい。
- 今回の認証制度運用により、飲食業界では十分浸透し、本県を含め全国的に委託事業としたことで民間にノウハウが蓄積されたことから、国が方針を示すことによって、民間主体での運営も可能ではないか。

9. 生活支援等

9. 生活支援等

(1) 生活困窮者等への支援

① 生活福祉資金特例貸付

制度概要：新型コロナの影響による休業や失業等により、生活が困難となった方々に対する特例的な貸付制度（最大200万円）

①緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合）

②総合支援資金（生活再建までの間に生活資金が必要な場合）

申込期間：令和2年3月25日～令和4年9月30日

実施主体：愛媛県社会福祉協議会

貸付実績：

資金種別	貸付件数	貸付金額(千円)
緊急小口資金（最大20万円）	17,514	3,153,460
総合支援資金（最大180万円）	21,871	14,840,308
合計	39,385	17,993,768

② 新型コロナ生活困窮者自立支援金

制度概要：特例貸付を借り終えるなど、同貸付を利用できない世帯に対する支援金制度（最大60万円）

申込期間：令和3年7月1日～令和4年12月31日

実施主体：県、市

貸付実績：支給決定件数3,339件 支給額673,560千円 ※県全体

9. 生活支援等

評価及び今後の課題等

【評価】

- ・ 新型コロナの影響を受け、収入の減少や失業等により経済的に困窮している世帯に対して、最大200万円の生活資金と最大60万円の支援金を届けることで、厳しい状況にある県民の日常生活を支えることができた。
- ・ 特例貸付については、無利子で保証人も不要とするなど、通常的生活福祉資金よりも貸付要件を緩和し、収入減少が認められれば貸付が可能としたことで、コロナ禍での迅速な支援につながった。

【今後の課題等】

- ・ 令和5年1月から償還が始まっており、住民税非課税等の借受者については償還免除を行うとともに、償還免除には該当しないものの、低所得で償還が困難な借受者については償還猶予や償還計画の柔軟な見直しを行う必要がある。
- ・ 借受者の経済的な自立に向けて、引き続き、社会福祉協議会における生活相談や自立支援等に努める必要がある。

9. 生活支援等

(2) 人権への配慮

愛媛県発のシトラスリボンプロジェクトを展開する民間団体等と「STOP！コロナ差別～愛顔を守ろう～」キャンペーンを立ち上げ、令和2年10月から以下の事業を実施した。

① 「STOP！コロナ差別～愛顔を守ろう～」キャンペーン

○シトラスプロジェクトのシンボルであるシトラスみきゃんを活用した啓発活動を展開

- ・ポスター、のぼり、各種啓発グッズ配布
- ・HPやSNSでの活動紹介
- ・人権啓発講座の開催
- ・県職員のシトラスリボン着用

○人権啓発センター（人権対策課内）での電話やメールによる人権相談において差別の内容について丁寧に聞きとり、専門機関を紹介

- ・陽性者等へのインターネット上での誹謗中傷を危惧するもの
- ・医療機関の対応に関するもの
- ・ワクチン非接種者への差別等に関するもの
- ・マスク非着用者への差別等に関するもの



9. 生活支援等

【シトラス・リボン・プロジェクトの概要】

<目的>

新型コロナウイルス感染者や家族等への差別、偏見を解消し、誰もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会を目指すもので、愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンやロゴを身に着けて、「ただいま」、「おかえり」と言い合える地域社会づくりに取り組む。

<実施団体>

ちょびっと19+（ナインティーン プラス）

「COVID-19」がもたらす災禍の中で「少しでも+（プラス）を生み出せたら」と願い、令和2年4月に県内の大学関係者や自営業者の有志が発足させたグループ

<代表者>

松山大学法学部 准教授 甲斐 朋香

（共同代表） 愛媛大学社会連携推進機構 教授 前田 眞

<ロゴマーク>

「地域」、「家庭」、「職場(又は学校)」
を象徴する3つの輪をかたどった
シトラスのカラーリボン



Citrus
Ribbon
PROJECT

9. 生活支援等

- ② HP、ネット広告、動画、SNSを活用した人権啓発
令和2年～令和4年
(特設HP・Yahoo!・Google・SmartNews・LINE・YouTube・Facebook)

動画



ネット広告



公式Twitter



9. 生活支援等

③ 県庁本館のライトアップ

- ・ R2. 10. 1～R2. 10. 8（8日間） R2. 12. 4～R2. 12. 10（7日間）
- ・ R3. 4. 29～R3. 5. 9（11日間） R3. 8. 13～R3. 8. 22（10日間）

松山城、内子町豊秋河原の榎、市立宇和島病院、森の三角ぼうし等、東温市役所もライトアップ



9. 生活支援等

④ シトラスリボンプロジェクトパネル展示

県庁での実施



各市町とも連携



9. 生活支援等

⑤ その他

- (ア) コロナ差別人権ミュージカル（坊っちゃん劇場） 動画配信
- (イ) プロスポーツ組織と連携した人権啓発



- (ウ) シトラスリボンラッピングトラック（県トラック協会連携）



9. 生活支援等

(イ) SNS等ネット中傷対策事業

- SNS等ネット中傷対策担当者ネットワーク会議の開催（R3～）
（構成員：県、市町、松山地方法務局、県警察本部、人権団体等）
- モニタリングを担う人材養成を図るための「インターネットモニタリング講座」の開催（R4.11）
（対象者：市町、教職員、教員、隣保館職員、県、警察、人権団体）
- R3.7.1～ インターネットネットモニタリング
インターネット上の人権侵害に関する情報についてモニタリングを実施し、特に悪質な書込み等については、サイト事業者への削除依頼等を行う。

(オ) 街頭啓発活動

- パネル展示、チラシ・オリジナル啓発グッズを配布等
- 大街道三越前（松山市と共同）、フジグラン川之江、フジグラン松山、イオンモール今治新都市、フジグラン大洲
- R3.12.4 大街道三越前（松山市と共催）で啓発活動（人権週間・#ひとりの愛・STOP!コロナ差別）を実施
- R3.12.16 松山市駅前で啓発活動（#ひとりの愛・STOP!コロナ差別）を実施
- R4.12.4 大街道（松山市等と共催）街頭啓発（人権週間・STOP!コロナ差別）



9. 生活支援等

評価及び今後の課題等

【評価】

- 愛媛県発のシトラスリボンプロジェクトを展開する民間団体や法務局、市町等との連携のもと、「STOP！コロナ差別～愛顔を守ろう～」キャンペーンを立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策広報啓発事業として令和2年度補正予算を計上し、迅速に啓発活動を開始した。
- それにより、県庁等公共施設のライトアップ、スポーツチームと連携した啓発イベント、人権ミュージカル動画の配信、パネル展、インターネット広告、街頭啓発の実施など工夫を凝らした様々な方法で啓発を実施するとともに、知事自らが記者会見など機会あるごとに偏見・差別・誹謗中傷への注意喚起のメッセージを発信したことにより、感染者、医療従事者、エッセンシャルワーカー等への偏見や差別の防止を図ることができた。
- また、シトラスリボンプロジェクトは、全国的な運動となり、差別・偏見の防止に貢献することができた。

【課題】

- コロナ発生当初、感染者、医療従事者、運送業者等のエッセンシャルワーカーへの偏見・差別、誹謗中傷が発生したことから、感染症患者等に関する正確な知識・情報を初期段階から迅速に提供するとともに、日頃の人権啓発活動においても不当な差別が起こらないよう様々な感染症に関する正しい情報を県民に伝える必要がある。

10. 学校における対策

10. 学校における対策

(1) 学校における感染対策等

学校の安全確保と学びの保障の両立を図るため、感染拡大防止に向けた対策の徹底とICTによる学びのための環境整備等により教育活動を継続

◎学校における感染症対策の徹底

- ・ 文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策の徹底
- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を策定
- ・ 手指消毒や感染症予防に必要な保健衛生用品の整備
- ・ 感染防止対策のための県立学校の校舎・寄宿舎の設備改修
- ・ 特別支援学校における感染症対策のため給食時前後の支援員の配置
- ・ 特別支援学校のスクールバス増便による感染防止対策事業
- ・ 教職員に対するワクチン接種の促進

◎学びの保障のための環境整備

- ・ ICTを活用した授業や指導の実施
- ・ 1人1台端末を利用した県独自の学習支援システムの開発
- ・ 経済的困窮家庭の不登校児童生徒に対する学習環境への支援
- ・ 小・中学校の新入生に対する「新入生学習サポート」動画の配信
- ・ 学力保障や健康管理を実施するための学校教育活動支援員の配置
- ・ 愛ある大学生サポーターの派遣による生徒の学習サポートの実施

◎教員の負担軽減

- ・ 教員の事務業務（感染症対策を含む）を補助するためのスクール・サポート・スタッフ等の配置
- ・ 県独自の学習支援システムの導入

◎児童生徒への支援

- ・ 経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対する昼食代の支援
- ・ 修学旅行のキャンセル料への補助

◎児童生徒の心のケア

- ・ 差別や偏見等の防止に向けたメッセージと学習・啓発資料の公表
- ・ 生徒の不安等を受け止めるためのSNSを活用した相談窓口の開設

10. 学校における対策

学校における一斉臨時休業とその経過概要

◎学校の休業措置等

《2020年3月の一斉臨時休業～5月完全再開まで》

- ・ 首相による全国一斉臨時休業の要請（2/27）を受け、3月4日から県内全公立学校が一斉臨時休業（国要請は3/2からであったが、2日間の猶予を設定）
- ・ 2020年4月8日又は4月9日に大半の公立学校では入学式・始業式を実施し、一旦学校再開したものの、4月16日に「緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大」されたことを受け、県内全ての公立学校が4月20日から（5市町の小中学校は4月21日から）5月6日まで臨時休業となった。
- ・ その後、国の緊急事態宣言の解除方針が不明なため、5月10日（日）までの延長を決定（4/28）
- ・ 2020年5月11日から5月22日まで学年別分散登校を実施
- ・ 2020年5月25日から県内全ての公立学校が完全再開

ICT教育の推進について

◎県立学校生徒等1人1台端末整備

（単位：台）

	端末機	ルーター	入出力 支援装置	電源キャビネット	電子黒板
中等教育学校（前期）	1,229	8			560
中等教育学校（後期）	1,295	2			
高等学校（全・定）	23,849	221			
特別支援学校（小・中）	778	19	225	41	
特別支援学校（高）	693	20	89		
計	27,844	270	314	41	560



◎GIGAスクール構想に係る市町への支援

- ・ GIGAスクール用端末(Chrome OS)調達に係る共同調達の実施（2021年5月：1人1台端末全市町納品完了）
- ・ 小中合同の端末整備に係る説明会の実施

◎ICT教育の推進及び研修体制の整備

- ・ ICT教育推進協議会の設置及びICT教育推進ガイドラインの策定
- ・ 全ての校種の教員を対象とした、ICTの操作演習や教材作成に係る各種研修・実践サポートの実施

10. 学校における対策

学校行事の実施

◎入学式・卒業式の実施について

- ・ マスク着用を始め、会場の十分な換気や、出席者の制限による座席間の確保などにより感染対策をしたうえで、挨拶の省略等により時間を短縮して実施。

◎運動会の開催について

- ・ 学校生活の中でも特に思い出に残る行事であり、児童生徒の社会性や協調性を養う貴重な機会として、可能な限り実施できるよう感染状況を踏まえながら、「参加者や観客等入場者の制限」「時間短縮」「競技種目の精選」など、学校ごとに感染回避対策を講じながら実施。

◎修学旅行の実施について

- ・ 日程や行先を変更することにより、全ての学校で実施。

令和3年度修学旅行	予定通り実施	予定変更（日程、行先）		中止
		R3実施	R4実施	
小学校(263校)	28(10.6%)	235(89.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)
中学校(124校)	17(13.7%)	84(67.8%)	23(18.5%)	0(0.0%)
高校(全日制)(52校)	1(1.9%)	21(40.4%)	30(57.7%)	0(0.0%)
中等(前・後別)(6校)	0(0.0%)	3(50.0%)	3(50.0%)	0(0.0%)
特支(小8、中7、高10、訪問1)	1(3.8%)	23(88.5%)	2(7.7%)	0(0.0%)

令和4年度修学旅行	予定通り実施	予定変更 (日程、行先)	中止
小学校(259校)	251(96.9%)	8(3.1%)	0(0.0%)
中学校(123校)	122(99.2%)	1(0.8%)	0(0.0%)
高校(全日制)(52校)	50(96.2%)	2(3.8%)	0(0.0%)
中等(前・後別)(6校)	6(100.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
特支(小6、中7、高10、訪問2)	19(76.0%)	6(24.0%)	0(0.0%)



10. 学校における対策

部活動等における対応

◎部活動に係る警戒レベルごとの制限の推移（抜粋）

部活動については、警戒レベルに応じた制限の見直しを行いながら対応。

期 間	(R2) 5/11～5/28	(R3) 1/8～2/28	(R3) 4/8～5/31	(R3) 7/29～8/10
警戒レベル	感染警戒期	感染警戒期 (特別警戒期間)	感染対策期	感染警戒期 (特別警戒期間)
練習試合等 (県内)	・行わない 部活動休止（～5/24）	・近隣校以外との練習試合禁止 (特に感染拡大地域は厳選)	・行わない	・注意して実施
練習試合等 (県外)	・行わない 部活動休止（～5/24）		・行わない	・実施の必要性を慎重に吟味 ・緊急事態宣言地域等及び感染 拡大地域との交流は禁止
公式大会等		・全国大会等への県代表として の参加は例外的に認める	・公式大会は、感染防止対策 を強化し、無観客での実施 を主催者に要請 ・全国大会への県代表参加は 例外的に認める	・県内の公式大会は実施（必 要に応じ、主催者が観客を 制限） ・全国大会等への県代表として の参加は例外的に認める
期 間	(R3) 8/20～9/30	(R4) 1/12～	(R4) 8/23～9/16	(R4) 12/5～12/14
警戒レベル	感染対策期（まん延防止等 重点措置～9/12）	感染警戒期（オミクロン株 感染拡大特別警戒期間）	感染警戒期（特別警戒期 間・BA.5医療危機宣言）	感染警戒期 (特別警戒期間)
練習試合等 (県内)	・行わない	・行わない	・上位大会への参加が決定し ている場合や1か月以内に 公式戦への参加を予定して いる場合に限定	・訪問先の感染状況等を勘案 の上、厳選して実施
練習試合等 (県外)	・行わない	・行わない		
公式大会等	・公式大会は、無観客での実 施を主催者に要請 ・全国大会等への県代表として の参加は例外的に認める	・主催者が定めるルールや制 限を厳守して参加	・主催者が定めるルールや制 限を厳守して参加 ・競技等以外の場面でも感染 回避行動を徹底	・主催者が定めるルールや制 限を厳守して参加 ・競技等以外の場面でも感染 回避行動を徹底

10. 学校における対策

◎全国高校総体における感染症対策への取組

概要	事項	内容
会場運営	応援者・観客	声を発する応援の禁止
	動線	選手と応援者等との接触回避
	入場制限	人と人との間隔が十分に取れる距離確保
参加判断	参加出場可否の決定	全国高体連競技専門部が最終判断
	濃厚接触者の特定	四国各県がそれぞれの基準で実施 本県においては、 ① 来県前：居住地（滞在地の定義で判断） ② 来県後：本県の基準により、学校の求めに応じて保健所と協議の上、参加校の責任において特定
感染後の対応	宿泊療養施設の入所	陽性が判明した場合、原則、居住地に移送
観客の入場方針	収容定員	原則、収容率50%を想定して入場制限【四国4県共通】
	入場の優先順位	入場の優先順位を原則として次のとおり設定 ①学校関係者 ②保護者 ③報道等 ④一般観客



10. 学校における対策

評価及び今後の課題等

【評価】

○学校における感染拡大防止について

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」（県）や文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染対策の徹底を行うとともに、感染状況に応じて感染リスクの高い学習活動、学校行事、部活動などの実施可能な範囲や実施方法を工夫しながら、学びの保障を図りつつ、学校での感染拡大防止に努めた。
- ・長期休業における寄宿舎と地元（県外）との往来や、部活動の全国大会出場等、学校の裁量で活用出来る抗原検査キットを配備し、学校での感染拡大リスクの低減を図った。

○周知啓発 について

- ・長期の臨時休業や感染への不安に対する児童生徒のストレスへの対応、感染症に伴ういじめや差別が生じないように、周知啓発に努めた。

【今後の課題等】

○時点毎・ケース毎の対応について

- ・学校現場において迅速な対応ができるよう、ガイドライン等だけでなく他校における対応例等の共有を図る。

11. 県民等に向けた広報・情報発信

11. 県民等に向けた広報・情報発信

(1) 記者会見による感染状況等の情報発信

令和2年1月30日から令和5年4月26日までの間、知事による記者会見（臨時・定例）の実施やマスコミによる収録、共同取材への対応など、合計472回にわたる情報発信を行った。



11. 県民等に向けた広報・情報発信

(2) 県民・事業者への呼び掛け

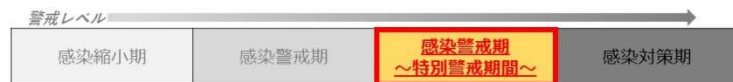
① 知事メッセージの送付

令和2年3月5日から令和5年4月26日までの間、95通にわたる知事からのメッセージなどを公表・送付等し、感染拡大防止に対する協力をはじめ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自の警戒レベルにおける対策等を呼び掛けた。

② SNS (Twitter) の活用

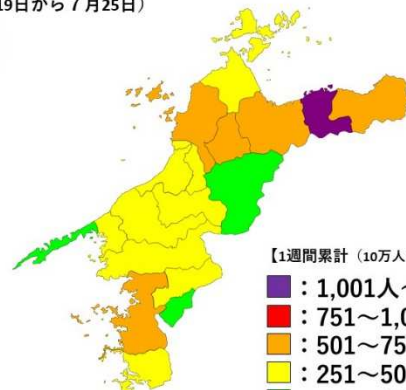
- ・ 令和4年1月8日から令和5年5月8日までの間、476回にわたり、日々の陽性者数速報値の公表や感染対策への協力等を呼び掛けた。
- ・ 令和4年7月25日から令和5年5月8日までの間、288回にわたり、県内市町（全数届出の見直し後は二次医療圏域）を感染状況に応じて色分けした地図等をツイートし、注意喚起を図った。

令和4年7月25日発信



市町別陽性者の状況（7月19日から7月25日）

市町名	7/25	7/19~7/25
	陽性者	10万人当たり 1週間累計
松山市	239	538.3
四国中央市	28	629.6
新居浜市	20	1,201.5
西条市	10	641.3
今治市	53	486.6
上島町	1	368.7
伊予市	8	421.3
東温市	23	563.4
久万高原町	0	81.0
松前町	13	438.7
砥部町	9	444.3
八幡浜市	8	484.6
大洲市	21	303.1
西予市	18	463.4
内子町	3	293.7
伊方町	0	59.5
宇和島市	35	603.0
鬼北町	3	320.2
松野町	0	138.1
愛南町	10	275.5
愛媛県	504	577.7



【1週間累計（10万人当たり）】

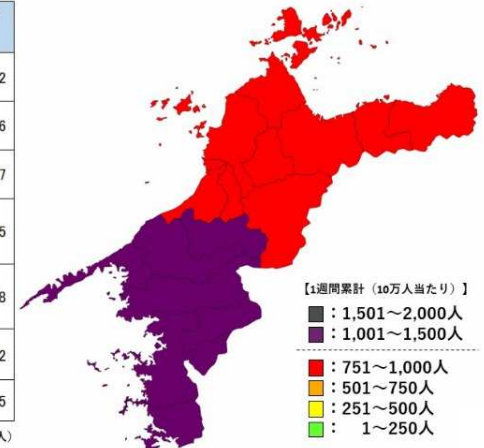
- ：1,001人～
- ：751～1,000人
- ：501～750人
- ：251～500人
- ：1～250人

※愛媛県には県外在住者及び調査中を含む（単位：人）

令和5年1月5日発信
（陽性者数ピーク）

医療ひっ迫警戒宣言発令中

二次医療圏域	1/5	12/30~1/5
	陽性者	10万人当たり 1週間累計
宇摩		
四国中央市	278	830.2
新居浜・西条		
新居浜市、西条市	870	814.6
今治		
今治市、上島町	601	976.7
松山		
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	1,865	845.5
八幡浜・大洲		
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	602	1,007.8
宇和島		
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	416	1,268.2
愛媛県	5,219	1,105.5



【1週間累計（10万人当たり）】

- ：1,501～2,000人
- ：1,001～1,500人
- ：751～1,000人
- ：501～750人
- ：251～500人
- ：1～250人

※愛媛県には陽性者登録センター分を含む（単位：人）

11. 県民等に向けた広報・情報発信

(3) 県ホームページによる広報・情報発信

- ・ 県民への正確な情報発信を行うため、県ホームページに新型コロナウイルスに関する総合情報ページを開設。
- ・ 感染動向や感染防止対策、自宅療養者・濃厚接触者向け情報、ワクチン接種、事業所向けの支援など、新型コロナに関する様々な情報を掲載。
- ・ 県民の生活に関わる施策を行う場合や、新型コロナに関する国の対応方針が変更される場合等に、速やかにホームページに掲載することにより、県民に広く周知を行った。

【県ホームページ（トップページ）】

The screenshot shows the top section of the Iwate Prefecture homepage. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Living/Disaster/Environment', 'Health/Medical/Welfare', 'Education/Culture/Sports', 'Work/Industry/Tourism', 'Social Infrastructure', and 'Prefecture Information'. Below this, a large banner titled '新型コロナウイルス感染症関連情報' (COVID-19 Infection Related Information) is displayed. The banner includes a sub-header '～愛媛県の相談窓口や対応状況などを掲載しています～' (We post consultation windows and response status in Ehime Prefecture). On the left side of the banner, there is a red box announcing a '特別警戒期間' (Special Alert Period) from July 12th (Tuesday) onwards, with a note that the number of guaranteed hospital beds has increased to 360. Below the banner, there are several buttons for quick access: '新型コロナウイルス感染症に関する情報' (Information about COVID-19 infection), '新型コロナウイルス よくある質問' (Frequently asked questions about COVID-19), '中村知事からのメッセージ' (Message from Governor Nakamura), '県内事業者の皆様へ (給付金・補助金等)' (To all business operators in the prefecture (payments, subsidies, etc.)), and '新型コロナウイルス感染症 愛媛県内の状況' (Status of COVID-19 infection in Ehime Prefecture).

11. 県民等に向けた広報・情報発信

評価及び今後の課題等

【評価】

- トップである知事が緊張感を持って数多く記者会見を行い、タイムリーに感染状況を説明するとともに、感染対策への協力を呼びかけたことによって、県民の行動変容を促すことができた。
- 知事メッセージの送付及びSNSの活用により、幅広い県民に分かりやすく感染状況やそれに応じた対策の詳細等の注意喚起を図ることができた。
- 記者会見やSNSでの発信等は、テレビや新聞、ラジオといったメディアに何度も取り上げられるなど、県民への広報・周知に大きな効果を発揮した。
- 県HPを活用することで、県民に向けた様々な情報を、正確かつ迅速に発信することができた。

【今後の課題等】

- 今後も様々な媒体を活用して、効果的な広報・情報発信に努める必要がある。
- 感染拡大初期において、正確な情報発信を行うため庁内の体制を速やかに整える必要がある。
- 新型コロナに関する情報は、老若男女を問わず関心が高いほか、本県で暮らす外国人にも必要であることから、様々な年代や言語に対応した、分かりやすい情報発信の検討が必要。